

春日市高齢者福祉計画 2024

- ・ 第9期介護保険事業計画

2024年（令和6年）3月

春日市

はじめに

～高齢者福祉計画2024・第9期介護保険事業計画の策定に当たって～



このたび、2024年度（令和6年度）から2026年度（令和8年度）までの3年間を計画期間とする高齢者福祉計画2024・第9期介護保険事業計画を策定しました。

本計画の計画期間中には、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年（令和7年）を迎えます。その先には、団塊ジュニア世代が65歳以上の前期高齢者となる2040年（令和22年）も控えています。春日市においては、総人口は既に減少局面に入っている一方、2040年を過ぎても高齢者数は増え続ける見込みとなっており、介護や支援を必要とする高齢者と、その支え手となる人とのバランスを十分に考慮しながら、将来を見据えた施策を検討していくことが必要です。また、本計画の策定に当たり、高齢者やその家族のニーズを探っていくと、介護予防に対する意識の高さや、認知症に対する不安等が見えてきました。

このような社会情勢や市民ニーズから見えてくる課題に的確に対応していくためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の推進や、高齢者・障がい者・子どもなど全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向けた施策の実施が必要です。

本市では市制50周年を機に、これからの50年を見据えた魅力ある春日の未来図を実現するため、「春日新50年プラン」によって、協働のまちづくりの基盤を整備する様々なプロジェクトに市内全域で取り組んでいます。その中で、市の中央部には社会福祉センターを核とした地域共生社会の拠点施設を整備し、市民活動と交流の拠点づくりを強化してまいります。

本計画では、第8期に引き続き、春日市の目指すまちの将来像（基本理念）を、「みんなで支え合い、高齢者やその家族が安心して自分らしく暮らせるまち」と定めるとともに、介護予防や健康づくり、地域での見守り、自立支援・重度化防止、相談体制の充実、認知症施策の推進のほか、過不足のない施設整備や在宅サービス提供体制の確保等に取り組んでいくこととしています。

これからも、地域の力を核とした協働のまちづくりを進めながら、誰もが住みたい、住み続けたいと思えるまちの実現に向けて、邁進してまいりますので、引き続き、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり御尽力いただきました春日市高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討協議会の皆様をはじめ、ニーズ調査への御協力などにより貴重な御意見をいただきました皆様に心からお礼申し上げます。

2024年（令和6年）3月

春日市長 井上澄和

目 次

第 1 章	計画策定に当たって	1
1.	計画策定の背景及び趣旨	1
2.	計画の法的位置付け	2
3.	計画の期間	2
第 2 章	春日市における高齢化の状況	4
1.	人口の推移と推計	4
2.	要介護等認定者数の推移と推計	7
3.	認知症高齢者の状況	8
第 3 章	計画の方向性	9
1.	高齢者が望む暮らし（ニーズ）・実態等の把握	9
2.	市として応えるべきニーズの整理	12
第 4 章	基本理念と基本目標の設定	16
1.	目指すまちの将来像（基本理念）の設定	16
2.	基本目標の設定	17
第 5 章	施策の展開	19
基本目標 1	自分らしく生き生きとした暮らしを継続できる体制づくり	20
基本目標 2	高齢者とその家族が安心して暮らせる体制づくり	39
基本目標 3	介護保険等公的サービスの充実と適切な提供体制づくり	58
第 6 章	介護保険事業の運営方針	95
1.	高齢者数・要介護等認定者数の推計	96
2.	介護保険制度改正の内容	96
3.	日常生活圏域の設定と介護サービス基盤の整備	99
4.	介護サービス量の見込み	103
5.	第 1 号被保険者の保険料	113
資料編		
1.	用語の解説	124
2.	介護保険サービスの内容	131
3.	春日市高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討協議会	133

第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の背景及び趣旨

全国的に人口減少が進む中、本市の総人口も減少傾向にあります。高齢者人口は増加を続けており、令和5年9月末現在、26,234人となっており、総人口(112,378人)に占める割合(高齢化率)は23.3%となっています。

目前に迫っている2025年には、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となります。さらに、その先の2040年にはいわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上の高齢者となり、急速な高齢化の進展に加えて、労働人口(担い手)が大幅に減少することが予想されており、介護をはじめとする社会保障の負担が一層増大していくことや、介護の担い手不足の更なる深刻化が懸念されています。

このような状況が予測される中で、地域における介護や福祉の提供を維持していくためには、これまで「支援される対象」であった高齢者が、自ら「支援の担い手」になることが求められており、高齢者一人一人の健康の維持増進、社会参加や介護予防の推進がこれまで以上に重要となります。そのような状況を踏まえた「新しい社会システムづくり」と「新しい生き方づくり」を両輪で進めていくことが、わが国の今後の課題です。

また、2040年に向けて生産年齢人口が急減し、85歳以上人口が急速に増加していくことが見込まれる中で、国からは、第9期介護保険事業計画の策定に向けて地域包括ケアシステムを更に深化・推進していくとともに、介護ニーズの増大と労働力の制約への対応を両立させ、制度の持続可能性を確保する検討を進めていくことが示されています。

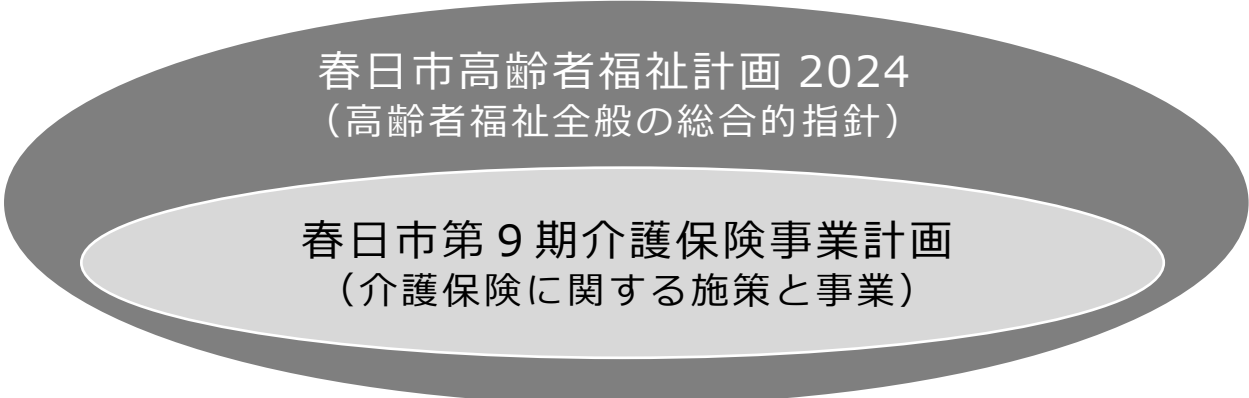
本市では、令和3年3月に「春日市高齢者福祉計画2021・第8期介護保険事業計画」(以下、前計画という。)を策定し、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、人生の最期まで自分らしい生活をおくることができる社会を実現するため、地域包括ケアシステムの構築を進めてきました。前計画の期間が令和5年度で終了するため、これまでの取組を検証しつつ、社会経済情勢の変化による新たな課題にも対応しながら、引き続き、高齢者福祉を総合的、計画的に推進するため、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「春日市高齢者福祉計画2024・第9期介護保険事業計画」(以下、本計画という。)を策定することとします。

2. 計画の法的位置付け

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく、高齢者の福祉の増進を図る計画です。

また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画です。

高齢者福祉計画は、その目的、対象及び内容において、介護保険事業計画を包含した計画と位置づけられることから、両計画を一体のものとして策定しました。



春日市高齢者福祉計画 2024
(高齢者福祉全般の総合的指針)

春日市第9期介護保険事業計画
(介護保険に関する施策と事業)

また、策定に当たっては、国の定める基本方針を踏まえ、「福岡県高齢者保健福祉計画」や「福岡県保健医療計画(地域医療構想)」との調和を図るとともに、「第6次春日市総合計画」(計画期間:2021年度～2030年度/令和3年度～令和12年度)や春日市地域福祉計画をはじめとした、各種関連計画との調和の取れた計画にしました。

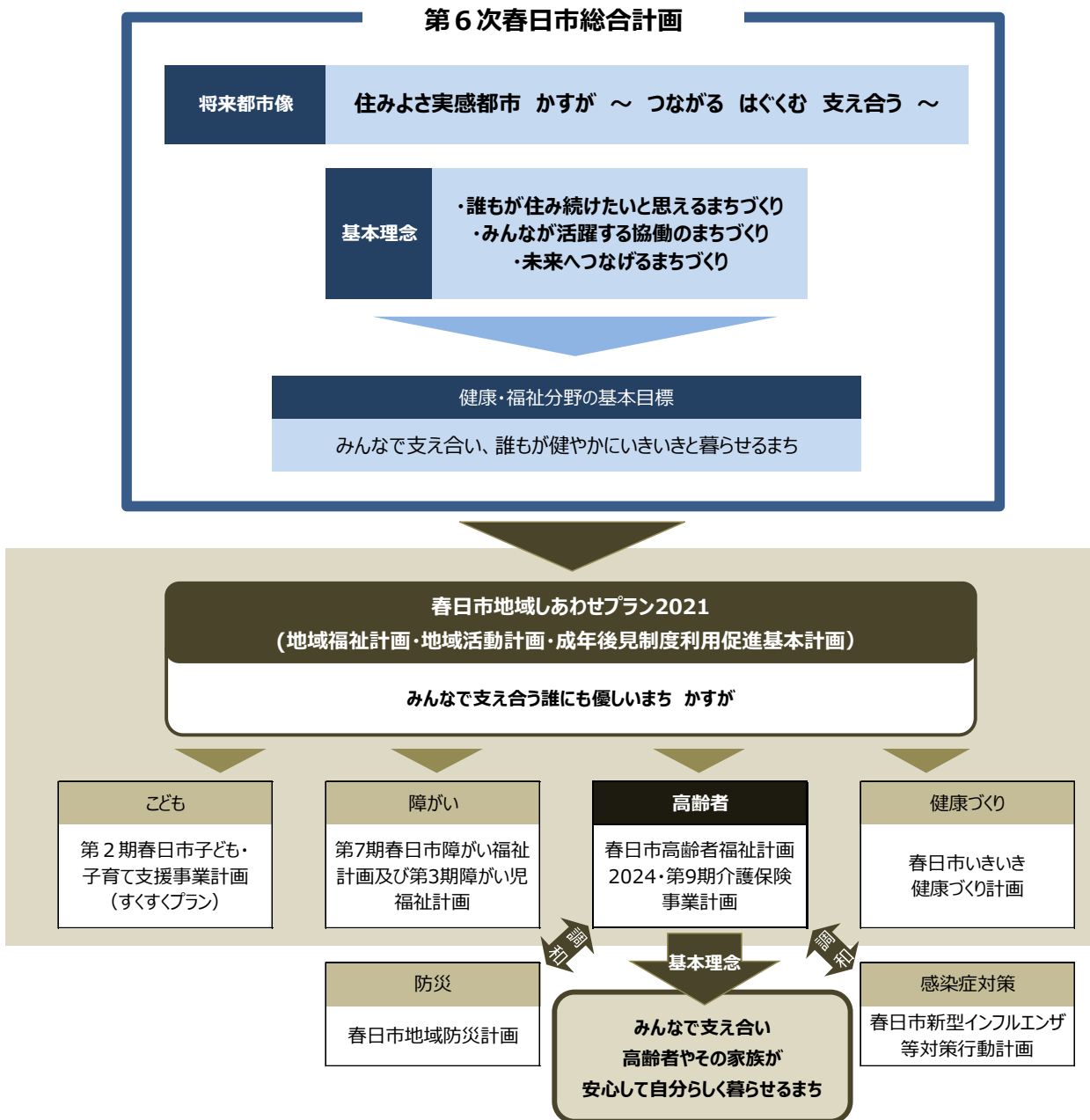
3. 計画の期間

第9期計画は、2024年度から2026年度(令和6年度から令和8年度)までの3か年を計画期間としています。

基本的には3か年における介護・福祉施策を中心に定めていますが、団塊ジュニア世代が65歳以上の前期高齢者となる2040年(令和22年)を見据えた計画としています。

市の他の計画との関連性及び計画期間は、図表1(P3)のとおりです。

図表 1 計画の位置付けと計画



<各計画の計画年度>

計画名称	計画年度								
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
第6次春日市総合計画	→ ~R12								
春日市地域しあわせプラン2021 (地域福祉計画・地域活動計画・成年後見制度利用促進基本計画)	→								
こども 第2期春日市子ども・子育て支援事業計画（すくすくプラン）	→								
高齢者 春日市高齢者福祉計画2024・第9期介護保険事業計画	→								
障がい 第7期春日市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画	→								
健康づくり 春日市いきいき健康づくり計画	→ ~R17								
春日市地域防災計画（令和2年3月改訂）	→								
春日市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成27年3月策定）	→								

第2章 春日市における高齢化の状況

今後3年間の計画の方向性を定めるに当たっては、春日市の高齢者人口や世帯数、要介護等認定者数の推移等、今後の高齢化の状況を見据えて計画を策定することが極めて重要です。

第2章では、計画の方向性に大きな影響を及ぼす高齢者数、世帯の状況、要介護等認定者数について、現状と推移を分析し、今後3年間と2040年度(令和22年度)について、春日市の高齢化の状況を明らかにします。

1. 人口の推移と推計

(1) 第9期計画期間等における人口推計

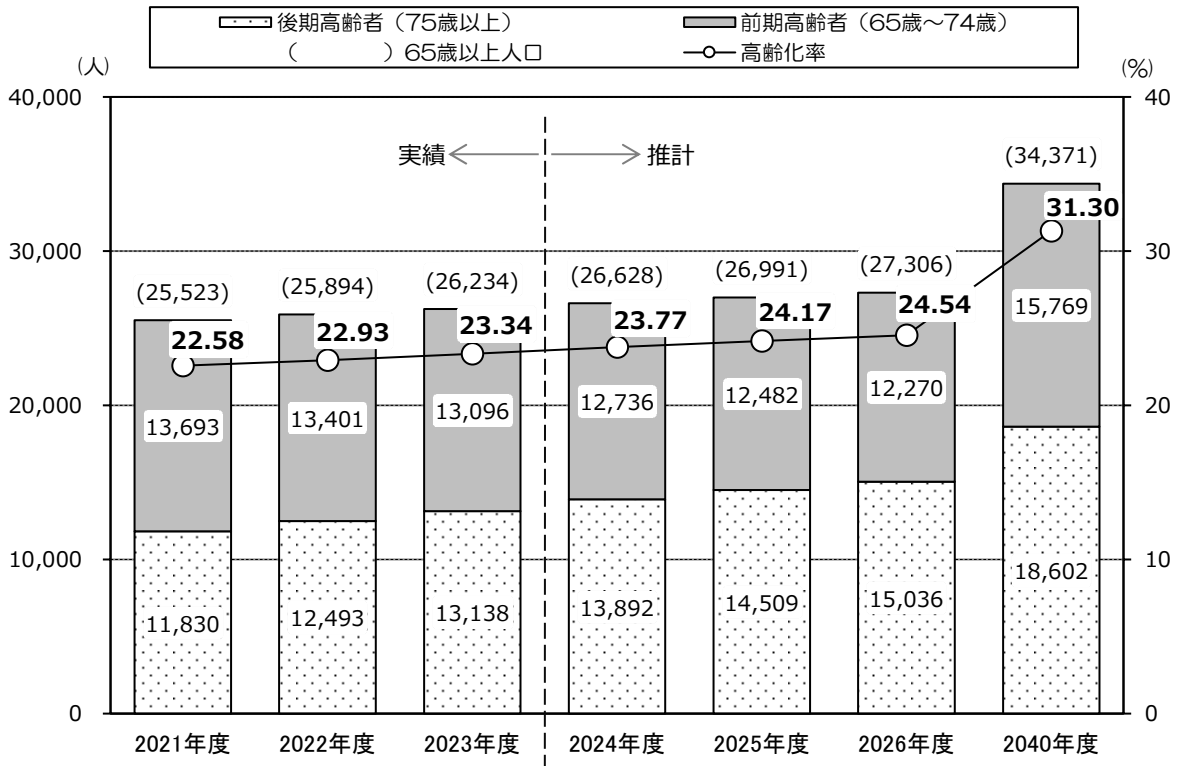
第9期計画期間(2024~2026年度/令和6~8年度)等の人口については、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」を基本としつつ、直近5年間の住民基本台帳人口(各年9月末現在)を基にコーホート変化率法を用いて推計しました。(図表2)(P5)

第9期計画期間中については、総人口が微減傾向で推移する一方、高齢者数の増加とともに、高齢化が着実に進行していくことが見込まれます。また、高齢者数の内訳を見ると、前期高齢者が減少していくのに対し、後期高齢者がそれを上回るペースで増加するため、高齢者全体としては増加傾向が続くことになります。

さらに、団塊ジュニア世代が65歳以上の前期高齢者となる2040年度(令和22年度)に向けては、総人口のゆるやかな減少ないし横ばい傾向が続く一方で、後期高齢者のみならず、前期高齢者も増加に転じ、高齢化率も大きく上昇することが見込まれます。

第2章 春日市における高齢化の状況

図表 2 第9期計画期間及び2040年度における高齢者数の推計



(単位: 人)

年度	第8期			第9期			第14期
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2040
総人口	113,058	112,932	112,378	112,046	111,669	111,264	109,815
高齢者数	25,523	25,894	26,234	26,628	26,991	27,306	34,371
前期高齢者	13,693	13,401	13,096	12,736	12,482	12,270	15,769
後期高齢者	11,830	12,493	13,138	13,892	14,509	15,036	18,602
高齢化率	22.58%	22.93%	23.34%	23.77%	24.17%	24.54%	31.30%

各年度9月末時点

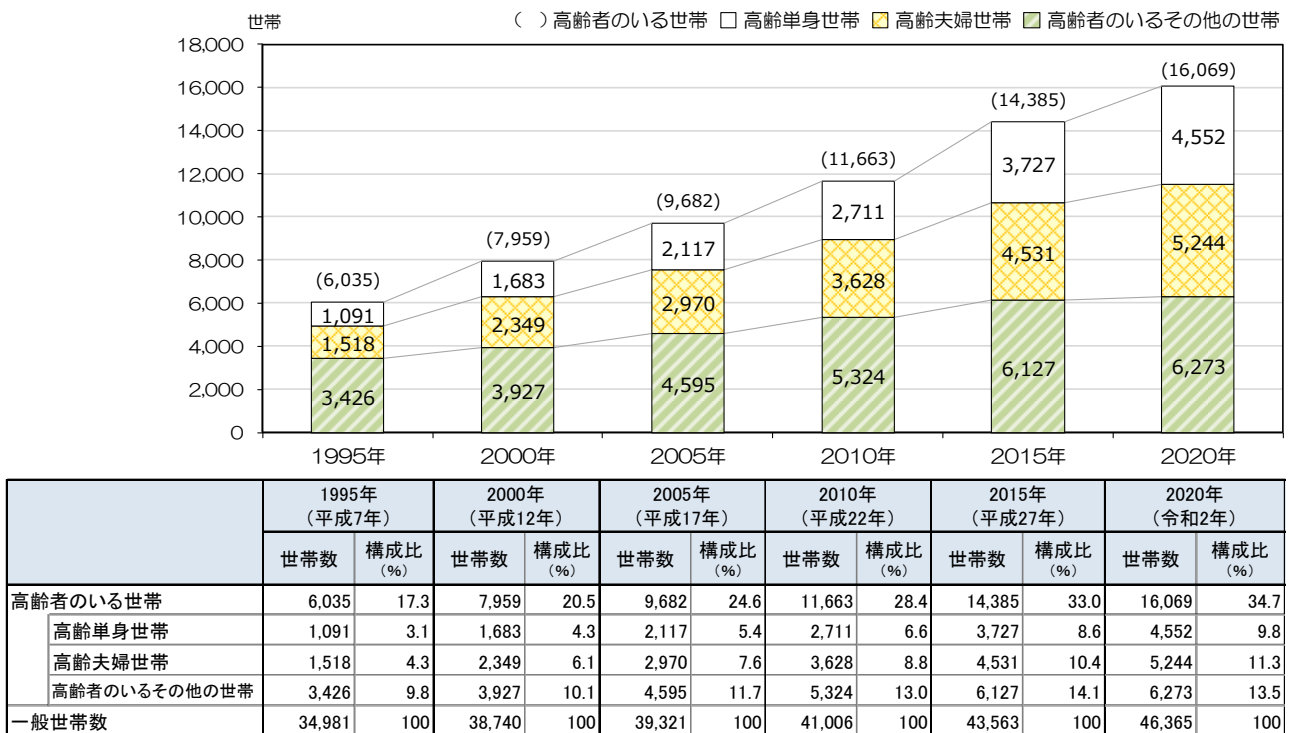
(2) 世帯構造の推移

65歳以上の高齢者のいる世帯について、1995年から2020年までの長期的な世帯数の推移を国勢調査でみると、高齢化の進行に伴い、高齢者のいる世帯が増加している状況が見られます。

また、「高齢者のいる世帯」の中でも、高齢者のみにより構成される世帯（「高齢単身世帯」「高齢夫婦世帯」）が増加している状況が見られます。

なお、2020年の一般世帯数に占める割合はそれぞれ、「高齢単身世帯」が9.8%、「高齢夫婦世帯」は11.3%となっています。（図表 3）

図表 3 高齢者のいる世帯の状況の推移



注1) 高齢単身世帯：65歳以上の一人のみの一般世帯
 注2) 高齢夫婦世帯：夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯
 注3) 構成比(%)は一般世帯数を100としたときの比率
 資料) 各年国勢調査

さらに、2023年(令和5年)3月末現在の高齢者のいる世帯の状況(住民基本台帳登録ベース)は、図表 4 のとおりであり、高齢者のみにより構成される世帯(「高齢単身世帯」「高齢者2人世帯」)の増加傾向が続いていることがわかります。

図表 4 高齢者のいる世帯の状況 (2023年(令和5年)3月末現在)

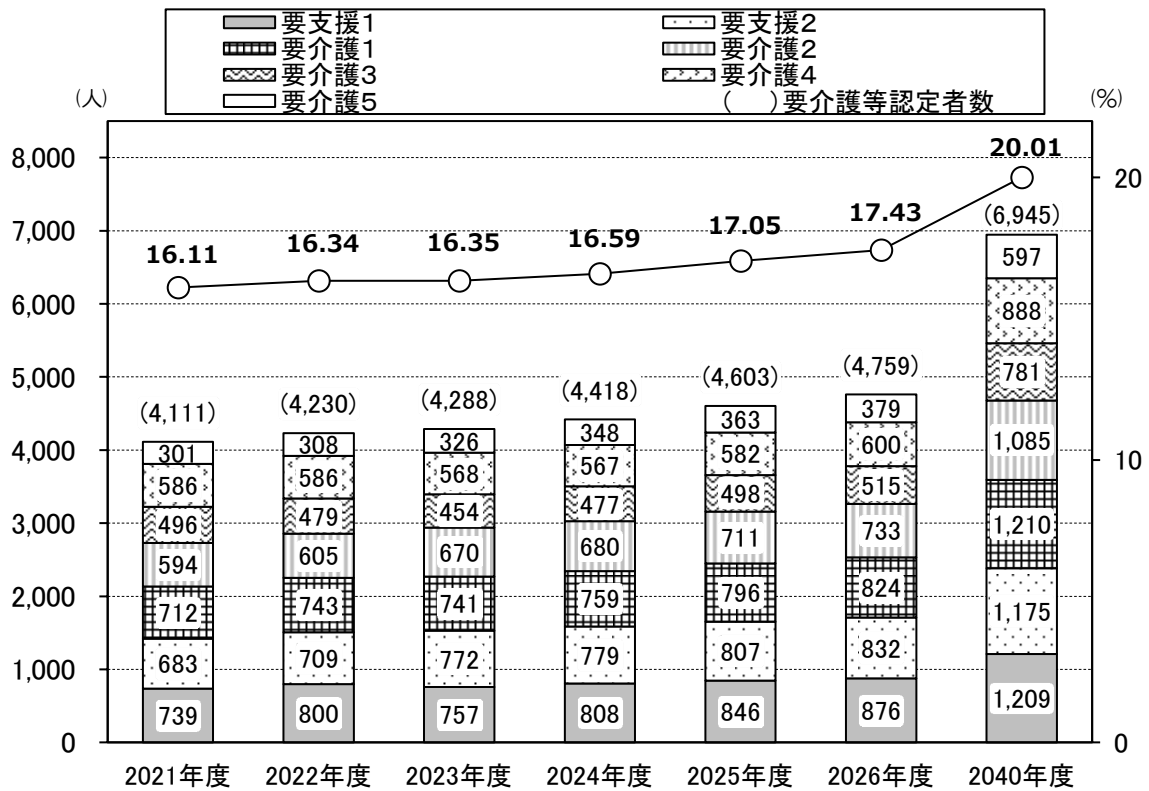
全世帯数	高齢者がいる世帯数			
	高齢単身(A)	高齢2人(B)	A・B以外	合計
45,437	4,920	4,658	8,085	17,663
構成比(%)	10.8	10.3	17.8	38.9

2. 要介護等認定者数の推移と推計

第9期計画期間においては、高齢化の進行、特に後期高齢者数の増加に伴い、第8期計画期間を上回るペースで要介護等認定者数が増加していくことが見込まれます。

また、2040年度(令和22年度)までこの傾向は続き、後期高齢者数の増加に伴い、認定者数の大幅な増加が予想されます。(図表 5)

図表 5 第9期計画期間及び2040年度における要介護等認定者の推計



年度	第8期			第9期			第14期
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2040
要介護5	301	308	326	348	363	379	597
要介護4	586	586	568	567	582	600	888
要介護3	496	479	454	477	498	515	781
要介護2	594	605	670	680	711	733	1,085
要介護1	712	743	741	759	796	824	1,210
要支援2	683	709	772	779	807	832	1,175
要支援1	739	800	757	808	846	876	1,209
合計	4,111	4,230	4,288	4,418	4,603	4,759	6,945
第1号被保険者数	25,523	25,894	26,234	26,628	26,991	27,306	34,711
認定率	16.11%	16.34%	16.35%	16.59%	17.05%	17.43%	20.01%

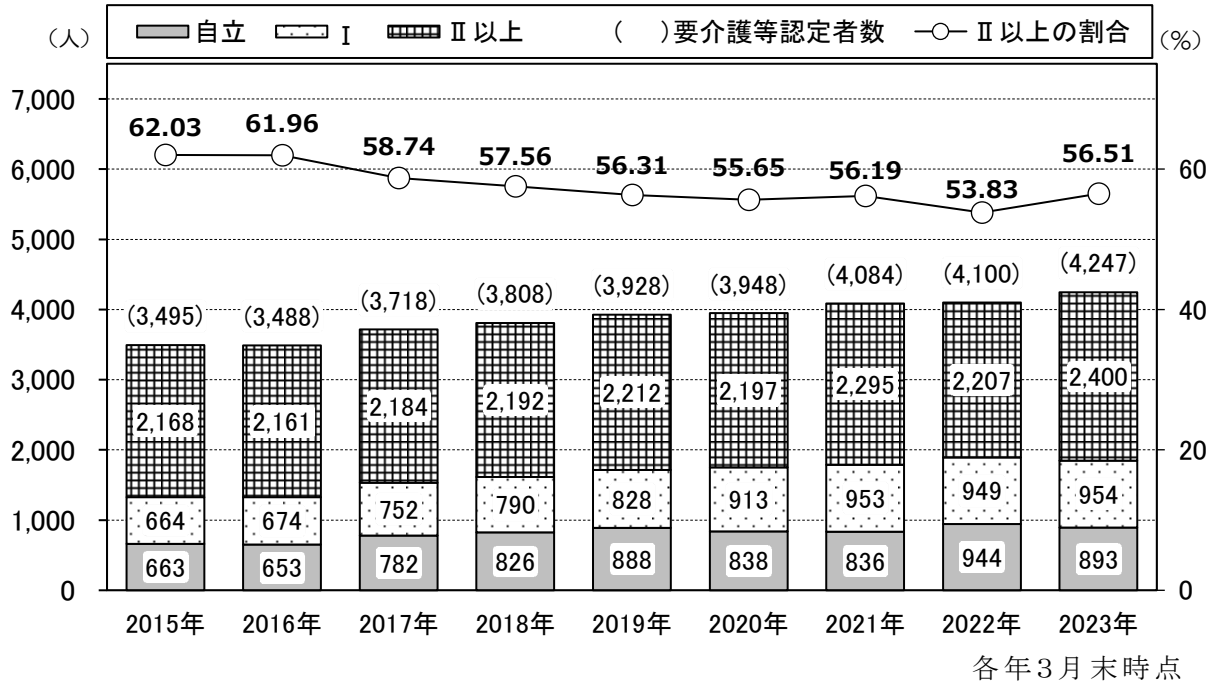
※認定者数は第1号被保険者のみ

各年度9月末時点

3. 認知症高齢者の状況

2023(令和5)年3月末時点の要介護等認定者4,247人のうち「認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅡ*以上」の人(認知症者)は、2,400人(56.51%)となっています。

図表 6 要介護等認定者の認知症高齢者日常生活自立度ランク



※ 認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅡ…たびたび道に迷う、服薬管理ができない等、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態。

第3章 課題の整理

第1章において記載したとおり、本計画の目的は、目指すまちの将来像の明確化とその実現のための具体的方針を定めることです。

そのため、「春日市に住む高齢者がどんな暮らしを望んでいるか(ニーズ)」や実態、課題について、「(1)計画策定に係るアンケート調査」「(2)地域住民との意見交換」「(3)その他支援者との意見交換等」により把握しました。

1. 高齢者が望む暮らし（ニーズ）・実態等の把握

(1) 計画策定に係るアンケート調査

① 調査目的

春日市に居住する高齢者の生活状況、健康状態や福祉・介護に関する意識等を把握し、「第8期計画」において実施している施策の成果を確認するとともに、第9期計画において取り組むべき課題を抽出する。

② 調査対象

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	春日市在住の65歳以上の高齢者 (要介護等認定者を除く)1,200人
在宅介護実態調査	春日市在住の要介護等認定者のうち、 在宅での介護保険サービス利用者1,100人

③ 回収状況

	調査母数	発送数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	23,513人	1,200件	737件	61.4%
在宅介護実態調査	3,104人	1,100件	582件	52.9%

④ 集約した主なニーズ・実態

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

- 調査対象者の2割強が一人暮らし。また、5割弱が夫婦二人暮らし。
- 調査対象者の約半数が、自身で介護予防の取組みを実施している。
- 調査対象者の3/4が、春日市の介護予防教室を「知らない」と回答。

在宅介護実態調査

- 調査対象者の約半数が、「認知症」を抱えていると回答。
- 介護度が高いほど、施設入所・入居を検討している。
- 仕事と介護の両立のために、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が最も求められている。

(2) 地域住民との意見交換

① 実施目的

アンケート調査結果の報告や意見交換を通して、アンケート調査だけでは把握できないニーズや地域の支援者としての課題や要望等を聞き取り、計画に反映させる。

② 実施した内容

自治会（各中学校区自治会役員研修会等）

- 地域の高齢者支援活動の課題
- 計画策定に係るアンケート調査協力依頼と調査結果報告書の配付

民生委員・児童委員（役員会）

- 計画策定に係るアンケート調査協力依頼と調査結果報告書の配付

介護を考える家族の会「ひだまりの会」（定例会）

- 家族から見た高齢者施策・介護保険事業の課題について

職員出前講座

- 高齢者福祉制度の概要・春日市の将来について

③ 集約した主なニーズ・実態

- 公民館行事へ参加する高齢者の送迎を行っている地区がある。
- ご近所のつながり活動は地区と社会福祉協議会とで連携して実施している。
- 介護保険制度は利用していてもわかりにくい。だれに相談していいのか悩む。もっといろいろなことを教えてほしい。
- 介護保険サービスを利用すれば、介護の負担が減り、有難い。
- 介護する家族にもっと寄り添ってほしい。
- 独居や高齢者世帯で、いざというときのことを考えると不安である。
- 老健や特養などの施設入所の仕組み、特に費用がわかりにくい。要介護の家族を施設に入所させたら、残された家族は、年金だけでは自宅で生活できない。

④ 支援者としての課題・要望等

- 地域包括支援センターの役割がよく分からない。
- 一部の地区の高齢者が公民館や買い物施設への移動手段に困っている。
- 福祉活動の参加者が固定化している。
- 支援者が高齢化しており、担い手不足で困っている。
- ボランティアの確保が難しい。

(3) その他支援者との意見交換等

① 実施目的

高齢者を支援者(社会福祉協議会、介護保険サービス事業者等)から見て、高齢者の住み慣れた地域での生活を阻害している要因(地域課題)や、支援者と市又は支援者同士の連携に関する課題等を抽出し計画に反映する。

② 実施した内容

社会福祉協議会

- 第8期計画期間の市の取組について(要支援者に向けたサービス、権利擁護事業、認知症施策等)
- 自治会等地域の高齢者福祉活動の課題

市内介護事業者

- 事業所運営に当たっての課題や地域課題等に関する意見交換(地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所)
- 介護人材実態調査(事業所の人材の確保状況、課題・今後の方向性等を調査)

③ 集約した主なニーズ・実態

- 権利擁護に関する事業の事業内容について、介護事業者や利用者本人への周知が不足している。
- 介護サービス事業所と地元自治会との間で、より良好な関係性の構築が必要。
- 経済的な理由で、希望する施設に入所・入居することができない高齢者がいる。

④ 支援者としての課題・要望等

- 介護人材が不足している中、ボランティアも含めた様々な形態のサービスが、より活用しやすくなるような仕組みにしてほしい。
- 公民館には、高齢者の居場所が多くある。このことをもっと周知し、通いやすい環境を整えることが必要。
- 介護人材の不足が深刻である。
- 介護事業所の離職で多い理由は「腰痛」である。
- 災害や感染症が発生した場合の業務継続計画の運用について不安が残る。
- 介護認定が出たが介護サービス利用されていない方への支援体制の整備が必要である。

2. 市として応えるべきニーズの整理

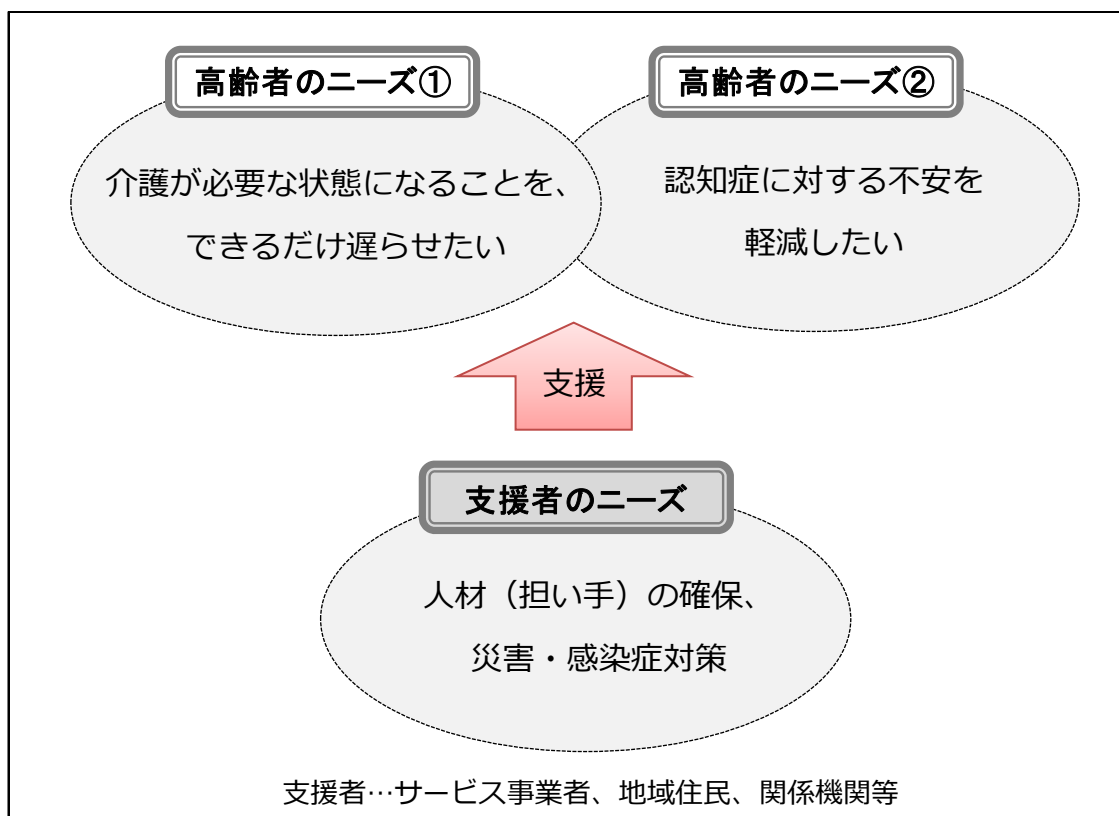
アンケート調査や関係者との意見交換等を通じて、「高齢者のニーズ」(望む暮らし)や実態について様々な意見が得られました。

ここでは、これらの意見を、「介護が必要な状態になることを、できるだけ遅らせたい」、「認知症に対する不安を軽減したい」という2つの「高齢者のニーズ」に集約しました(図表 7の上段)。

また、支援者においては、従来からの「人材確保」という課題に加え、災害や感染症の発生といった事態が生じて、業務を継続することができるよう体制を整備することが求められています。

高齢者の望む暮らしを実現するためには、行政を含め、多くの支援者の持続的な参画が不可欠であり、これら支援者の課題について、「支援者のニーズ」として集約しました(図表 7の下段)。

図表 7 市として応えるべきニーズ



この上で、高齢者が望む暮らしの実現のために、市としてこれらのニーズに対し、どのように取り組むかを整理する必要があります。

したがって、ニーズごとの現状・背景と課題について、次のとおり整理します。

高齢者のニーズ ①

介護が必要な状態になることを、できるだけ遅らせたい

【現状・背景】

- アンケート調査では、対象者の49.4%が、「自身で介護予防の取組みを実施している」と回答しています。また、25.8%が介護予防に「これから取り組んでいきたい」と回答しています。
- アンケート調査では、春日市の介護予防教室について、「知っている」と回答した人の割合が24.0%であったことに対し、「知らない」と回答した人の割合は、74.5%でした。
- アンケート調査では、要介護・要支援認定を受けている人の内、半数以上の人が、今より介護が必要になったとしても、自宅で暮らすことを希望しています。

【課題】

- 介護予防について、意識が高い高齢者が多い一方で、春日市の介護予防教室については、認知度が低い状況です。
- 2018年度の介護保険制度改正により始まった自立支援・重度化防止の取組みを、今後も継続して実施していく必要があります。
- 本市におけるリハビリテーションに係るサービス事業所数は、依然低い状況にあります。リハビリテーションに関する具体的施策を、引き続き実施する必要があります。
- 高齢者とその家族が安心して暮らせるよう、多様化・複合化するニーズに対応できる体制づくりが必要です。

高齢者のニーズ ②

認知症に対する不安を軽減したい

【現状・背景】

- アンケート調査では、要介護認定を受けている対象者の約半数が、「認知症」を抱えていると回答しています。
- アンケート調査結果の分析により、要介護度の悪化につながるリスクの発生状況を判定したところ、6種のリスク(運動機能低下、転倒、閉じこもり傾向、咀嚼機能低下、認知機能低下、うつ傾向)の内、認知機能低下のリスクの割合が最も大きいことがわかりました。
- アンケート調査では、「認知症がある人に対しての接し方」や「認知症について相談できる機関・場所」、「認知症専門医」等についての知識の普及度が低いことがわかりました。
- アンケート調査では、成年後見制度を「知っている」と回答した人の割合が35.5%であったことに対し、「聞いたことはあるが、内容はわからない」または「聞いたこともないし、わからない」と回答した人の割合は62.4%でした。

【課題】

- 世帯主が高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加のほか、85歳以上人口の増加に伴い、認知症の人や認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれる中で、地域で生活する高齢者等の意思決定支援や権利擁護の重要性が高まっています。
- 認知症基本法が成立し、今後施行に向けては、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて施策を推進していく必要があります。
- 家族や地域住民の、認知症に対する理解や権利擁護に対する知識をより深めることが必要です。
- 今後も、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症に対応するサービス基盤の整備が必要です。

支援者のニーズ

人材（担い手）の確保、災害・感染症対策

【現状・背景】

- 介護の仕事は、介護を必要とする高齢者とその家族を支える社会に不可欠な仕事でありながら、多くの介護保険サービス事業所の人材不足は深刻な状況であり、2040年（令和22年）に向けて、現役世代の減少が加速するため、人材不足がさらに進行する可能性があります。
- 在宅での高齢者等の生活は、公的なサービスだけでなく、地域住民主体の活動（見守り活動、通いの場、生活支援等）にも支えられています。支援者からの意見では、世代交代等で、活動の担い手の確保が課題という意見が聞かれました。
- 近年は、全国各地で豪雨・台風による甚大な被害が発生しています。災害発生時においても、要介護高齢者等の生活を維持していくため、利用者・スタッフの安全を確保しつつ、介護サービスの提供を継続していく必要があります。
- 2020年（令和2年）3月から新型コロナウイルス感染症が急拡大しました。介護サービスは、高齢者の生活に不可欠であるため、感染が発生した場合でもサービス提供を中断することができないため、感染対策とサービスの維持の両立に苦心する事業所が多く見られました。2023年（令和5年）5月から季節性インフルエンザと同様の5類感染症と移行され、多くの事業では感染症対策について緩和措置がとられましたが、介護保険サービス事業所は継続し感染症対策を行いながら事業の継続が求められています。

【課題】

- 介護分野における人材不足の解消に向け、「確保」と「定着」の2つの視点を基本に、国や福岡県の既存事業との住み分けに留意しながら、介護サービス事業所にとってより身近な存在である市としての取組を展開していく必要があります。また、地域の高齢者支援活動の担い手確保に向け、活動の意義の普及啓発等の支援を継続していく必要があります。
- 災害・感染症は、一度発生すると、生命・健康が脅かされるだけでなく、要介護高齢者等の生活の維持に不可欠な介護サービスの提供や、各種事業・制度の運用に深刻な支障を生じさせます。災害・感染症が発生しても、高齢者への支援が可能な限り滞ることがないように、各種事業・制度の運用において事前の備えの強化と手法の工夫が求められています。このため、介護サービス事業者にはさらなる対策の推進を促すとともに、市として対策を支援する必要があります。

第4章 基本理念と基本目標の設定

第3章では、春日市に住む高齢者のニーズと課題を整理しました。第4章ではこれを踏まえ、春日市が目指すまちの将来像と、その実現のための基本目標を設定します。

1. 目指すまちの将来像（基本理念）の設定

計画において目指すまちの将来像は、「介護が必要な状態になることを、できるだけ遅らせたい」、「認知症に対する不安を軽減したい」といった高齢者のニーズに応えられるものである必要があります。

また、このような「まち」にするためには、高齢者はもとより、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目標にして取り組む必要があります。そして、この目標は、短い期間で達成できるものではありません。

このことから、第9期計画では、第8期で設定した基本理念を変更せず、継承するものとします。

春日市高齢者福祉計画 2024・第9期介護保険事業計画基本理念

みんなで支え合い 高齢者やその家族が
安心して自分らしく暮らせるまち

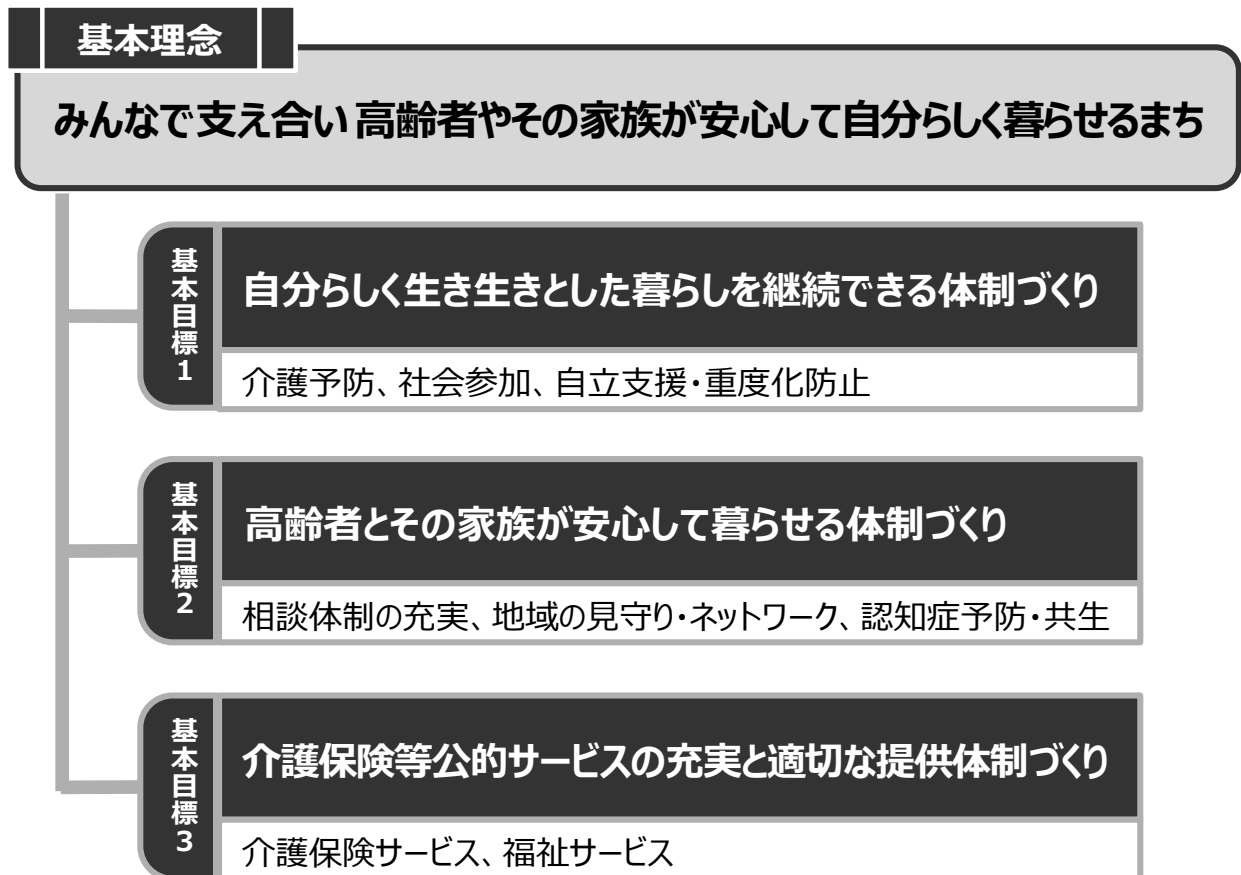
第9期計画では、第8期計画期間までの取組みを引き継ぎ、深めていくものとします。

2. 基本目標の設定

第8期から継承した基本理念を達成するためには、引き続き、介護予防・健康づくりの推進、地域包括ケアシステムの推進、認知症施策の総合的な推進、持続可能な制度の構築・介護現場の革新等を念頭に、2025年(令和7年)とその先の2040年(令和22年)を展望しながら、住民のニーズに対し、市としてどう取り組むかといった視点で定めた目標(基本目標)を具体的に定めることが必要です。

そこで、第9期においては、第8期計画において定めた基本目標を精査し、一部修正して、(図表 8)のとおりを設定しました。

図表 8 基本理念と基本目標のイメージ図



基本目標 1

自分らしく生き生きとした暮らしを継続できる体制づくり

住み慣れた地域で望む暮らしを選択できるようにするためには、早くから認知機能や身体機能の低下を予防する等の介護予防に取り組み、健康維持のための「自助」の取組が基本となります。

市では、身近な場所で介護予防ができる体制づくりを進め、併せて地域等での取組や介護予防に関する情報を広く普及し、介護予防に向けたきっかけづくりや取組の継続支援を行います。

また、高齢者をはじめとした意欲のある人たちが、社会で役割を持って活躍できるよう、介護予防に関するボランティアや高齢者の活動の場への支援を行い、多様な社会参加ができる環境整備を進めます。

そのほかに、要支援者等に対しては、リハビリ専門職等が早期に関わる自立支援型地域ケア会議等を活用し、個々に応じた自立支援・重度化防止に取り組めます。

介護予防

社会参加

自立支援・重度化防止

基本目標 2

高齢者とその家族が安心して暮らせる体制づくり

高齢者とその家族が安心して暮らしていくためには、家族構成や生活習慣、経済状況、疾患の有無等の個人的な背景から社会情勢及び人間関係の変化等まで、あらゆる要因への対応が必要となり、様々な関係機関によるサポートが求められます。

また、高齢者の増加に伴い、認知症を有する高齢者の増加や高齢者のいる家族の多様化をはじめ、従来の支援体制だけでは適切なサポートが難しい状況が生じることが予測されます。

そこで、地域で自分らしい生活を継続するためには、高齢者本人とその家族の状況に応じた相談体制を確保するとともに、高齢者を取り巻く様々な課題に対応できるよう幅広い関係機関との連携及び支援体制の構築が必要です。

これまでに培ってきた自治会や民生委員等の地域のネットワークや医療・介護の関係機関を活かしつつ、柔軟かつ効果的な支援ができるよう関係機関のネットワークの輪を広げられるよう取り組みます。

相談体制の充実

地域の見守り

・ネットワーク

認知症予防・共生

基本目標 3

介護保険等公的サービスの充実と適切な提供体制づくり

第9期計画期間中には、団塊の世代が全員後期高齢者となる2025年を迎えます。また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する等様々な態様の要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれています。このことから、中長期的な地域の人口動態や、介護ニーズの見込み等を踏まえて、介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組みを実施することが必要です。

また、これに合わせ、サービスの水準と負担のバランスを継続的に確保するためには、介護給付費の適正化に向けた取組みも重要です。このほか、全国的な課題となっている介護人材の確保にも、引き続き取り組んでいきます。

介護保険サービス

福祉サービス

第5章 施策の展開

図表 9 計画施策体系図

【基本目標】	【取組み方針】	【施策展開の方向性】
I 自分らしく生き生きとした暮らしを継続できる体制づくり	1 介護予防につながる環境（基盤）づくり	(1) 市の一般介護予防事業の継続実施と充実 (2) 介護予防の取組を支える担い手の養成と活動支援 (3) 社会情勢の変化に順応する取組の推進
	2 介護予防に取り組める体制づくり	(1) 地域等での介護予防に関する取組の支援 (2) 高齢者の活動の場に対する支援
	3 自立支援・重度化防止への取組体制の強化	(1) 多職種による支援体制の推進 (2) 自立支援・重度化防止に関する実践的な知識の普及
II 高齢者とその家族が安心して暮らせる体制づくり	1 多種多様なニーズに対応した相談体制の充実	(1) 地域包括支援センターの機能強化 (2) 関係機関の連携を活かした適切な支援体制の構築 (3) 介護職・医療職間の情報共有のさらなる円滑化 (4) 高齢者虐待防止対策の推進
	2 地域ニーズの把握と地域課題解決のための取組みの推進	(1) 地域の見守り体制の推進 (2) 生活支援コーディネーターの状況に応じた活動推進と「協議体」の展開 (3) 地域におけるサービス資源の把握・開発 (4) 在宅医療と介護の円滑な提供に向けた体制構築
	3 認知症高齢者とその家族が地域で安心して暮らせる支援体制の推進	(1) 認知症に関する情報の普及啓発の強化 (2) 早期発見、早期受診、早期対応に向けた専門職による支援体制の充実 (3) 認知症バリアフリー等の推進 (4) 権利擁護の理解促進と地域連携ネットワーク体制の強化 (5) 介護に取り組む家族への支援の充実
III 介護保険等公的サービスの充実と適切な提供体制づくり	1 2040年を見据えたサービス提供体制の確保	(1) 介護保険サービスの適切な提供体制の確保
	2 介護サービスの適切な利用の推進	(1) 介護給付の適正化・効率化の推進 (2) 介護保険制度やサービス内容等の周知 (3) 適正な要介護等認定の取組 (4) 介護保険料及び介護サービス費用の公平な負担の確保 (5) 市（保険者）と地域包括支援センターの機能等の強化
	3 介護人材の確保・定着のための支援	(1) 合同面談会の手法等の見直し (2) 介護人材のすそ野拡大 (3) 介護職の魅力発信 (4) 介護現場の生産性の向上に係る取組支援 (5) 職場定着の取組支援
	4 介護事業者に対する適切な支援	(1) 集団指導・運営指導の継続的な実施 (2) 事業者の災害・感染症対策の支援 (3) 居宅介護支援事業者に対する支援の推進 (4) 事業所の地域活動の支援
	5 在宅生活の継続につながる高齢者福祉サービス等の推進	(1) 介護予防・生活支援サービス事業の効果的な実施 (2) 高齢者福祉サービスの効果的な活用・推進 (3) 介護用品給付事業の市町村特別給付への移行

基本目標1 自分らしく生き生きとした暮らしを継続できる体制づくり

住み慣れた地域で望む暮らしを選択できるようにするためには、早くから認知機能や身体機能の低下を予防する等の介護予防に取り組み、健康維持のための「自助」の取組が基本となります。

市では、身近な場所で介護予防ができる体制づくりを進め、併せて地域等での取組や介護予防に関する情報を広く普及し、介護予防に向けたきっかけづくりや取組の継続支援を行います。

また、高齢者をはじめとした意欲のある人たちが、社会で役割を持って活躍できるよう、介護予防に関するボランティアや高齢者の活動の場への支援を行い、多様な社会参加ができる環境整備を進めます。

そのほかに、要支援者等に対しては、リハビリ専門職等が早期に関わる自立支援型地域ケア会議等を活用し、個々に応じた自立支援・重度化防止に取り組みます。

基本目標1

自分らしく生き生きとした暮らしを継続できる体制づくり

介護予防、社会参加、自立支援・重度化防止

取組方針① 介護予防につながる環境（基盤）づくり

取組方針② 介護予防に取り組める体制づくり

取組方針③ 自立支援・重度化防止への取組体制の強化

取組方針① 介護予防につながる環境（基盤）づくり**【現状・背景】**

高齢者ができる限り健康を維持し、要支援・要介護の状態にならないようにするためには、介護予防を推進する必要があります。介護予防を進めるには、運動機能や口腔機能の向上、栄養改善等の観点から高齢者の保健事業との一体的な実施により、一人ひとりに合ったきめ細かな介護予防プランを作成するとともに、みずから意欲を持ち、無理なく介護予防に取り組むことができる環境づくりが大切です。

第8期計画期間中には、大雨等の災害や感染症の流行等により、事業の中止や縮小等の措置をとらざるを得ない状況が発生しました。しかし、事業が継続できるよう感染対策等に気をつけながら介護予防の取組を推進しました。

また、総合スポーツセンターにおける高齢者運動教室は、利用者からのニーズを踏まえ、定員を増員し、元気なうちからの早期の運動習慣の定着を図りました。

さらに、介護予防ボランティアポイント制度は、活用する自治会及び還元方法の拡大を行い、地域における介護予防の取組や支え合い体制づくりを推進しました。

これらの介護予防事業については、市報等で定期的に広報を行っていますが、事業計画策定に係るアンケート調査では、介護予防教室を「知っている」と回答した人の割合は24.0%と、前回策定時から6.0ポイント低下しており、介護予防や健康づくりに関心を持ちながら、活動につながっていない人や、無関心である人が一定数見られています。

このことから、これらの人々のニーズに合った介護予防へつながるよう、教室等の参加型の事業の充実と、担い手としての活動の場の提供や支援を行う等、高齢者の関心等に応じた事業の実施や情報発信を行っていく必要があります。加えて、より効果的に健康寿命を延伸するためにも、疾病予防及び早期治療・重症化予防に向けた健康診査や保健指導等の保健事業と介護予防の取組の両輪をバランスよく展開していくことが求められています。

【課題】

① 新規参加者の促進

市においては、様々な介護予防事業に取り組み、高齢者の継続的な事業参加と自立支援につながっていますが、今までに市の介護予防事業に参加したことのない人の参加促進については社会背景及びニーズに応じた更なる工夫が必要です。

② 介護予防の取組を支える担い手の支援

市の事業や地域での介護予防の取組は、ボランティアによる支援により成り立っており、安定的な運営のためには、既存のボランティアの活動支援や、新たな担い手(ボランティア)の発掘及び養成が必要です。

③ 市の一般介護予防事業の認知度の向上

アンケート結果から、市の介護予防事業の認知度が十分とは言えず、事業の内容やその魅力が広く浸透していない状況が見られました。

このことから、今後も新規参加者や関心がない人へのきっかけづくりや事業の浸透が必要であると考えられます。

④ 社会情勢の変化

近年、災害や感染症の流行等、生活基盤そのものが大きく変化するような突発的な有事が起こり、それが長期化する事象も発生しています。

そのような社会情勢の変化においても、高齢者の健康及び介護予防の取組を継続的に支援していく必要があります。

【施策展開の方向性】

① 市の一般介護予防事業の継続実施と充実

現在の介護予防事業を継続実施し、介護予防に取り組むための場所の確保を行いつつ、新規又は無関心層を取り込むための魅力的な講座等の企画・開催を実施します。

また、今後国において示されるアウトカム指標やプロセス指標を組み合わせた評価に基づき、PDCAサイクルに沿った取組の方策を研究し、推進します。

併せて、後期高齢者医療広域連合等と連携した高齢者の保健事業との一体的な実施や、他事業との連携、運動のみならず、栄養、口腔などの専門職の関与等を推進し、介護予防事業のさらなる充実を図ります。

また、より介護予防事業に参加しやすい環境整備のため、現在いきいきプラザにおいて実施している一般介護予防事業(いきいきルームの健康運動トレーニング事業等)を、コミュニティバスセンターがあり、市内全域からアクセスしやすい市中央部(ふれあい文化センター等がある大谷地区)に、2029年度(令和11年度)を目安に移転集約する予定です。第9期計画期間中は、移転集約に向け必要な検討を行います。

② 介護予防の取組を支える担い手の養成と活動支援

市の介護予防事業や地域における介護予防の取組を支える担い手(ボランティア)を引き続き養成します。また、ポイントの付与等を通じた活動支援や定期的なボランティアへの研修等を行うことで、介護予防の取組の継続や安定的な運営を図り、互助による支え合い体制の構築や、ボランティア自身の社会参加を促進します。

③ 社会情勢の変化に順応する取組の推進

災害や感染症の流行等の発生により、通常の事業が実施できない場合においても、事業参加者に対する訪問や電話等の個別対応とともに、広く住民に対しウェブ等を活用した動画やチラシの提供等を行うことにより、介護予防の取組を継続できるよう支援します。

また、その他社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう、様々なツールや手法等の最新情報を収集及び研究し、必要に応じ、準備又は推進します。

【事業展開】

1) 介護予防普及啓発の推進

①健康運動トレーニング事業（いきいきルーム等）																									
事業内容	<p>いきいきプラザ3階に設置されているいきいきルーム等において、個人の体力に応じた運動トレーニングを実施します。</p> <p>【トレーニングルーム】対象：40歳以上</p> <p>主に高齢者のためのトレーニング施設です。エアロバイク等の運動機器による運動、運動指導士による個別指導、短時間の少人数レッスン等、個々の心身状況や興味関心に合わせた運動が可能です。</p> <p>【集団運動教室】対象：60歳以上</p> <p>体力別に設定した運動教室です。より多くの高齢者を介護予防に取り込むため、男性限定教室や部位別の運動内容にする等、適宜工夫を行いながら実施しています。</p>																								
実施状況等	<p>【トレーニングルーム】</p> <p>2020年(令和2年)6月に感染対策として人数制限及び予約制導入 2023年(令和5年)5月8日以降人数制限及び予約制廃止</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>延べ人数（集団運動教室を除く）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>9,910人</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>10,037人</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>5,695人(9月末現在)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【集団運動教室】</p> <p>2020年(令和2年)7月から定員を減らして実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>教室数</th> <th>実施回数</th> <th>延べ人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>6教室</td> <td>277回</td> <td>6,217人</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>6教室</td> <td>275回</td> <td>6,436人</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>6教室</td> <td>144回</td> <td>3,518人(9月末現在)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	延べ人数（集団運動教室を除く）	2021(R3)	9,910人	2022(R4)	10,037人	2023(R5)	5,695人(9月末現在)	年度	教室数	実施回数	延べ人数	2021(R3)	6教室	277回	6,217人	2022(R4)	6教室	275回	6,436人	2023(R5)	6教室	144回	3,518人(9月末現在)
年度	延べ人数（集団運動教室を除く）																								
2021(R3)	9,910人																								
2022(R4)	10,037人																								
2023(R5)	5,695人(9月末現在)																								
年度	教室数	実施回数	延べ人数																						
2021(R3)	6教室	277回	6,217人																						
2022(R4)	6教室	275回	6,436人																						
2023(R5)	6教室	144回	3,518人(9月末現在)																						
今後の方向性	<p>【共通】</p> <p>施設内でのトレーニング継続の支援を行いながら、どのような社会情勢下においても個人、地域等での取組を継続できるよう、自宅でも実施できる様々なメニューやツール等を用意し、個人に応じた提供や、広く市民へ普及啓発を行います。</p> <p>また、栄養・フレイル等に関する啓発及び指導等を行い、保健事業との一体的な実施を推進します。</p> <p>【トレーニングルーム】</p> <p>引き続き、個別指導や少人数レッスンを通して高齢者の運動継続を支援しながら、高齢者の心身状況の変化に合わせ、他事業への移行・紹介及びその調整を行う等、柔軟に対応していきます。</p> <p>【集団運動教室】</p> <p>より多くの高齢者が介護予防に取り組むきっかけとなるよう、時代の流れに合わせ、教室名や内容等を工夫しながら実施します。</p>																								

②介護予防教室（運動）																																	
事業内容	<p>【高齢者運動教室（総合スポーツセンター）】</p> <p>元気な高齢者向けの運動教室です。総合スポーツセンターでは、運動強度の高い内容で実施しています。</p> <p>【転ばん塾・おたっしや塾】</p> <p>体力が低下傾向にある高齢者を対象とした運動教室です。専門職のスタッフの他、介護予防のボランティアに協力してもらいながら運営しています。</p> <p>なお、身体状況等により、自力での通所が困難と市が認めた場合は、送迎の利用もできます。</p>																																
実施状況等	<p>【高齢者運動教室（総合スポーツセンター）】</p> <p>2021年（令和3年）7月から教室数を4教室に増加</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>教室数</th> <th>実施回数</th> <th>延べ人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>3教室 4教室(7月～)</td> <td>132回</td> <td>3,609人</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>4教室</td> <td>160回</td> <td>4,736人</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>4教室</td> <td>80回</td> <td>2,490人(9月末現在)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【転ばん塾・おたっしや塾（いきいきプラザ）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>教室数</th> <th>実施回数</th> <th>延べ人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>2教室</td> <td>92回</td> <td>583人</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>2教室</td> <td>91回</td> <td>467人</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>2教室</td> <td>49回</td> <td>375人(9月末現在)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	教室数	実施回数	延べ人数	2021(R3)	3教室 4教室(7月～)	132回	3,609人	2022(R4)	4教室	160回	4,736人	2023(R5)	4教室	80回	2,490人(9月末現在)	年度	教室数	実施回数	延べ人数	2021(R3)	2教室	92回	583人	2022(R4)	2教室	91回	467人	2023(R5)	2教室	49回	375人(9月末現在)
年度	教室数	実施回数	延べ人数																														
2021(R3)	3教室 4教室(7月～)	132回	3,609人																														
2022(R4)	4教室	160回	4,736人																														
2023(R5)	4教室	80回	2,490人(9月末現在)																														
年度	教室数	実施回数	延べ人数																														
2021(R3)	2教室	92回	583人																														
2022(R4)	2教室	91回	467人																														
2023(R5)	2教室	49回	375人(9月末現在)																														
今後の方向性	<p>【高齢者運動教室（総合スポーツセンター）】</p> <p>元気な高齢者の運動機能の維持及び向上を目的に、運動強度をやや高めに設定し、参加者の状況に応じて、運動内容等を工夫します。</p> <p>また、高齢者運動教室から総合スポーツセンターの利用につなげる等、運動を継続していくための支援を行います。</p> <p>【転ばん塾・おたっしや塾】</p> <p>要介護状態等となる時期をできるだけ先に延ばすことを目的に、定期的にリハビリ専門職による評価を行い、介護予防事業地域ケア会議（P36参照）との連携を図りながら実施します。</p> <p>また、栄養・フレイル等に関する啓発及び指導等を行い、保健事業との一体的な実施を推進します。</p> <p>さらに、対象者が低体力であり、社会情勢の変化が生じた場合には特に大きな影響を受けることが想定されることから、必要に応じ、電話や訪問等の個別フォローを実施します。</p>																																

③介護予防教室（認知症予防）																									
事業内容	<p>【認知症予防教室】</p> <p>レクリエーションや軽体操、計算問題・複合動作・回想法等を用いた脳トレーニング等を行う教室です。</p> <p>【音楽療育教室（リズムで介護予防）】</p> <p>回想法を取り入れた合唱や合奏、リズム体操、口腔体操等、「介護予防音楽療育講師」の有資格者による音楽療法を用いた教室です。</p>																								
実施状況等	<p>【認知症予防教室】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施回数</th> <th>延べ人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>7回</td> <td>155人</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>6回</td> <td>141人</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>4回</td> <td>73人(9月末現在)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【音楽療育教室（リズムで介護予防）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施回数</th> <th>延べ人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>8回</td> <td>156人</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>8回</td> <td>182人</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>4回</td> <td>83人(9月末現在)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実施回数	延べ人数	2021(R3)	7回	155人	2022(R4)	6回	141人	2023(R5)	4回	73人(9月末現在)	年度	実施回数	延べ人数	2021(R3)	8回	156人	2022(R4)	8回	182人	2023(R5)	4回	83人(9月末現在)
年度	実施回数	延べ人数																							
2021(R3)	7回	155人																							
2022(R4)	6回	141人																							
2023(R5)	4回	73人(9月末現在)																							
年度	実施回数	延べ人数																							
2021(R3)	8回	156人																							
2022(R4)	8回	182人																							
2023(R5)	4回	83人(9月末現在)																							
今後の方向性	<p>【認知症予防教室】</p> <p>認知症予防に関しては、現在の事業を継続実施しながら、様々な手法を試行、検討し推進します。</p> <p>【音楽療育教室（リズムで介護予防）】</p> <p>運動に苦手意識のある、又は一般的な介護予防教室に興味を持たない高齢者向けの施策の1つとして、引き続き実施します。</p>																								

写真 1 2023年度（令和5年度）音楽療育教室の風景



④介護予防教室（フレイル予防）													
事業内容	<p>健康と要介護状態の間の状態である「フレイル(虚弱)」について、各専門職による講義及び実技を通じ正しく理解することにより、自らの心身状態に気づき、フレイル予防に早期に取り組むことを目的とした教室です。</p> <p>【講師】 作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士等</p> <p>【内容】 フレイル概念、フレイルチェック、運動（ロコモティブシンドローム、サルコペニア含む）、口腔（オーラルフレイル）、栄養</p>												
実施状況等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施回数</th> <th>延べ人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>4回</td> <td>45人</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>4回</td> <td>55人</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>1回</td> <td>R6年2月実施予定</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実施回数	延べ人数	2021(R3)	4回	45人	2022(R4)	4回	55人	2023(R5)	1回	R6年2月実施予定
年度	実施回数	延べ人数											
2021(R3)	4回	45人											
2022(R4)	4回	55人											
2023(R5)	1回	R6年2月実施予定											
今後の方向性	<p>介護予防に関する総合的な教室として、引き続き事業を継続実施しながら、より効果的な事業内容や評価方法等を試行、検討します。</p>												

2) 介護予防の取組を支える担い手の養成と活動支援

①介護予防ボランティアの養成・活動支援																																	
事業内容	<p>いきいきプラザや地域で活動する「運動ボランティア」、主に老人福祉センターナギの木苑で活動する「はつらつボランティア」等、ボランティア活動に関する人材を養成し、活動の支援を行います。</p>																																
実施状況等	<p>【運動ボランティア】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実人数</th> <th>登録人数</th> <th>延べ人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>39人</td> <td>57人</td> <td>732人</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>28人</td> <td>57人</td> <td>912人</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>31人</td> <td>47人</td> <td>504人(9月末現在)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【はつらつボランティア】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実人数</th> <th>登録人数</th> <th>延べ人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>26人</td> <td>59人</td> <td>666人</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>18人</td> <td>58人</td> <td>818人</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>22人</td> <td>62人</td> <td>401人(9月末現在)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実人数	登録人数	延べ人数	2021(R3)	39人	57人	732人	2022(R4)	28人	57人	912人	2023(R5)	31人	47人	504人(9月末現在)	年度	実人数	登録人数	延べ人数	2021(R3)	26人	59人	666人	2022(R4)	18人	58人	818人	2023(R5)	22人	62人	401人(9月末現在)
年度	実人数	登録人数	延べ人数																														
2021(R3)	39人	57人	732人																														
2022(R4)	28人	57人	912人																														
2023(R5)	31人	47人	504人(9月末現在)																														
年度	実人数	登録人数	延べ人数																														
2021(R3)	26人	59人	666人																														
2022(R4)	18人	58人	818人																														
2023(R5)	22人	62人	401人(9月末現在)																														
今後の方向性	<p>ボランティア本人の得意分野や活動する場所に応じた介護予防ボランティア活動を行う人材を引き続き養成し、活動の機会の確保と活動の支援を行います。 また、適宜活動内容の変更等を行い、活動継続の支援とボランティアの意欲維持に努めます。</p>																																

②介護予防ボランティアポイント制度																									
事業内容	<p>介護予防に関するボランティア活動に対しポイントを付与し、貯めたポイントを施設利用券へ交換できる制度です。また、個人の余剰ポイントは地区で合算し、地区へ還元します。</p> <p>【対象者】 40歳以上の介護予防ボランティア</p> <p>【ポイント設定】 1事業当たり概ね1時間以上の活動1回につき1ポイント(1日上限2ポイントまで)</p> <p>【ポイント交換】 5ポイントごとに施設利用券500円分を交付 1人当たり年間上限5,000円分まで</p> <p>【施設利用券の対象施設】 総合スポーツセンター(トレーニング室・フィットネス・温水プールのみ)、いきいきルーム、ナギの木苑</p> <p>【地区への還元(令和元年度活動分から開始)】 個人の余剰ポイントを地区で合算し、地区へ施設利用券を交付</p>																								
実施状況等	<p>【ポイント実績、活用自治会数】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実人数</th> <th>ポイント数</th> <th>活用自治会数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>431人</td> <td>7,351ポイント</td> <td>34地区</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>把握不可 (9月末)</td> <td>把握不可 (9月末)</td> <td>34地区</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施設利用券の利用実績】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>交付枚数</th> <th>利用枚数</th> <th>利用率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>9,550枚</td> <td>5,286枚</td> <td>55.4%</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>12,200枚</td> <td>3,291枚</td> <td>27.0% (9月末現在)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実人数	ポイント数	活用自治会数	2022(R4)	431人	7,351ポイント	34地区	2023(R5)	把握不可 (9月末)	把握不可 (9月末)	34地区	年度	交付枚数	利用枚数	利用率	2022(R4)	9,550枚	5,286枚	55.4%	2023(R5)	12,200枚	3,291枚	27.0% (9月末現在)
年度	実人数	ポイント数	活用自治会数																						
2022(R4)	431人	7,351ポイント	34地区																						
2023(R5)	把握不可 (9月末)	把握不可 (9月末)	34地区																						
年度	交付枚数	利用枚数	利用率																						
2022(R4)	9,550枚	5,286枚	55.4%																						
2023(R5)	12,200枚	3,291枚	27.0% (9月末現在)																						
今後の方向性	<p>介護予防の取組を支える担い手への支援策の1つとして引き続き実施し、介護予防に取り組みたいと思えるきっかけづくりや元気な高齢者の活躍の場づくり、地域の支え合い体制を推進します。</p>																								

取組方針② 介護予防に取り組める体制づくり

【現状・背景】

高齢化の進展とともに、高齢者の価値観が多様化する中で、基本目標である「自分らしく生き生きとした暮らしを継続できる体制づくり」を実現するためには、地域に点在する多様な介護予防・社会参加の場から、自分に合った身近な活動の場を選択することができる環境づくりが必要です。

そのため、市の介護予防拠点での活動の継続実施や、地域での活動の場への継続的な支援とともに、地域における交流、活動の場の拡大のための支援を行い、高齢者の生活に応じた身近な場所で、介護予防・社会参加ができる環境づくりが必要です。

第8期計画期間中には、地域における介護予防の取組を強化するため、地区公民館等にリハビリ専門職（理学療法士、運動指導士等）を定期的に派遣する地域リハビリテーション活動支援事業や、単発で講師を派遣する地区講師派遣事業を行い、地域での介護予防活動の推進を図りました。この複数回の専門職を講師として実施する事業とともに、その後の運動や認知症予防等を継続できるよう、講師から簡単なプログラムを提案してもらうことで、介護予防への取組の定着を図りました。

また、高齢者が単に支えられる人としてではなく、支える側として活躍できることが介護予防にもなり、その人がいつまでも住み慣れた家で元気で暮らしていくことにもつながります。地域の中に高齢者が活躍できる場を増やし、高齢者が自身の持つ能力や豊かな経験を生かし、支える側として主体的に地域に関わることにより、生きがいと張り合いを持って生活を送ることができる協働のまちづくりを進める必要があります。

本市では、高齢者の地域での活動の場（地区公民館等）、シニアクラブの活動に対する支援を行いました。

さらに、任意団体等を含む地域の社会資源をまとめた「介護予防・生活支援ガイドブック」を作成し、高齢者等の需要に応じたサービスを受けることができる体制づくりを図りました。

これらの取組により、住民が介護予防に関心を持った場合に参加可能な場所については一定確保及び情報提供ができています。

【課題】

①介護予防活動の継続的な取組のための支援

近年、災害や感染症の流行等、生活基盤そのものが大きく変化するような突発的な有事が起こり、それが長期化する事象も発生しています。

そのような社会情勢の変化においても、これまでの地域での活動が継続され、充実するよう適切な支援の在り方も引き続き検討していく必要があります。

②介護予防拠点への参加困難者への対応

参加希望者の身体状況等の個々の事情により、市の介護予防事業への参加が困難との意見が一定数見られます。

このため、地区公民館等における活動やシニアクラブの活動等、身近で参加しやすい事業の周知を行う必要があります。

【施策展開の方向性】

①地域等での介護予防に関する取組の支援

地域への「情報共有に係る支援」（「介護予防・生活支援ガイドブック」の作成等）、「人的支援」（地域で活動するボランティアの養成・派遣、リハビリ専門職等の講師派遣、介護予防ボランティアポイント制度の普及等）を通して、地域での介護予防・社会参加に関する取組を引き続き支援します。

また、高齢者の関心等に応じ幅広く選択できるように、任意団体や民間等における介護予防に資する取組や、自身で継続できる方法等について情報を収集し、広く住民へ提供（冊子や市報、市ウェブサイト等）します。

②高齢者の活動の場に対する支援

シニアクラブや老人福祉センター等における高齢者の生きがいづくりや健康づくり等の活動に対する支援を継続して行い、高齢者が自分に合った活動の場を選択し、社会参加を継続できる環境づくりを推進します。

また、高齢者が介護予防や生きがいづくり等に取り組みやすい環境整備のため、星見ヶ丘地区にある老人福祉センターナギの木苑を、コミュニティバスセンターがあり、市内全域からアクセスしやすい市中央部（ふれあい文化センター等がある大谷地区）に、2029年度（令和11年度）を目安に移転集約する予定です。第9期計画期間中は、移転集約に向け必要な検討を行います。

【事業展開】

1) 地域での介護予防に関する取組の支援

① 地域リハビリテーション活動支援事業													
事業内容	地区公民館等にリハビリの専門職（運動指導士、理学療法士等）を定期的に派遣し、地域における介護予防活動を推進します。												
実施状況等	<p>【事業実施評価方法の見直し】</p> <p>認知・運動機能のチェックリストや測定結果による評価に加え、自己評価を含めた手法を取り入れました。</p> <p>また、事業の終了後には、講師から通いの場や自宅での活動メニューを提案してもらうことで、介護予防への取組の定着を図りました。</p> <p>【介護予防継続に向けた取組】</p> <p>事業終了後に、講師から提案された活動（通いの場、自宅）メニューを提供しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施回数</th> <th>延べ人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>95回</td> <td>1,410人</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>90回</td> <td>1,887人</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>88回(9月末時点)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	実施回数	延べ人数	2021(R3)	95回	1,410人	2022(R4)	90回	1,887人	2023(R5)	88回(9月末時点)	
年度	実施回数	延べ人数											
2021(R3)	95回	1,410人											
2022(R4)	90回	1,887人											
2023(R5)	88回(9月末時点)												
今後の方向性	継続的な介護予防活動の普及、習慣化を図るため、複数回の講座を効果的に活用できるよう、引き続き推進していきます。												

② 地区等講師派遣事業																	
事業内容	<p>地域において、住民が主体となって運営する通いの場に対し、希望に応じて専門職講師を派遣し、通いの場の運営支援及び介護予防の推進を行います。</p> <p>【講師職種】</p> <p>理学療法士、運動指導士、介護福祉士、歯科衛生士、管理栄養士等</p>																
実施状況等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>派遣団体数</th> <th>実施回数</th> <th>活動延べ人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>33団体</td> <td>64回</td> <td>1,598人</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>27団体</td> <td>90回</td> <td>1,887人</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>38団体</td> <td>57回</td> <td>1,270人(9月末現在)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	派遣団体数	実施回数	活動延べ人数	2021(R3)	33団体	64回	1,598人	2022(R4)	27団体	90回	1,887人	2023(R5)	38団体	57回	1,270人(9月末現在)
年度	派遣団体数	実施回数	活動延べ人数														
2021(R3)	33団体	64回	1,598人														
2022(R4)	27団体	90回	1,887人														
2023(R5)	38団体	57回	1,270人(9月末現在)														
今後の方向性	<p>住民が主体となって運営する通いの場への支援策として、地域の実情や他の事業を考慮しながら、引き続き実施します。また、実施内容は、地域のニーズや住民に普及啓発が必要なテーマ等を盛り込みます。</p> <p>さらに、栄養・フレイル等に関する啓発及び指導等を行い、保健事業との一体的な実施を推進します。</p>																

③介護予防に関する取組の情報提供	
事業内容	冊子や市報、ウェブ等様々な広報ツールを用い、介護予防の取組を行う場や自ら実践できる実技等の情報を提供します。
実施状況等	<p>【紙媒体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・生活支援ガイドブック(冊子) ・市報(大記事の掲載、事業案内) ・各種ちらし(フレイル予防、認知症予防、運動、口腔、栄養等) ・介護保険証及び健康診査案内同封ちらし(介護予防事業案内) <p>【電子媒体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市ウェブサイト(動画・ちらしを収集した特設ページ開設、関連外部リンク貼付) ・DVD制作(主に体操等運動実技) <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合情報メール等の活用
今後の方向性	<p>介護予防に取り組むきっかけづくりを推進するとともに、個人の心身状況や国内状況に変化があった場合においても、介護予防の取組を継続できるよう、引き続き最新情報の収集及び提供を行います。</p> <p>また、高齢者の保健事業との一体的な実施において、各関係所管の事業案内を行い、関連事業の相乗的な普及啓発を行います。</p>

2) 高齢者の活動の場に対する支援

①シニアクラブ活動支援													
事業内容	高齢者の社会参加及び生きがいづくり等として、春日市シニアクラブ連合会を中心に、各単位シニアクラブで実施するボランティア活動、介護予防の各種講座、世代間交流事業、行事イベント等の安定した活動継続に向けた支援をします。												
実施状況等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>クラブ数</th> <th>会員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>29 クラブ</td> <td>1,757 人</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>29 クラブ</td> <td>1,651 人</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>28 クラブ</td> <td>1,583 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和5年度は1クラブ休会中。 (各年度4月1日現在)</p>	年度	クラブ数	会員数	2021(R3)	29 クラブ	1,757 人	2022(R4)	29 クラブ	1,651 人	2023(R5)	28 クラブ	1,583 人
年度	クラブ数	会員数											
2021(R3)	29 クラブ	1,757 人											
2022(R4)	29 クラブ	1,651 人											
2023(R5)	28 クラブ	1,583 人											
今後の方向性	春日市シニアクラブ連合会及び単位シニアクラブへの運営費・事業費補助、活動普及啓発、介護予防活動、各種イベントの企画運営等の支援を継続して行います。												

②老人福祉センターナギの木苑の運営									
事業内容	介護予防や生きがいづくり等の講座、各種イベント、趣味のサークル活動等を実施します。入浴施設や大広間等もあり、高齢者の交流・憩いの場として利用できる施設です。								
実施状況等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用者数（延べ人数）※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>27,998 人</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>29,642 人</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>15,537 人(9月末現在)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 障がい者等を含む全利用者数</p>	年度	利用者数（延べ人数）※1	2021(R3)	27,998 人	2022(R4)	29,642 人	2023(R5)	15,537 人(9月末現在)
年度	利用者数（延べ人数）※1								
2021(R3)	27,998 人								
2022(R4)	29,642 人								
2023(R5)	15,537 人(9月末現在)								
今後の方向性	<p>指定管理者による季節の行事や講座等を定期的で開催しつつ、地域リハビリテーション活動支援事業の活用による連続した講座の開催等、より効果的な介護予防及び生きがいづくり等につながる事業の展開を検討及び実施します。</p> <p>また、ナギの木苑において、ボランティアの活動の機会をさらに広げていきます。</p> <p>さらに、フレイル予防に関する啓発、保健事業との一体的実施による健診案内や栄養・保健指導等、高齢者の総合的な健康づくり及び介護予防に関する取組を行います。</p>								

写真 2 老人福祉センターナギの木苑



取組方針③ 自立支援・重度化防止への取組体制の強化**【現状・背景】**

2018年度(平成30年度)介護保険制度改正を通じて、自立支援・重度化防止の推進といった方向性が示されました。状態像が一度悪化しても、高齢者が意欲を持ちながら、リハビリテーション等の適切な介護サービスの提供を通じて維持・改善し、地域で暮らし続けられるようにしていくことが重要であることから、自立支援・重度化防止に関する取組を強化する必要があります。

市では、軽度者に対しての状態の維持、改善に向けた多職種によるサポート体制の構築として、自立支援型地域ケア会議を実施しています。会議では、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントの支援に向けて、要支援から要介護1(軽度者)の個別事例を通じ、専門多職種の意見交換を行い、高齢者の生活の質の向上を目指しています。

また、自立支援・重度化防止等を意識したケアマネジメントを目指すことを目的として、2022年(令和4年)4月に市としての基本的方針である「自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントに係るガイドライン」を策定し、市内の介護支援専門員と共有しました。

さらに、実際のケアマネジメントの場面での活用に向けて、自立支援・重度化防止の視点での「要介護者の自立支援に向けたアセスメント」等をテーマに、市内の介護支援専門員を対象にした研修会を実施しています。

【課題】

① 自立支援型地域ケア会議の効果的な活用

要支援者等の状態の維持・改善に向け、多職種による支援体制の構築として、自立支援型地域ケア会議を実施していますが、要介護者その他の幅広い視点が求められる個別事例に関しては、自立支援型地域ケア会議の場を十分に活用できていない実態があります。地域の介護支援専門員が会議を効果的に活用できるような体制の整備が必要です。

また、会議で検討された個別事例に関しては、専門職等からの助言を得ることが出来ていますが、直接関わっていない介護支援専門員等に対しての知識の共有が不十分であるため、効果的な助言内容等を幅広く周知することが必要です。

【施策展開の方向性】

① 多職種による支援体制の推進

軽度者から中重度者の個別事例を通じて、リハビリテーション専門職を含めた専門多職種が連携した自立支援型地域ケア会議を、地域の介護支援専門員が十分に活用し、質の高いケアマネジメントが実現できるよう、体制を整備します。

また、これらの取組を通じて、個々の利用者が本人に適したリハビリテーションサービスを利用しながら望む暮らしを送ることができるよう、ケアマネジメントを行う介護支援専門員のリハビリテーションの知識・視点を深めることに努めます。

② 自立支援・重度化防止に関する実践的な知識の普及

自立支援型地域ケア会議の助言及び事例等を定期的に整理し、市内介護支援専門員等に周知することで、支援の場で実際に活用できることを目指します。

また、テーマ別研修会の開催といった介護支援専門員を対象とした従来の取組に加え、サービス事業所向けに、自立支援・重度化防止に関する実践的な知識の普及・リハビリテーション専門職との連携強化のための新たな取組を実施していきます。

【事業展開】

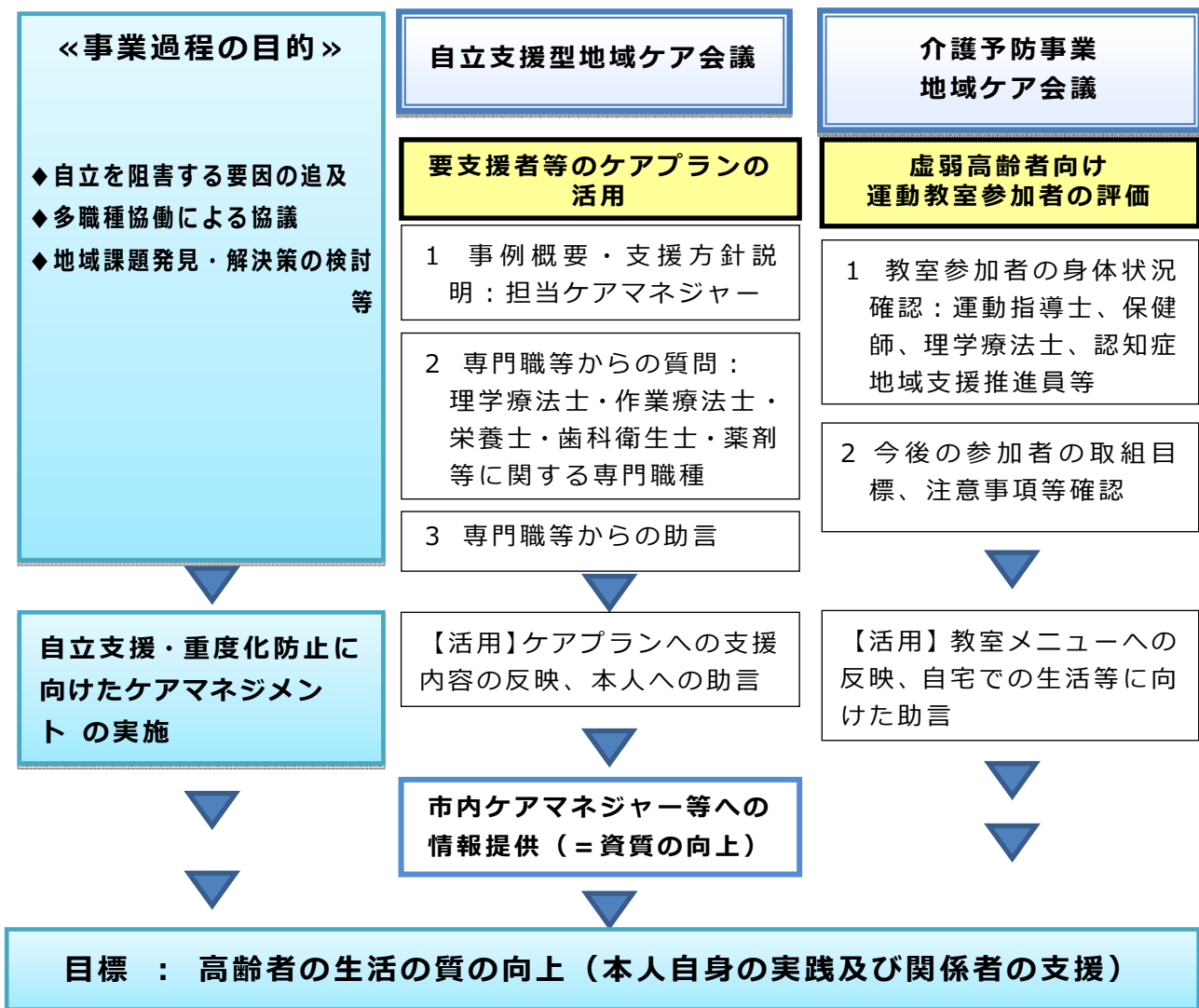
① 自立支援型地域ケア会議									
事業内容	要支援者(事業対象者)、要介護1の支援計画(ケアプラン)について、担当ケアマネジャー、行政、地域包括支援センター、理学療法士・作業療法士、薬剤師、栄養士、歯科衛生士等の多職種による協議を行い、本人の生活課題の解決や、自立支援に資する支援計画にするための検討を行います。 また、検討した事例の課題の集積から、地域課題の把握を行います。								
実施状況等	2018年(平成30年)6月より開始し、月2回実施。令和3年度より地域包括支援センターの支援計画(ケアプラン)だけでなく、市内居宅介護支援事業所の支援計画についても、高齢者の自立支援に向けた検討を実施しました。 【自立支援型地域ケア会議】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>24回</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)*</td> <td>23回</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>12回(9月末現在)</td> </tr> </tbody> </table> ※感染症の影響により1回中止	年度	実施回数	2021(R3)	24回	2022(R4)*	23回	2023(R5)	12回(9月末現在)
年度	実施回数								
2021(R3)	24回								
2022(R4)*	23回								
2023(R5)	12回(9月末現在)								
今後の方向性	引き続き、会議を通じて多職種協働によるケアマネジメント支援に取り組んでいきます。また、地域課題を把握し、関係者のネットワークづくりに取り組みます。								

② 介護予防事業地域ケア会議													
事業内容	低体力者向けの介護予防教室(転ばん塾・おたっしや塾)に参加している高齢者に対して、教室担当講師、看護職、認知症地域支援推進員、行政にて、本人の状況確認を行い、参加者の適切な処遇及び個別支援につなげるための検討を行います。												
実施状況等	介護予防地域ケア会議を行うことで、参加者の状況を踏まえた適切な教室の選択や個別支援につながりました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施回数</th> <th>延べ人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>6回</td> <td>46人</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>6回</td> <td>36人</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>4回</td> <td>48人(9月末現在)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実施回数	延べ人数	2021(R3)	6回	46人	2022(R4)	6回	36人	2023(R5)	4回	48人(9月末現在)
年度	実施回数	延べ人数											
2021(R3)	6回	46人											
2022(R4)	6回	36人											
2023(R5)	4回	48人(9月末現在)											
今後の方向性	引き続き教室参加者の処遇について検討することで、介護予防及び重度化防止を図ります。												

図表 10 自立支援を目標としたケアマネジメントの流れのイメージ

個別事例を通じ、専門多職種が連携し、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントを支援することで、高齢者の生活の質の向上を目指す。

【事業目的及び手法（一部抜粋）】



③介護支援専門員を対象としたテーマ別研修会													
事業内容	市内の介護支援専門員に対して、自立支援・重度化防止に資するケアプラン作成のために、理学療法士・作業療法士等の専門職の講師を招いて、医療面の専門知識や自立支援のポイントについて、研修を行います。												
実施状況等	2018年度から、「自立支援・重度化防止」に向けた取組の一環として、介護支援専門員情報交換会の場で、専門職（作業療法士、理学療法士等）による研修会を開催しています。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>開催回数</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>1回</td> <td> 歯科衛生士による研修① ・お口の働きとは ・オーラルフレイルとは ・口腔機能が低下したら（咀嚼力低下・嚥下力低下・口腔乾燥） </td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>1回</td> <td> 歯科衛生士による研修② ・口腔と全身の関係 ・口腔衛生管理（口腔ケアグッズの紹介） ・口腔機能管理（マスクをしたままできるお口の体操） </td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>1回</td> <td> 薬剤師による研修 ・そもそも「薬」とは ・かかりつけ薬剤師とは ・薬と上手に付き合うには </td> </tr> </tbody> </table>	年度	開催回数	内容	2021(R3)	1回	歯科衛生士による研修① ・お口の働きとは ・オーラルフレイルとは ・口腔機能が低下したら（咀嚼力低下・嚥下力低下・口腔乾燥）	2022(R4)	1回	歯科衛生士による研修② ・口腔と全身の関係 ・口腔衛生管理（口腔ケアグッズの紹介） ・口腔機能管理（マスクをしたままできるお口の体操）	2023(R5)	1回	薬剤師による研修 ・そもそも「薬」とは ・かかりつけ薬剤師とは ・薬と上手に付き合うには
	年度	開催回数	内容										
	2021(R3)	1回	歯科衛生士による研修① ・お口の働きとは ・オーラルフレイルとは ・口腔機能が低下したら（咀嚼力低下・嚥下力低下・口腔乾燥）										
2022(R4)	1回	歯科衛生士による研修② ・口腔と全身の関係 ・口腔衛生管理（口腔ケアグッズの紹介） ・口腔機能管理（マスクをしたままできるお口の体操）											
2023(R5)	1回	薬剤師による研修 ・そもそも「薬」とは ・かかりつけ薬剤師とは ・薬と上手に付き合うには											
今後の方向性	事前に参加予定者から聞きたいこと、知りたいことを募り、研修内容に反映させる等して、より効果的かつ実践的な研修内容となることを目指します。												

④サービス事業者における実践的な知識の普及・リハビリテーション専門職との連携強化						
事業内容	<p>リハビリテーション専門職の配置のない介護サービス事業所に、リハビリ専門職を派遣し、介護従事者に対し、入居者への効果的なリハビリ方法を指導してもらうことで、自立支援・重度化防止を目指します。</p> <p>また、介護職の離職の一因である腰痛が予防できる介護技術を、リハビリ専門職から介護従事者に対し、実践的に指導してもらうことで、介護人材の定着を図ります。</p>					
実施状況等	2023年度にリハビリテーション専門職の配置のない介護サービス事業所に対し、リハビリテーション専門職を派遣し、実践研修を3回に分けて実施しました。					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>開催回数</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>3回</td> <td>地域密着型サービス事業所へのリハビリ専門職派遣</td> </tr> </tbody> </table>	年度	開催回数	内容	2023(R5)	3回
年度	開催回数	内容				
2023(R5)	3回	地域密着型サービス事業所へのリハビリ専門職派遣				
今後の方向性	<p>地域密着型サービス事業所等において、リハビリテーション専門職との連携が図られるよう、集団指導等で生活機能向上連携加算の算定を促します。</p> <p>また、サービス事業所への専門職の派遣等、自立支援・重度化防止に関する実践的な知識の普及のための新たな取組も検討していきます。</p>					

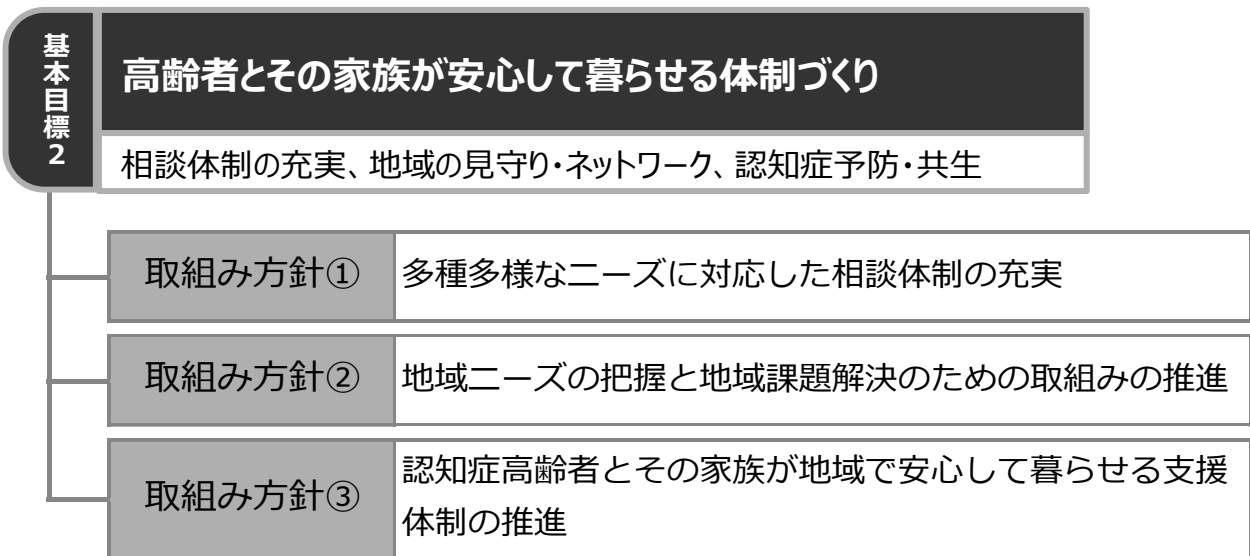
基本目標 2 高齢者とその家族が安心して暮らせる体制づくり

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続するためには、家族構成や生活習慣、経済状況、疾患の有無等の個人的な背景から社会情勢及び人間関係の変化等まで、あらゆる要因への対応が必要となり、様々な関係機関によるサポートが求められます。

また、高齢者の増加に伴い、認知症を有する高齢者の増加や高齢者のいる家族の多様化をはじめ、従来の支援体制だけでは適切なサポートが難しい状況が生じることが予測されます。

そこで、地域で自分らしい生活を継続するためには、高齢者本人とその家族の状況に応じた相談体制を確保するとともに、高齢者を取り巻く様々な課題に対応できるよう幅広い関係機関との連携及び支援体制の構築が必要です。

今後、これまで培ってきた自治会や民生委員等の地域のネットワークや医療・介護の関係機関を活かしつつ、柔軟かつ効果的な支援ができるよう関係機関のネットワークの輪を広げられるよう取り組みます。



取組方針① 多種多様なニーズに対応した相談体制の充実**【現状・背景】**

2018年(平成30年)4月1日施行された「改正社会福祉法(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)」により、2040年に向けて高齢者だけでなく、障がい者や子ども等への支援や複合的な課題に対応した「地域共生社会」の実現が明示され、これまでの施策をもとに、より広い視点での展開が必要となっています。

市では、高齢者の増加及び多様なニーズに対応する支援を適切に実施するために、2021年(令和3年)4月に地域包括支援センターを1か所増設し、住民の身近な場所での相談体制を整備しました。

現在、市の相談機関としては、高齢者に対して地域包括支援センターを中心に保健・医療・介護等への対応を行っています。また、高齢者への相談機関以外に、障がい者、子ども・子育て、生活困窮の3つの相談機関が専門性を生かして相談・支援を行っており、これらと相談機関連携会議を通して情報共有するとともに、複合化・複雑化した課題を抱えている人と地域を結び付けたり、生活支援や公的支援制度の活用を調整したりすることで、課題解決の道筋をつけようとしています。

さらに、医療及び介護分野においては、各々の専門職が効果的な支援のために医療介護に関する資源等の相談ができる「筑紫医師会在宅医療・介護連携支援センター(以下「連携支援センター」という。)」を福岡県地域医療構想における第2次医療圏域である筑紫地区5市が共同で運営しています。この連携支援センターを活用した事業として、入退院時や日常の療養場面における医療職と介護職の連携を強化するためのルールや仕組みの構築を図ってきました。

また、高齢者の虐待については、被虐待者である高齢者だけでなく、養護者である家族など虐待者にも、障がいや疾病などの何らかの課題を抱えている場合が増えてきています。市では、民生委員や社会福祉協議会、介護保険サービス事業所、医療機関など関係機関との連携による早期発見、見守り体制の構築に取り組んできました。

介護、福祉、医療に関するニーズは複雑化、多様化しており、制度ごとのサービス提供だけでは、解決が困難な場合の増加している中で、「ヤングケアラー」や「8050問題」など複合的な課題を抱える市民へ包括的な支援を実施するために、相談支援を行う関係機関が連携し、相談体制を充実させていく必要があります。

【課題】

①地域包括支援センターの機能強化

住民の身近な相談先として、地域包括支援センターを市内に3カ所設置していますが、高齢者の増加や多種多様なニーズへの対応等により地域包括支援センターの業務が増加しています。地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制整備が求められており、業務負担の軽減、質の確保を図りながら、地域包括支援センターの機能強化へ取り組む必要があります。

②地域共生社会を見据えた相談体制の強化

2040年(令和22年)には、人口減少、少子高齢化がさらに進展し、単身世帯が4割となり、また、親族(血縁関係)による助け合い機能が低下することが予測され、世帯の複合的かつ複雑化したニーズの変化(生活課題)に柔軟に対応できる体制が必要となります。

③介護職・医療職間の情報共有の円滑化

多職種が集まり意見交換をする機会が増えたことで、介護職・医療職ともに、以前よりも連携が取りやすくなったという声が聞こえるようになりました。

しかし、様々な課題を抱える高齢者やその家族が増えており、今後も、介護職・医療職双方がそれぞれの立場を理解し、円滑な連携を図ることができるように情報共有することができる仕組みが必要です。

④高齢者の虐待防止

民生委員、社会福祉協議会、介護保険サービス事業所、医療機関、警察などとのネットワークが、適切に機能することが必要です。

また、虐待を行った養護者への支援も含め、対応に当たる職員の知識・理解を深める等相談機能の強化が必要です。

【施策展開の方向性】

①地域包括支援センターの機能強化

複雑化、多様化する支援ニーズに対する支援を適切に行うために、介護予防支援業務における負担軽減を図りながら、引き続き、行政や社会福祉協議会等との連携を強化していくとともに、高齢者やその家族、地域の関係者（自治会、民生委員等）の身近な相談場所として、総合相談支援機能の充実を図ります。

②関係機関の連携を活かした適切な支援体制の構築

介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮等の複合的な課題を抱えた相談について、関係機関等とさらなる連携を図ります。市民の支援ニーズに対して、多種多様な相談機関が効果的かつ柔軟に対応できるよう、互いの特性及び支援のあり方、体制を理解し、課題解決に向けて一体的に協力支援できる体制づくりに取り組みます。

③介護職・医療職間の情報共有のさらなる円滑化

筑紫地区5市による共同事業を継続し、これまでの取組の効果を検証し、改善を繰り返していくことで、介護職・医療職の連携体制を強化していきます。

④高齢者虐待防止対策の推進

引き続き、行政職員や地域包括支援センター、社会福祉協議会等関係機関に対して、虐待防止に関する研修を実施することにより、支援者の対応力の向上を図ります。

また、介護保険サービス事業所や施設等に対して、高齢者虐待防止法の内容などを集団指導や運営指導などにより周知していくことで、介護従事者による虐待防止に取り組みます。

【事業展開】

1) 地域包括支援センターの機能強化

① 地域包括支援センターの機能強化																				
事業内容	<p>地域包括支援センターは、地域の高齢者を介護、福祉、健康等様々な面から総合的に支援する拠点です。各地域包括支援センターには、高齢者を専門的な立場から支える3職種（主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士）が配置されています。</p> <p>また、「在宅医療・介護連携の推進」、「生活支援サービスの体制整備」、「認知症施策の推進」、「地域ケア会議の推進」に係る事業が、地域支援事業に位置付けられ、これらの事業と連動しながら、地域包括支援センターの運営を行っています。</p>																			
実施状況等	<p>高齢者数の増加及び多様なニーズに対する支援を適切に実施するために、2021年(令和3年)4月に地域包括支援センターを1か所増設し、3センター体制としました。</p> <p>【地域包括支援センター担当エリア】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地域福祉 エリア</th> <th style="text-align: center;">地 区</th> <th style="text-align: center;">担当センター (※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>春日北中</td> <td>岡本、桜ヶ丘、サン・ビオ、須玖北、日の出町</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">北</td> </tr> <tr> <td>春日中</td> <td>小倉、須玖南、昇町、弥生</td> </tr> <tr> <td>春日西中</td> <td>泉、上白水、下白水北、下白水南、白水ヶ丘</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">南</td> </tr> <tr> <td>春日南中</td> <td>大土居、白水池、惣利、天神山、塚原台、松ヶ丘、紅葉ヶ丘</td> </tr> <tr> <td>春日東中</td> <td>大谷、小倉東、宝町、ちくし台、千歳町、光町、大和町、若葉台西、若葉台東</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">東</td> </tr> <tr> <td>春日野中</td> <td>春日、春日公園、春日原、春日原南、平田台</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)「北」…「北地域包括支援センター」 「南」…「南地域包括支援センター」 「東」…「東地域包括支援センター」</p> <p>地域包括支援センターは、以下の業務とともに、介護予防支援(要支援者等へのケアマネジメント)を担います。</p> <p>【介護予防ケアマネジメント業務】</p> <p>高齢者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況や置かれている環境に応じ、介護予防事業等が包括的かつ効率的に実施されるよう、必要な援助を行います。</p> <p>【総合相談支援業務】</p> <p>一人ひとりの高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービスや関係機関につなげる等の支援を行います。</p> <p>【権利擁護業務】</p> <p>成年後見制度の利用支援や高齢者の虐待事例への対応、その他消費生活相談等との連携を図り、高齢者の権利を守ります。</p>		地域福祉 エリア	地 区	担当センター (※)	春日北中	岡本、桜ヶ丘、サン・ビオ、須玖北、日の出町	北	春日中	小倉、須玖南、昇町、弥生	春日西中	泉、上白水、下白水北、下白水南、白水ヶ丘	南	春日南中	大土居、白水池、惣利、天神山、塚原台、松ヶ丘、紅葉ヶ丘	春日東中	大谷、小倉東、宝町、ちくし台、千歳町、光町、大和町、若葉台西、若葉台東	東	春日野中	春日、春日公園、春日原、春日原南、平田台
地域福祉 エリア	地 区	担当センター (※)																		
春日北中	岡本、桜ヶ丘、サン・ビオ、須玖北、日の出町	北																		
春日中	小倉、須玖南、昇町、弥生																			
春日西中	泉、上白水、下白水北、下白水南、白水ヶ丘	南																		
春日南中	大土居、白水池、惣利、天神山、塚原台、松ヶ丘、紅葉ヶ丘																			
春日東中	大谷、小倉東、宝町、ちくし台、千歳町、光町、大和町、若葉台西、若葉台東	東																		
春日野中	春日、春日公園、春日原、春日原南、平田台																			

① 地域包括支援センターの増設・運営（続き）	
実施状況等	<p>【包括的・継続的ケアマネジメント業務】</p> <p>包括的・継続的なケアに向けて、医療機関をはじめ様々な地域の関係機関との連携体制を構築します。</p> <p>また、地域のケアマネジャーが抱える課題について具体的な指導・助言等を行うとともに、ケアマネジャーと関係機関のネットワーク構築を進めます。</p>
今後の方向性	<p>地域包括支援センターの業務負担軽減を図りながら、複雑化・多様化する支援ニーズに対する支援を適切に実施するために、行政や社会福祉協議会等との連携を強化し、事業を推進していきます。</p>

2) 関係機関の連携を活かした適切な支援体制の構築

① 適切な支援体制の構築																
事業内容	<p>多種多様な相談機関が効果的かつ柔軟に対応できるよう、互いの特性及び支援のあり方、体制を理解し、課題解決に向けた情報共有会議及び個別ケース会議等を随時実施します。</p>															
実施状況等	<p>【高齢者支援に関する関係機関会議等（他所管主催含む）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会議名</th> <th>関係所属機関</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>権利擁護実務担当者会議</td> <td>行政、地域包括支援センター、社協あんしんサービス</td> <td>高齢者・障がい者の金銭管理等の支援について、個別ケース検討を行うとともに、社協あんしんサービス利用者や社協法人後見受託者の状況を共有する</td> </tr> <tr> <td>地域包括支援センター連携相談事業</td> <td>地域包括支援センター、弁護士会、行政</td> <td>弁護士が地域包括支援センターを定期的に巡回し、ケース等に関する法的な相談を受ける</td> </tr> <tr> <td>生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議</td> <td>行政（人権男女共同参画、くらしサポートよりそい、その他福祉や納税所管）</td> <td>生活困窮者に対する自立の支援に向けた情報交換及び社会生活を営むために必要な支援体制の検討を行う</td> </tr> <tr> <td>個別ケース会議</td> <td>個別の関係機関</td> <td>ケースに対する課題解決に向けた関係者会議（地域ケア会議含む）</td> </tr> </tbody> </table>	会議名	関係所属機関	目的	権利擁護実務担当者会議	行政、地域包括支援センター、社協あんしんサービス	高齢者・障がい者の金銭管理等の支援について、個別ケース検討を行うとともに、社協あんしんサービス利用者や社協法人後見受託者の状況を共有する	地域包括支援センター連携相談事業	地域包括支援センター、弁護士会、行政	弁護士が地域包括支援センターを定期的に巡回し、ケース等に関する法的な相談を受ける	生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議	行政（人権男女共同参画、くらしサポートよりそい、その他福祉や納税所管）	生活困窮者に対する自立の支援に向けた情報交換及び社会生活を営むために必要な支援体制の検討を行う	個別ケース会議	個別の関係機関	ケースに対する課題解決に向けた関係者会議（地域ケア会議含む）
	会議名	関係所属機関	目的													
	権利擁護実務担当者会議	行政、地域包括支援センター、社協あんしんサービス	高齢者・障がい者の金銭管理等の支援について、個別ケース検討を行うとともに、社協あんしんサービス利用者や社協法人後見受託者の状況を共有する													
	地域包括支援センター連携相談事業	地域包括支援センター、弁護士会、行政	弁護士が地域包括支援センターを定期的に巡回し、ケース等に関する法的な相談を受ける													
	生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議	行政（人権男女共同参画、くらしサポートよりそい、その他福祉や納税所管）	生活困窮者に対する自立の支援に向けた情報交換及び社会生活を営むために必要な支援体制の検討を行う													
個別ケース会議	個別の関係機関	ケースに対する課題解決に向けた関係者会議（地域ケア会議含む）														
今後の方向性	<p>引き続き、行政内部の相談機関及び様々な関係機関等が、既存の連携の場だけでなく、一体的かつ効果的な協力支援体制を構築できるよう取り組んでいきます。</p>															

3) 在宅医療・介護連携の推進

① 在宅医療・介護連携推進事業等	
事業内容	医療と介護の両方の支援を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域において、在宅医療・介護のサービスを継続的かつ一体的に受けられる体制づくりを行うため、地域における医療・介護サービス資源の見える化や、医療・介護関係者の連携の強化等を推進します。
実施状況等	<p>【介護職・医療職間の情報共有の円滑化】</p> <p>市が主催する介護支援専門員（ケアマネジャー）情報交換会の中で、介護関係者と医療関係者の連携会議を行い、サービスに関する情報共有や、連携に関する課題抽出を実施しました。</p> <p>【医療職・介護職の効果的な連携のための支援】</p> <p>福岡県筑紫保健福祉環境事務所、筑紫地区他市、連携支援センター等の関係団体と連携を図りながら、医療・介護連携に係る相談支援や、医療・介護関係者の研修等を実施しました。</p> <p>また、入退院時や看取り場面における医療職と介護職の連携を強化するための基本的なルールや仕組みの構築を図りました。</p> <p>【在宅医療等に関する専門相談窓口での相談受付・対応】</p> <p>介護・医療及び関係機関からの在宅医療や居宅サービス等に関する相談に対して、助言や情報提供を行いました。</p>
今後の方向性	筑紫地区5市で共同運営している「連携支援センター」事業を通して、様々な関係機関との協力が深まるよう、取組を更に推進します。また、関係職種が集まる研修等、機会あるごとに相談窓口の周知を推進します。

4) 高齢者虐待防止対策の推進

① 高齢者虐待防止対策の推進	
事業内容	相談窓口の周知をはじめ、医療・介護・福祉・司法・警察など各関係機関との連携による対応など高齢者の権利擁護に取り組み、高齢者虐待の早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する支援を行います。
実施状況等	<p>(1) 広報、普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市報やホームページ掲載による相談窓口の周知 ・地域包括支援センターや社会福祉協議会など関係機関への研修会の実施 ・居宅介護サービス事業者等への高齢者虐待防止法について周知や情報提供を実施 <p>(2) ネットワーク構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期発見、早期対応に向けた民生委員、医療機関、介護サービス事業所など関係機関への相談窓口の周知及び情報共有 <p>(3) 行政機関連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内の関係所管、警察との連携 ・被虐待者の保護に向けた高齢者施設との居室確保等の協力体制整備
今後の方向性	引き続き、行政職員や地域包括支援センター、社会福祉協議会等関係機関に対して、虐待防止に関する研修を実施することにより、支援者の対応力の向上を図ることで在宅における虐待防止に取り組みます。また、介護保険サービス事業所や施設等に対して、高齢者虐待防止法の内容などを集団指導や運営指導などにより周知していくことで、介護従事者による虐待防止に取り組みます。

取組方針②

地域ニーズの把握と地域課題解決のための取組みの推進

【現状・背景】

高齢者の増加や地域社会・家庭環境の在り方の変化による、個人のニーズの多様化及び複合化に対して、医療や介護等の公的なサービスで地域生活を支えていくことは難しい状況にあります。そこで、今後さらに様々なサービスや社会資源の組み合わせや、身近な地域とのつながりを活かすことによる、重層的かつ幅広い分野の支援体制の構築が求められています。

2009年度(平成21年度)から開始した安心生活創造事業(ご近所のつながり活動)において、ひとり暮らしの高齢者等が地域から孤立することなく、安心して生活を継続することができるよう、自治会、市、市社会福祉協議会が協力し、平常時と災害を含む緊急時の一体的な見守り体制づくりを図りました。その7年後(平成28年度)には、全ての自治会において、住民相互の見守りを推進する体制の土台が整いました。

また、市では、住み慣れた地域での生活を支援する体制整備を進めるため、市社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置するとともに、自治会を中心とした協議体を設置し、市全体で地域課題に取り組む仕組みづくりの定着を図ってきました。

これらの取組を通じて、活動支援者の高齢化や担い手不足、高齢者等向けの地域活動での参加者の固定化、買い物支援等が、自治会活動等での地域ニーズとして把握できました。

また、生活支援コーディネーターの活動として、民間企業や社会福祉法人などと意見交換を行い、それぞれの視点から地域ニーズや社会資源を知ることで、多様なニーズに対応するための活動の検討を行いました。

今後、支援が必要な高齢者の増加が予測されるなか、地域のボランティア活動や近隣住民による見守り・支え合い、生活支援サービスの提供など、高齢者を地域で支える体制の整備が求められてきます。

【課題】

①見守り活動への理解の促進及び支援者(見守る人)の確保への対応

社会情勢の変化により、ご近所のつながり活動の主体である自治会の担い手や地域住民の構成も変化していきますが、そのような中でも、地域で見守り活動を継続できるよう、支援していく必要があります。

自治会だけでなく、地域住民全体で見守り体制を構築する必要があるため、住民の自治会活動に対する理解を推進するとともに、支援者確保のための効果的な広報と、住民への取組の浸透を図る必要があります。

②生活支援コーディネーターと協議体の取組の推進

生活支援コーディネーターや協議体の取組の目的は、個々のニーズを集約し、その対応について地域で検討する中で、地域で活用できる様々なサービスを整理するとともに、必要に応じて新たな助け合い活動の創出を行うためのプロセス(仕組み)を進めることです。

このような、生活支援コーディネーターや協議体の活動を継続する中で、市全体で地域課題に取り組む仕組みづくりを推進していきます。

③在宅医療の普及啓発

地域の在宅医療・介護連携を推進していくためには、医療職・介護職の連携のみでなく、地域住民が在宅医療について理解し、在宅での療養が必要になった場合に必要なサービスを適切に選択できるようにしておくことが必要です。

また、高齢者本人が自ら望む人生の最期を迎えるためには、自らの意思を表すことができるうちに、家族等に伝えておく等の準備が必要になります。そのためには、終末期ケアや在宅での看取りについて理解を深めておくことが必要です。

【施策展開の方向性】

① 地域の見守り体制の推進

引き続き、市と市社会福祉協議会が地域と連携し、ご近所のつながり活動の内容と必要性について、住民の理解と共通認識を深めるとともに、各地域の特性や実状に応じた活動を推進します。

② 生活支援コーディネーターの状況に応じた活動推進と「協議体」の展開

高齢者を取り巻く生活環境及び社会情勢等の変化に伴う地域課題に対して、住民、民間事業者、生活支援コーディネーター、市等が一体となって協議を行う「協議体」等の場を通じた、高齢者の実情に必要な意見交換等を行い、これらの活動の定着を図ります。

また、生活支援コーディネーターの活動を通して、高齢者のニーズを横断的に把握し、その対応に向けて幅広い分野と連携し、検討していきます。

③ 地域におけるサービス資源の把握・開発

協議体の活動を通じて、地域にある社会資源や、地域に必要なサービスを把握し、地域において活用できるサービスの開発や見える化（介護予防・生活支援ガイドブック等）を推進します。

④ 在宅医療と介護の円滑な提供に向けた体制構築

筑紫地区5市による共同事業として、普及啓発講演会等を開催することにより、地域における在宅医療に対する住民の関心を深めていきます。

また、介護職・医療職に対しても、終末期ケアや在宅での看取り時における連携体制の構築が図れるよう、医療資源等に関する情報収集及び研修会の開催等により啓発していきます。

【事業展開】

1) 地域の実情に応じたご近所のつながり活動等の推進

① 安心生活創造事業																					
事業内容	<p>地域による見守り活動や、ニーズ把握による支援体制の構築を通して、ひとり暮らし世帯等が地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進します。</p> <p>企業等（郵便、新聞、電気、ガス、水道、宅配、生活協同組合、配食事業者等）による見守りを推進し、高齢者等の異変を察知した事業者からの連絡に対し、迅速な対象者への対応（状況把握・安否確認）と必要に応じた関係機関との連携を図ります。</p>																				
実施状況等	<p>1 ご近所のつながり活動</p> <p>【推進地区数】 35 地区（全地区において実施）</p> <p>【ご近所のつながりカード（旧地域支え合いカード）登録・更新者】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>登録者数</th> <th>延べ支援者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>1,237 人 (うち新規 152 人)</td> <td>1,126 人</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>1,267 人 (うち新規 167 人)</td> <td>1,106 人</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>1,201 人(9 月末現在)</td> <td>1,010 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>【地域住民への活動周知】</p> <p>隣組長会、春日市シニアクラブ連合会会長会での説明等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>20 回</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>20 回</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>19 回(9 月末現在)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 みまもりホットライン</p> <p>郵便、新聞、電気、ガス、水道、コンビニエンスストア、生活協同組合、配食事業者等、54 事業者（R5.9 月末現在）に活動の周知と協力依頼を実施しました。</p>	年度	登録者数	延べ支援者数	2021(R3)	1,237 人 (うち新規 152 人)	1,126 人	2022(R4)	1,267 人 (うち新規 167 人)	1,106 人	2023(R5)	1,201 人(9 月末現在)	1,010 人	年度	回数	2021(R3)	20 回	2022(R4)	20 回	2023(R5)	19 回(9 月末現在)
年度	登録者数	延べ支援者数																			
2021(R3)	1,237 人 (うち新規 152 人)	1,126 人																			
2022(R4)	1,267 人 (うち新規 167 人)	1,106 人																			
2023(R5)	1,201 人(9 月末現在)	1,010 人																			
年度	回数																				
2021(R3)	20 回																				
2022(R4)	20 回																				
2023(R5)	19 回(9 月末現在)																				
今後の方向性	<p>引き続き、ご近所のつながり活動（旧地域支え合い活動）におけるご近所のつながりカード（旧地域支え合いカード）の登録や、ご近所のつながりマップ（旧地域支え合いマップ）の作成を通して、日常的な見守りや災害等の緊急時にも対応できる体制づくりを推進します。また、対象者は独居高齢者にとどまらず、広く対象を捉え直し、重層的な見守り体制への移行の推進に務めます。</p> <p>また、「みまもりホットライン」は、協力事業者の見守り意識の向上及び協力事業所数の増加により、重層的な見守り体制の充実を図ります。</p>																				

2) 生活支援体制整備事業の推進

①生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの配置）	
事業内容	ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体によって、高齢者の生活を支える生活支援・介護予防サービスが提供できる体制を構築することを目的とし、生活支援コーディネーターが中心となって、社会資源の発掘や地域における生活支援のネットワーク構築を図ります。
実施状況等	<p>【配置状況】 第1層、第2層（兼任）1人を市社会福祉協議会に配置</p> <p>【活動内容】</p> <p>①個別ニーズ、地域のニーズの把握 各地区の福祉活動などに参加し、個別ニーズの把握を行いました。買い物に関するアンケートの実施や地区座談会の開催により、地域ニーズの把握を行いました。</p> <p>②地域資源の把握と見える化 市内にある介護予防の活動の場やサロン、春日市で利用できる宅配等の生活支援等の社会資源をまとめた「介護予防・生活支援ガイドブック」を毎年作成しました。</p> <p>③関係者間のネットワークづくり 商工会と連携しながら、企業による地域貢献活動の推進に取り組みました。民間企業と地域課題について話し合い、地域課題の解決への取組の検討を行いました。</p> <p>④協議体開催 第1層（市全域）及び第2層（各中学校区）の協議体にて、情報共有、連携強化の場として開催し、地域課題の把握を行いました。</p> <p>⑤生活支援コーディネーター会議 生活支援コーディネーターの行動方針、進捗状況の共有及び方針の協議・決定等について、生活支援コーディネーター、社会福祉協議会、地域包括支援センター、行政で定期的な会議を実施しました。</p>
今後の方向性	今後も、生活支援コーディネーターを中心に、社会資源の発掘や地域における助け合いの仕組みづくりに取り組みます。また、地域、民間企業、関係団体など様々な関係機関とのネットワーク構築を図ります。

②生活支援体制整備事業（協議体の展開）	
事業内容	自治会、社会福祉協議会（生活支援コーディネーター）、行政を中心に、定期的な情報共有、連携強化を行う協議体を設置します。 その中で、必要に応じて、介護保険事業者、NPO法人、民間企業等も交えながら、地域の高齢者を取り巻く状況について意見交換を行い、そこで出た意見や課題について話し合う中で、春日市の地域課題を整理します。
実施状況等	自治会、社会福祉協議会、行政の関係者による「第1層協議体」（市全域の協議体）と、「第2層協議体」（各中学校区）を設置。第2層協議体にて、福祉活動、地域資源の情報交換、地域課題の整理を行い、第1層協議体にて報告し、情報共有、意見交換を行いました。
今後の方向性	「第1層、第2層協議体」を継続的に実施し、地域課題の整理及び関係機関での共有、課題解決への取組の検討を行います。

3) 在宅医療・介護連携の推進【再掲含む】

① 在宅医療・介護連携推進事業等	
事業内容	医療と介護の両方の支援を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域において、在宅医療・介護のサービスを継続的かつ一体的に受けられる体制づくりを行うため、地域における医療・介護サービス資源の見える化や、医療・介護関係者の連携の強化等を推進します。
実施状況等	<p>【介護職・医療職間の情報共有の円滑化】</p> <p>市が主催する介護支援専門員(ケアマネジャー)情報交換会の中で、介護関係者と医療関係者の連携会議を行い、サービスに関する情報共有や、連携に関する課題抽出を実施しました。</p> <p>【医療職・介護職の効果的な連携のための支援】</p> <p>福岡県筑紫保健福祉環境事務所、筑紫地区他市、「筑紫医師会在宅医療・介護連携支援センター」等の関係団体と連携を図りながら、医療・介護連携に係る相談支援や、医療・介護関係者の研修等を実施しました。</p> <p>また、入退院時や看取り場面における医療職と介護職の連携を強化するための基本的なルールや仕組みの構築を図りました。</p>
今後の方向性	<p>筑紫地区5市が共同した「筑紫医師会在宅医療・介護連携支援センター」事業を通して、地域における在宅医療に対する住民の関心を深めていきます。</p> <p>また、介護職・医療職に対して、終末期ケアや在宅での看取り時における連携体制の構築に向けた情報共有・支援の推進を図ります。</p>

写真 3 筑紫医師会在宅医療・介護連携支援センター



取組方針③

認知症高齢者とその家族が地域で安心して暮らせる支援体制の推進

【現状・背景】

2019年(令和元年)の関係閣僚会議で決定された国の認知症施策推進大綱では、認知症の人ができる限り、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、認知症とともに暮らす「共生」と、認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにする「予防」を柱とした取組を推進することが求められました。令和4年の中間評価によると、認知症予防に関する啓発活動や、認知症患者や家族向けの情報提供などが進展している一方で、認知症治療薬の開発や、認知症患者の社会参加支援などについては、改善が必要であるとされています。

また、2023年(令和5年)6月に成立した「認知症基本法」では、認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができるよう、国と地方が一体となって、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することが求められています。

市では、地域社会全体で高齢者を見守っていく体制づくりに向けて、認知症サポーターを養成するとともに、認知症の状態に応じたケアの流れをまとめた「認知症ケアパス」や「認知症支援の手引き」を作成し、認知症の進行に応じた医療や介護サービスの普及啓発を行ってきました。

また、認知症の専門相談員である「認知症地域支援推進員」を中心に、認知症高齢者等への適切な支援のためのネットワークづくりを継続的に推進しています。その活動として、2023年(令和5年)に認知症地域支援推進員と市職員がコーディネーターとなり、ナギの木苑で活躍するボランティア(認知症サポーター)を中心とした支援チーム「チームオレンジ」をナギの木苑に設置し、認知症の人の社会参加及び早期からの継続支援に取り組みました。

さらに、認知症の早期診断、早期対応への支援は、複数の専門職で構成された「認知症初期集中支援チーム」を活用し、個別支援等の認知症高齢者施策を展開してきました。

それ以外にも、在宅で生活する認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加等に対応し、不適切な介護(虐待等)における権利の擁護や財産管理に支援を要する高齢者の個別の支援に取り組むとともに、成年後見制度などの相談・周知体制を強化して適切な支援に結びつけることを目的に、2021年(令和3年)に「権利擁護総合相談運営事業」を開始し、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関を設置しました。

市では、これまでの認知症施策を今後も継続しつつ、認知症の人やその家族が安心して生活できる地域づくりに取り組んでいきます。

【課題】

① 認知症に関する正しい知識や理解の普及

認知症の人やその家族の視点を踏まえて、市民一人ひとりが当事者意識を持ちながら、正しい知識を普及する取組を推進していくことが重要です。

その取組のために「認知症サポーター養成講座」の継続実施、「認知症ケアパス(状態に応じた適切なケアの流れ図)」の活用や「認知症地域支援推進員」の活動の充実を進め、認知症の有無に関わらず、同じ社会で生活できるような支援体制の整備が必要となってきます。

② 成年後見制度に関する理解推進

成年後見制度は、判断力が低下した人を法的に支援するために有効な制度ですが、制度自体が複雑であり、また、制度を利用することにより、家庭裁判所により選任された第三者である成年後見人等により財産が侵害されるなどという誤った認識が一部でなされています。

成年後見制度の利用促進を図っていくためには、制度に関する正しい理解を求めていく必要があります。

【施策展開の方向性】

① 認知症に関する情報の普及啓発の強化

認知症の人やその家族が、不安を感じた時に、すぐに相談へとつながるよう、「認知症ケアパス」の普及啓発を行い、認知症に係る相談窓口の周知を図ります。

② 早期発見、早期受診、早期対応に向けた専門職による支援体制の充実

- 認知症地域支援推進員の活動の充実

認知症高齢者やその家族の最初の相談窓口として、認知症地域支援推進員の周知・啓発を図ります。

認知症高齢者やその家族が、住み慣れた地域で生活を続けることができるよう支援するため、医療機関、介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担います。

- 認知症初期集中支援チームの質の向上

認知症が疑われる方を支援するために、認知症サポート医や保健師、介護福祉士等複数の専門職による認知症初期集中支援チームの活動を充実させ、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐ取組を強化します。

③ 認知症バリアフリー等の推進

認知症の地域の見守り体制や行方不明時の関係機関との連携体制は、これまで同様に個別及び社会背景等の状況に応じた取組が求められます。

また、引き続き認知症サポーターを中心とした支援チーム(チームオレンジ)による、認知症の人の社会参加及び早期からの継続支援の取組みを継続していきます。

④ 権利擁護の理解促進と地域連携ネットワーク体制の強化

成年後見制度をはじめとした権利擁護のための支援制度が、必要と思われる人に適切に利用されるよう、権利擁護総合相談運営事業を推進することで、制度の理解促進を図るとともに、地域全体で権利擁護の支援体制を構築できるよう、地域連携ネットワークの体制強化を進めます。

⑤ 介護に取り組む家族への支援の充実

認知症高齢者の家族に対する相談は、認知症地域支援推進員を中心に地域包括支援センターや市の相談窓口において対応していきます。また、市内にある認知症カフェ、家族介護者の会等とも連携し、相談体制の充実を図ります。また、ヤングケアラーについては、子育て、教育部門など関係機関と連携し、支援に取り組めます。

【事業展開】

1) 認知症施策総合推進事業

① 認知症に係る普及啓発の推進	
事業内容	認知症の早期発見・早期受診と早期対応に向けて、症状や対応の仕方、相談機関等、認知症に対する社会の理解を深めます。
実施状況等	地域包括支援センターに配置された認知症地域支援推進員が中心となり、認知症の進行に伴う対応方法及び相談先や受診先等を整理した「認知症ケアパス」及び「春日市認知症支援の手引き」の改訂を行い、住民等への普及啓発を図りました。さらに、若年性認知症に関する支援サービスや相談窓口等について「春日市認知症支援の手引き」に掲載し、周知を図りました。 認知症に関する情報や相談窓口、支援機関等について市報や市ホームページに掲載し、認知症に関する正しい知識や理解の普及を図りました。
今後の方向性	引き続き、認知症ケアパス等を活用し、認知症への理解促進や相談窓口の周知、また状態に応じた、適切なサービスを把握できる支援体制を整えます。

② 認知症医療講演会の実施													
事業内容	専門医師による講演会を実施し、認知症の症状、診断や治療に関する正しい知識を広く住民へ普及啓発します。												
実施状況等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>講座実施回数</th> <th>延べ受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>1回</td> <td>28人</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>1回</td> <td>31人</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>1回</td> <td>27人</td> </tr> </tbody> </table>	年度	講座実施回数	延べ受講者数	2021(R3)	1回	28人	2022(R4)	1回	31人	2023(R5)	1回	27人
年度	講座実施回数	延べ受講者数											
2021(R3)	1回	28人											
2022(R4)	1回	31人											
2023(R5)	1回	27人											
今後の方向性	認知症に対する理解を深めるため、引き続き講演会を実施します。												

③ 認知症初期集中支援事業の実施																	
事業内容	認知症が疑われる人や認知症の人とその家族を、複数の専門職が訪問（アウトリーチ）し、訪問で得られた情報を踏まえた認知症の専門医による助言・指導等を通して、本人や家族支援等初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。																
実施状況等	<p>【チーム配置状況】</p> <p>認知症サポート医1人、認知症地域支援推進員6人、市高齢課職員（保健師等）で構成し、かかりつけ医等との連絡調整は筑紫医師会と連携し、配置しています。</p> <p>【活動内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>設置チーム数</th> <th>対象者（実人数）</th> <th>医療・介護サービスにつながった者の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>2</td> <td>14人</td> <td>86.7%</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>2</td> <td>17人</td> <td>92.9%</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>2</td> <td>10人 (9月末現在)</td> <td>20.0% (9月末現在)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	設置チーム数	対象者（実人数）	医療・介護サービスにつながった者の割合	2021(R3)	2	14人	86.7%	2022(R4)	2	17人	92.9%	2023(R5)	2	10人 (9月末現在)	20.0% (9月末現在)
年度	設置チーム数	対象者（実人数）	医療・介護サービスにつながった者の割合														
2021(R3)	2	14人	86.7%														
2022(R4)	2	17人	92.9%														
2023(R5)	2	10人 (9月末現在)	20.0% (9月末現在)														
今後の方向性	<p>認知症初期集中支援チームの活動を定着させ、認知症の早期診断、早期対応につなげていきます。</p> <p>認知症高齢者本人の意思により、医療・介護サービスの未利用状態や社会的孤立を生じる可能性が高い人への支援も含め、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなげていきます。</p>																

④ 認知症地域支援推進員による活動の展開													
事業内容	医療機関、介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとして、認知症地域支援推進員を配置し、認知症の方やその家族への支援、医療・介護・地域のネットワークづくり等を担います。												
実施状況等	<p>【配置状況】 7人(北・南・東地域包括支援センターに各2人以上配置)</p> <p>【活動状況】</p> <p>①個別ケース対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実人数</th> <th>延べ人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>123人</td> <td>2,040人</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>136人</td> <td>2,685人</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>112人 (9月末現在)</td> <td>1,253人 (9月末現在)</td> </tr> </tbody> </table> <p>②医療機関、その他民間事業所への普及啓発及び連携 市内医療機関や薬局等への訪問を通じた、認知症地域支援推進員の顔の見える関係の構築及び必要時の相談や情報共有ができる体制を整備しました。</p> <p>③関係機関との情報共有 認知症高齢者を支援している介護サービス事業所及び関係機関との会議への参加・助言を行い、連携を推進しました。</p> <p>④チームオレンジの整備 認知症地域支援推進員と市職員がコーディネーターとなり、ナギの木苑で活躍するボランティア(認知症サポーター)を中心とした支援チーム(チームオレンジ)をナギの木苑に設置し、認知症の人とその家族への早期からの継続支援に取り組みました。</p>	年度	実人数	延べ人数	2021(R3)	123人	2,040人	2022(R4)	136人	2,685人	2023(R5)	112人 (9月末現在)	1,253人 (9月末現在)
年度	実人数	延べ人数											
2021(R3)	123人	2,040人											
2022(R4)	136人	2,685人											
2023(R5)	112人 (9月末現在)	1,253人 (9月末現在)											
今後の方向性	<p>認知症地域支援推進員の活動を継続し、関係機関と連携を図りながら、地域における認知症高齢者の支援体制の構築を進めます。</p> <p>また、認知症地域支援推進員として、認知症サポーターを中心とした支援チーム(チームオレンジ)の取組を推進していきます。</p>												

⑤ 認知症バリアフリー等の推進																	
事業内容	認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる社会を目指して、その障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」を推進します。																
実施状況等	<p>【認知症サポーター養成講座】</p> <p>認知症を正しく理解し、認知症高齢者やその家族を地域で見守る応援者を養成する「認知症サポーター養成講座」及びその講師となるキャラバン・メイトの意見交換会を実施しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施回数</th> <th>養成人数 (各年度)</th> <th>養成人数 (通算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>10回</td> <td>379人</td> <td>7,006人</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>13回</td> <td>534人</td> <td>7,540人</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>5回</td> <td>121人</td> <td>7,661人 (9月末現在)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実施回数	養成人数 (各年度)	養成人数 (通算)	2021(R3)	10回	379人	7,006人	2022(R4)	13回	534人	7,540人	2023(R5)	5回	121人	7,661人 (9月末現在)
	年度	実施回数	養成人数 (各年度)	養成人数 (通算)													
	2021(R3)	10回	379人	7,006人													
2022(R4)	13回	534人	7,540人														
2023(R5)	5回	121人	7,661人 (9月末現在)														
<p>【認知症高齢者等事前登録制度】</p> <p>行方不明高齢者の早期発見につながるよう総合情報メールや春日市公式LINEでの配信を行いました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>登録者数</th> <th>メール配信件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>138人</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>150人</td> <td>9回</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>167人</td> <td>1回 (9月末現在)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	登録者数	メール配信件数	2021(R3)	138人	4回	2022(R4)	150人	9回	2023(R5)	167人	1回 (9月末現在)					
年度	登録者数	メール配信件数															
2021(R3)	138人	4回															
2022(R4)	150人	9回															
2023(R5)	167人	1回 (9月末現在)															
<p>【チームオレンジの設置】</p> <p>認知症地域支援推進員と市職員がコーディネーターとなり、はつらつボランティア(認知症サポーター)を中心とした支援チーム(チームオレンジ)をナギの木苑に設置し、認知症の人とその家族への早期からの継続支援に取り組みました。</p>																	
今後の方向性	引き続き認知症に対する理解を深めるための普及・啓発を進めます。また、チームオレンジによる支援体制づくりを推進していきます。																

⑥ 権利擁護の推進	
事業内容	認知症等により、判断能力が十分ではない高齢者の財産管理や、入退院等の各種契約行為を行う成年後見制度の申立て支援や、制度の普及啓発を行い、高齢者の権利擁護を推進します。
実施状況等	<p>権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進するための中核となる機関(中核機関)を設置し、成年後見制度に関する相談、周知等を行うとともに、弁護士、司法書士、社会福祉士、医師により構成する協議会において、困難事例の検討や情報共有を図りました。</p> <p>また、本人や親族が成年後見等の申立てを行うことができない場合の、市長による申立てや、社会福祉協議会による「福祉あんしんサービス」(日常生活自立支援事業)及び「法人後見事業」との連携により、高齢者の権利を守るための取組を推進しました。</p>
今後の方向性	<p>中核機関が軸となり、高齢者自身やその家族が権利擁護について関心を持つことができるよう、啓発活動を推進します。</p> <p>また、権利擁護の支援が必要な高齢者等について、早期発見と適切な支援に結び付けることができるよう、地域包括支援センターや地域の関係機関、法律・福祉の専門職団体との連携強化を図り、権利擁護に関する地域連携ネットワークの構築に努めます。</p>

基本目標3 介護保険等公的サービスの充実と適切な提供体制づくり

第9期計画期間中には、団塊の世代が全員後期高齢者となる2025年を迎えます。また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する等様々な態様の要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれています。

このことから、中長期的な地域の人口動態や、介護ニーズの見込み等を踏まえて、介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組みを実施することが必要です。

また、これに合わせ、サービスの水準と負担のバランスを継続的に確保するためには、介護給付費の適正化に向けた取り組みも重要です。

このほか、全国的な課題となっている介護人材の確保にも、引き続き取り組んでいきます。

基本目標3

介護保険等公的サービスの充実と適切な提供体制づくり

介護保険サービス、福祉サービス

- | | |
|--------|---------------------------|
| 取組み方針① | 2040年を見据えたサービス提供体制の確保 |
| 取組み方針② | 介護サービスの適切な利用の推進 |
| 取組み方針③ | 介護人材の確保・定着のための支援 |
| 取組み方針④ | 介護事業者に対する適切な支援 |
| 取組み方針⑤ | 在宅生活の継続につながる高齢者福祉サービス等の推進 |

取組方針① 2040年を見据えたサービス提供体制の確保

【現状・背景】

高齢者数の増加に伴い、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の数は今後も増加していくことが見込まれています。

第8期計画期間においては、2025年度(令和7年度)・2040年度(令和22年度)の介護需要等を見据え、保険給付費・保険料額の均衡、福岡県の地域医療構想による影響、家族介護負担の軽減、市内の有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の入所状況等を総合的に勘案し、中長期的な視点から市主導での新たな施設・事業所整備は行わないこととし、第7期計画期間中に整備が完了しなかった地域密着型特別養護老人ホーム1施設について基盤整備を行いました。

<施設サービス>

整備事業種	整備量	開設時期
地域密着型特別養護老人ホーム	1施設(29床)	2021年度(令和3年度)

※ 福岡県の高齢者保健福祉計画に基づく整備です。

第9期計画策定に当たってのアンケート調査では、介護が必要になったときに暮らしたい場所について、約6割が「在宅」と答えており、前回のアンケート調査とほぼ同じ結果となっています。

そこで、第9期計画においては、本人の希望・状態・環境に応じて、在宅系サービス・施設(居住)系サービスが選択できる、バランスのとれた介護サービス提供基盤を整備するという第8期計画の施設整備の考え方を引き継ぎます。

この上で、第8期計画期間までの整備状況、市内の住宅型有料老人ホーム等の設置・入所状況等、特別養護老人ホームの待機者数等を考慮しながら、2025年度(令和7年度)・2040年度(令和22年度)の介護需要、保険料水準等を推計しつつ、持続可能な介護保険制度とするための中長期的な視点に立って、今後の介護需要の大まかな傾向を把握した上で、過不足のないサービス提供体制を確保していく必要があります。

住宅型有料老人ホーム等の設置・入所状況等については、図表11(P60)に示すとおりであり、住宅型有料老人ホーム等が、要介護者の介護ニーズの一定の受け皿となっています。

とりわけ住宅型有料老人ホームについては、令和5年9月30日以降も複数の設置計画があり、要介護者のニーズの受け皿として余力が増していくことが想定されます。

図表 11 市内住宅型有料老人ホーム等の設置・入所状況等

① 施設数・定員・入所者数等（2023年（令和5年）9月30日現在）

区分	施設数	定員	入所者数	入所率
住宅型有料老人ホーム	11	484	415	85.7%
サービス付き高齢者向け住宅	3	119	111	93.3%
(参考)介護付き有料老人ホーム	4	266	248	93.2%
合計（全体）	18	869	774	89.1%

【課題】

① 増加する保険給付費・保険料額の均衡

介護サービス基盤を整備し、利用量が増えると、それに連動して、介護保険給付費と必要保険料額が増加し、高齢者等の負担が増加することとなります。

したがって、サービス基盤の整備に当たっては、影響を慎重に見極め、計画的に整備していく必要があります。

② 正確なニーズ把握に基づく計画的・適時の基盤整備

サービス基盤の整備に当たっては、結果として、利用がなく開設事業所の経営が困難になることがないように、需要と供給のバランスの視点を持ち、計画的かつ適時の整備を行う必要があります。

また、需給バランスの勘案に当たっては、市内の住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅が、要介護者の介護ニーズの受け皿となっていることを踏まえ、その設置状況・入所状況等を考慮する必要があります。

③ 既存施設・事業所の運営の安定化

既存の施設・事業所においては、スタッフの度重なる入れ替わり等により、運営が安定しないところがあります。このような状況で、新しい施設・事業所が短期間に乱立すると、既存の施設・事業所の運営がさらに不安定になる懸念があります。このような事態を避けるため、既存の施設・事業所等に対して、必要に応じて支援を行う必要があります。

【施策展開の方向性】

① 介護保険サービスの適切な提供体制の確保

第9期計画期間においては、2025年度(令和7年度)・2040年度(令和22年度)の介護需要等を見据え、保険給付費・保険料額の均衡、福岡県の地域医療構想による影響、家族介護負担の軽減、市内の住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の入所状況等を総合的に勘案し、中長期的な視点から、不足見込みである設備として、認知症対応型共同生活介護事業所を1施設(18床)整備することとします。

また、既存の施設・事業所についても第8期に引き続き、運営状況を注視するとともに、運営の安定化に向けて、必要に応じて支援を行います。

取組方針② 介護サービスの適切な利用の推進**【現状・背景】**

要介護者等の増加に伴い、家族介護者が精神的、肉体的、経済的に大きな負担を抱えるケースが増加しています。

計画策定時に実施したアンケート調査では、主たる介護者の35.7%が70歳以上、16.7%が80歳以上という結果が出ています。これらの結果はいずれも前回調査の結果を上回っており、前回調査時からさらに、主介護者の高齢化が進んでいる実態がうかがえました。

また、主介護者の就労状況をみると、38.5%が就労しており、その54.6%が介護のために労働時間の調整等をしていることが明らかになっています。さらに、就労している主介護者の11.9%が、「(就労を)続けていくのは、やや(かなり)難しい」と答えており、前回調査時から引き続き、仕事と介護の両立について課題があるという実態が分かりました。

介護者の負担軽減のためには、適切な時期での介護サービスの利用や、地域密着型サービスにおける柔軟なサービス利用が有効であり、介護サービスや地域密着型サービスの内容、適切な利用方法についての周知が重要です。

また、介護サービスを必要とする高齢者等については、適切に要介護(支援)認定する必要があります。申請者の状況や利用意向を的確に把握する等、より適正かつ円滑な要介護等認定に向けた取組を進めます。

一方で、制度の趣旨を超えた過剰な給付に対して、これを抑制し、制度の持続可能性の確保、保険料等の負担の抑制を図っていくことは、保険者としての責務です。

市では、介護保険制度の公平性、持続可能性の確保のために、介護給付の適正化に向けた取組を行ってきましたが、今後も、必要な給付を適切に提供するための適正化事業をさらに推進していくことが必要です。

このように、介護サービスの適切な利用を推進し、この計画の基本理念を実現していくため、引き続き市(保険者)と地域包括支援センターの体制・機能の強化について、長期的な視点に立って進めていく必要があります。

【課題】

①介護給付適正化事業の更なる推進

国は、今回の制度改正において、保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、給付適正化主要5事業を、給付適正化3事業に再編しました。

本市においても、これまで実施してきた給付適正化に向けた各事業を、国が示す給付適正化3事業の枠組みに整理し、より効果的・効率的に、継続して実施していくことが必要です。

※ 給付適正化主要5事業(改正前)

「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」

※ 給付適正化3事業(改正後)

「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検、住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査」、「医療情報との突合・縦覧点検」

②適切な時期での要介護等認定の推進

サービス利用の意思がなく、漠然とした不安等で認定申請を行った結果、サービスを利用しないまま認定期間を終えるケースが見られます。このことは、早急にサービスの利用が必要な申請者の認定が遅れる等の影響があります。

逆に、支援が必要な状態であるのに、要介護等認定申請を行わなかった結果、本人や家族介護者の負担が重くなり、望む生活を継続することが難しくなる状況をまねく可能性もあるため、適切な時期に認定申請を行うことについて、周知・広報をしていくことが重要です。

③公平な負担の確保

介護保険制度は、サービス利用者の費用負担とともに被保険者全体で負担する保険料が主要な財源の一つとなっています。制度の安定的な運営と持続可能性の確保のためには、低所得者への適切な配慮をしながら、被保険者に公平な負担を求めていく必要があります。

④保険者と地域包括支援センターの機能等の強化

2025年(令和7年)・2040年(令和22年)に向けて支援や介護を要する高齢者が増加していく中で、介護保険制度を持続可能なものとして安定的に運営しつつ、高齢者の生活を支えていくために、制度の運営主体である市(保険者)と、総合相談窓口となる地域包括支援センターの体制及び機能強化が求められています。

市(保険者)においては、計画に定めた各種取組を着実に進めていくために、全ての事業において、関係機関・関係部署との連携を強め、情報の収集や本市の課題の整理に努めるとともに、進捗管理・評価・見直しの基本的なサイクルを定着させる必要があります。

【施策展開の方向性】

①介護給付の適正化・効率化の推進

国の指針に基づき、第9期計画に、介護給付適正化計画を位置付けます。

本市介護給付適正化計画には、給付適正化3事業のほか、認定調査と合わせて実施する独自調査についても位置付けます。

②介護保険制度やサービス内容等の周知

介護が必要になっても高齢者が希望する暮らしを継続できるようにするとともに、介護者の負担を軽減するため、介護保険制度やサービス内容・適切な利用方法についての周知を進めていくことが重要です。

高齢者やその家族の情報収集の方法の変化等を踏まえながら、現在の広報手法(制度案内冊子「まごころ」、市報、市ウェブサイト等)を充実させていきます。

③適正な要介護等認定の取組

介護に関する相談時や認定申請時に状況の聞き取りを行い、適切な時期での申請や申請の必要性を十分に確認したうえでの要介護等認定を推進します。

また、災害や感染症流行に備え、要介護等認定に支障が出ないように体制づくりに努めます。

④介護保険料及び介護サービス費用の公平な負担の確保

災害等の事情により介護保険料の負担が難しい被保険者に配慮しながら、賦課徴収業務を適切に実施し、公平な負担を求めています。

また、低所得者に対する介護保険料軽減を、適切に実施します。

そのほか、高額介護サービス費や特定入所者サービス費といった、利用者負担の公平性の確保に係る制度運営についても、適切に実施します。

⑤市（保険者）と地域包括支援センターの機能等の強化

市では、2021年（令和3年）4月に地域包括支援センターを1ヵ所増設し、3センター体制となりました。今後も、各センターが一定水準を維持しながら、レベル向上を図っていく必要があります。このために、地域包括支援センターの事業評価を実施し、業務の改善や必要な体制整備を行いながら、保険者として、地域包括支援センターの機能の強化に取り組んでいきます。

また、市（保険者）においては、計画に定めた各種取組を着実に進めていくために、全ての事業において、関係機関・関係部署との連携や地域ケア会議等を通じて情報を収集するとともに、本市の課題の整理に努めます。

そして、国の保険者機能強化推進交付金・保険者努力支援交付金の評価指標等を適宜活用しながら、進捗管理・評価・見直しといった基本的なサイクルの定着を図ります。

【事業展開】

1) 給付適正化計画

介護給付の適正化については、福岡県が策定する介護給付適正化計画に基づき、適正化事業の具体的内容及び実施方法と目標を定め、適正化事業を行うことにより、適切な介護給付の推進を図ります。

① 要介護等認定の適正化																											
事業内容	<p>申請者の状況を的確に把握し、介護サービスを必要とする人が、適正な要介護等認定を受けられるよう、適切な認定事務を進めます。</p>																										
実施状況と今後の方向性	<p>【認定調査(訪問調査)の質の向上】 要介護等認定に係る新規申請及び区分変更申請については、職員による直営調査を基本としながら、指定市町村事務受託法人への委託を併せて実施しました。更新申請については、居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定市町村事務受託法人へ調査を委託しています。 なお、受託事業者が実施する認定調査にあつては、公平性を保つため、書面点検による矛盾点の把握等により助言等を行い、適正化に努め、必要に応じて直営による調査を実施しました。</p> <p style="text-align: center;">市による書面点検(受託事業者認定調査分)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>年度</th> <th>点検件数(件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績</td> <td>2023(R5)9月末現在</td> <td>867</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">計画</td> <td>2024(R6)</td> <td>1,700</td> </tr> <tr> <td>2025(R7)</td> <td>1,700</td> </tr> <tr> <td>2026(R8)</td> <td>1,700</td> </tr> </tbody> </table> <p>【認定調査票・主治医意見書の点検】 認定調査票は、要介護等認定における基礎資料となることから、記載内容の充実及び質の確保に向けた点検を行い、主治医意見書を作成する医師に対して、的確な意見書が作成されるよう、関係機関と連携し、調整しました。</p> <p style="text-align: center;">認定調査票・主治医意見書の点検</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>年度</th> <th>点検件数(件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績</td> <td>2023(R5)9月末現在</td> <td>1,627</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">計画</td> <td>2024(R6)</td> <td>3,790</td> </tr> <tr> <td>2025(R7)</td> <td>3,790</td> </tr> <tr> <td>2026(R8)</td> <td>3,790</td> </tr> </tbody> </table> <p>【支援者への制度の周知】 認定申請の適切な時期について、関係機関と必要に応じて連携し、調整しました。 また、高齢者福祉サービスや介護保険サービスを利用するための冊子を配布し周知しました。 これらの取組を継続して実施し、適正な要介護等認定を推進します。</p>		年度	点検件数(件)	実績	2023(R5)9月末現在	867	計画	2024(R6)	1,700	2025(R7)	1,700	2026(R8)	1,700		年度	点検件数(件)	実績	2023(R5)9月末現在	1,627	計画	2024(R6)	3,790	2025(R7)	3,790	2026(R8)	3,790
	年度	点検件数(件)																									
実績	2023(R5)9月末現在	867																									
計画	2024(R6)	1,700																									
	2025(R7)	1,700																									
	2026(R8)	1,700																									
	年度	点検件数(件)																									
実績	2023(R5)9月末現在	1,627																									
計画	2024(R6)	3,790																									
	2025(R7)	3,790																									
	2026(R8)	3,790																									

②ケアプランの点検、住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与調査																																								
事業内容	<p>1. 市内居宅介護支援事業所及び地域密着型サービス事業所を中心に、定期的なケアプランの確認や例外的なサービス提供が求められる事例のケアプランが適切に作成されているか等の点検を実施し、ケアマネジャーの資質向上及び介護給付の適正化のための助言、指導を行います。</p> <p>2. 住宅改修申請受付時に工事見積書の点検等を行うほか、竣工後に訪問調査等を行い、施行状況を点検します。これにより、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修の排除を図るとともに、受給者の身体の状態に応じた住宅改修の実施を促進します。</p> <p>3. 福祉用具利用者等に対する訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を点検することにより、不適切又は不要な福祉用具購入・貸与の排除を図るとともに、受給者の身体の状態に応じた福祉用具の利用を促進します。</p>																																							
実施状況と今後の方向性	<p>【ケアプランの点検】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">実績</td> <td style="text-align: center;">2023(R5)</td> <td style="text-align: center;">123 件(9月末現在)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">計画</td> <td style="text-align: center;">2024(R6)</td> <td style="text-align: center;">250 件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2025(R7)</td> <td style="text-align: center;">250 件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2026(R8)</td> <td style="text-align: center;">250 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>【住宅改修等の現地調査】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">実績</td> <td style="text-align: center;">2023(R5)</td> <td style="text-align: center;">3 件(9月末現在)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">計画</td> <td style="text-align: center;">2024(R6)</td> <td style="text-align: center;">12 件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2025(R7)</td> <td style="text-align: center;">15 件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2026(R8)</td> <td style="text-align: center;">15 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>【福祉用具購入・貸与現地調査】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">実績</td> <td style="text-align: center;">2023(R5)</td> <td style="text-align: center;">3 件(9月末現在)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">計画</td> <td style="text-align: center;">2024(R6)</td> <td style="text-align: center;">12 件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2025(R7)</td> <td style="text-align: center;">15 件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2026(R8)</td> <td style="text-align: center;">15 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>引き続きケアプラン点検、住宅改修等の点検及び福祉用具購入・貸与調査を実施し、介護サービス事業所に対し助言、指導を行います。 また、プロセス(過程)だけでなく、アウトプット(結果)、アウトカム(効果)も評価できるような内容へ、見直しを図ります。</p>		年度	件数	実績	2023(R5)	123 件(9月末現在)	計画	2024(R6)	250 件	2025(R7)	250 件	2026(R8)	250 件		年度	件数	実績	2023(R5)	3 件(9月末現在)	計画	2024(R6)	12 件	2025(R7)	15 件	2026(R8)	15 件		年度	件数	実績	2023(R5)	3 件(9月末現在)	計画	2024(R6)	12 件	2025(R7)	15 件	2026(R8)	15 件
	年度	件数																																						
実績	2023(R5)	123 件(9月末現在)																																						
計画	2024(R6)	250 件																																						
	2025(R7)	250 件																																						
	2026(R8)	250 件																																						
	年度	件数																																						
実績	2023(R5)	3 件(9月末現在)																																						
計画	2024(R6)	12 件																																						
	2025(R7)	15 件																																						
	2026(R8)	15 件																																						
	年度	件数																																						
実績	2023(R5)	3 件(9月末現在)																																						
計画	2024(R6)	12 件																																						
	2025(R7)	15 件																																						
	2026(R8)	15 件																																						

③介護報酬請求の適正化																			
事業内容	<p>【医療情報との突合】</p> <p>医療保険の給付情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性を確認し、医療と介護の重複請求を回避するため、事業者には指導をしています。</p> <p>【縦覧点検】</p> <p>複数月にまたがる介護報酬の支払い状況を確認し、算定回数・日数等の誤りを発見して適正な給付につなげます。</p>																		
実施状況と今後の方向性	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>年度</th> <th>医療情報との突合</th> <th>縦覧点検</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">実績</td> <td>2023(R5)</td> <td>229件(9月末現在)</td> <td>1,239件(9月末現在)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">計画</td> <td>2024(R6)</td> <td>400件</td> <td>2,300件</td> </tr> <tr> <td>2025(R7)</td> <td>400件</td> <td>2,300件</td> </tr> <tr> <td>2026(R8)</td> <td>400件</td> <td>2,300件</td> </tr> </tbody> </table> <p>毎月提供される情報に関して、今後も継続して医療保険及び介護保険の給付情報の把握及び確認を行います。</p> <p>また、誤った請求等に関しては、適正な介護報酬請求を行うよう、当該事業所等へ指導を徹底していきます。</p>		年度	医療情報との突合	縦覧点検	実績	2023(R5)	229件(9月末現在)	1,239件(9月末現在)	計画	2024(R6)	400件	2,300件	2025(R7)	400件	2,300件	2026(R8)	400件	2,300件
	年度	医療情報との突合	縦覧点検																
実績	2023(R5)	229件(9月末現在)	1,239件(9月末現在)																
計画	2024(R6)	400件	2,300件																
	2025(R7)	400件	2,300件																
	2026(R8)	400件	2,300件																

④独自調査の活用															
事業内容	<p>要介護等認定の調査時に、制度・サービスに関する利用者の意見、サービスが適正に提供されているかどうか等を独自に調査します。調査結果は、制度・サービスの質の向上や適正化に活かします。</p>														
実施状況と今後の方向性	<p>【独自調査実施件数】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>年度</th> <th>調査件数（件）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">実績</td> <td>2023(R5)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">604</td> </tr> <tr> <td>9月末現在</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">計画</td> <td>2024(R6)</td> <td>1,275</td> </tr> <tr> <td>2025(R7)</td> <td>1,275</td> </tr> <tr> <td>2026(R8)</td> <td>1,275</td> </tr> </tbody> </table> <p>【独自調査結果の活用】</p> <p>調査結果を課内で共有し、制度・サービスの質の向上や適正化に活かしました。</p> <p>また、意見等で対応が必要なものに関しては各担当で対応しました。</p>		年度	調査件数（件）	実績	2023(R5)	604	9月末現在	計画	2024(R6)	1,275	2025(R7)	1,275	2026(R8)	1,275
	年度	調査件数（件）													
実績	2023(R5)	604													
	9月末現在														
計画	2024(R6)	1,275													
	2025(R7)	1,275													
	2026(R8)	1,275													

2) 費用負担の公平化のための取組

①介護保険料の公平性の確保	
事業内容	所得に応じた適切な保険料負担段階を設定するとともに、低所得者に対する介護保険料の軽減を行う等、負担能力に応じた公平な負担となるよう配慮します。
実施状況等	消費税による公費を財源とした低所得者の保険料の軽減を実施しました。 また、保険料を滞納している人に対しては、財産調査を徹底し、負担能力に応じて、滞納処分を適切に行いました。 加えて、令和5年度から市民サービスの向上と事務の効率化を図るため、介護保険料の徴収業務を収納課に集約し、税と保険料の収納窓口を一本化しました。
今後の方向性	今後も、収納課と連携し、財産調査を行い、負担能力がある人には、滞納処分を行う等公平な負担を求めていきます。 また、国の制度に合わせた低所得者に対する介護保険料の軽減を行います。

②利用者負担の公平性の確保																									
事業内容	<p>【高額介護サービス費】 1月当たりの介護サービス利用額が一定額を超えた場合に、超えた額を支給します。</p> <p>【特定入所者介護サービス費】 低所得者の介護サービスの利用が困難とならないよう、介護保険施設や短期入所を利用した際に、所得に応じて食費、居住費（滞在費・宿泊費）を軽減します。</p>																								
実施状況等	<p>【高額介護サービス費】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>13,091 件</td> <td>175,201,319 円</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>12,997 件</td> <td>170,105,415 円</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>6,219 件 (9月末現在)</td> <td>95,313,966 円 (9月末現在)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【特定入所者介護サービス費】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>認定者数</th> <th>給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>650 件</td> <td>120,849,808 円</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>627 件</td> <td>105,502,605 円</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>519 件 (9月末現在)</td> <td>52,595,260 円 (9月末現在)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	件数	給付額	2021(R3)	13,091 件	175,201,319 円	2022(R4)	12,997 件	170,105,415 円	2023(R5)	6,219 件 (9月末現在)	95,313,966 円 (9月末現在)	年度	認定者数	給付額	2021(R3)	650 件	120,849,808 円	2022(R4)	627 件	105,502,605 円	2023(R5)	519 件 (9月末現在)	52,595,260 円 (9月末現在)
年度	件数	給付額																							
2021(R3)	13,091 件	175,201,319 円																							
2022(R4)	12,997 件	170,105,415 円																							
2023(R5)	6,219 件 (9月末現在)	95,313,966 円 (9月末現在)																							
年度	認定者数	給付額																							
2021(R3)	650 件	120,849,808 円																							
2022(R4)	627 件	105,502,605 円																							
2023(R5)	519 件 (9月末現在)	52,595,260 円 (9月末現在)																							
今後の方向性	所得に応じた公平な負担となるよう、高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費等の適正な運用を行っていきます。																								

3) 計画の進捗管理・点検

① 計画の進捗管理及び点検	
事業内容	計画に定めた各種取組を着実に進めていくために、関係機関との連携等を通じて、情報収集・課題の整理を図りながら、計画の進捗管理・評価等を実施します。
今後の方向性	<p>1 計画の推進体制の確保</p> <p>(1) 関係機関との連携強化 計画を推進するために、庁内関係各課との連携をより緊密するとともに、福岡県、近隣市町との連携を強化します</p> <p>(2) 計画進捗の管理体制の確保 各種取組が計画どおり実施されているか、また介護保険事業の運営が市民の意見を十分に反映しながら円滑かつ適切に行われているかについて調査、分析、評価して、計画の進捗状況を管理します。</p> <p>2 計画の点検・評価 本計画に盛り込まれたサービスや事業が適切に実行されるよう、福祉・介護・医療等の関係機関、さらに市民と連携し、計画の進捗状況を管理するとともに、点検・評価結果の公表等を通じて、確実な計画の実行を目指します。</p>

取組方針③ 介護人材の確保・定着のための支援**【現状・背景】**

2025年(令和7年)には団塊の世代が全員75歳以上となり、更にはその先の2040年(令和22)年にかけて、認知症の有病率や要介護認定率が他の世代と比較して相対的に高い85歳以上人口が急増することから、介護サービスの需要は更に高まることが見込まれます。一方で、2025年から2040年にかけて、生産年齢人口は急激に減少することが見込まれており、既に介護現場の人手不足が指摘される中、介護分野における人材不足はますます深刻になる可能性があります。

厚生労働省が2021年(令和3年)7月に公表した「第8期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数(都道府県別)」によると、2025年度(令和7年度)には福岡県全体で約6,200人の介護人材が不足すると推計されています。

この数値と、要介護認定者数における福岡県と本市の割合を用いて試算すると、本市では2025年度(令和7年度)に約100人の介護人材が不足することが見込まれます。

このような人材不足の状況下において、介護が必要な方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようにするには、介護人材の確保及び定着に取り組むとともに、介護現場における生産性向上の取組を推進する必要があります。

本市は、介護人材の確保を目的として、第7期事業計画期間から、介護分野への就業希望者と介護事業所とのマッチングの機会を提供する「春日市介護保険サービス事業所就職フェア」(以下「合同面談会」といいます。)を実施しています。第8期事業計画期間の合同面談会を通じて、2021年度(令和3年度)は介護職員1名、看護職員2名、2022年度(令和4年度)は介護職員3名、看護職員1名、2023年度(令和5年度)は介護職員2名、看護職員1名が、市内の介護事業所に就職しました。

【課題】**①介護人材の確保**

合同面談会について、来場者や参加した事業所へのアンケート調査の結果から、事業の周知・広報の強化という課題が浮き彫りになりました。さらに、来場者へのアンケート調査の結果から、介護現場で働いたことがない方や他業種の方に向け、介護の仕事の内容や魅力を効果的に発信し、介護職に関心を持ってもらうことが必要であることがわかりました。

また、介護分野における人材不足の解消は喫緊の課題ですが、合同面談会のように、短期間で成果を得られる事業を実施するだけでなく、中長期的な視点をもって課題解決に取り組む必要があります。

②介護現場における生産性の向上と職員の定着

介護に関する業務は、移動・排泄・食事等の介助や清拭などの専門性の高い直接的な介護業務と備品の準備・片付け・補充作業やベッドメイキング等の周辺業務があります。介護サービスの質の向上を図るには、介護現場における業務の明確化と役割分担を進め、介護職員がその専門性を十分に発揮できる環境を整える必要があります。

併せて、職員が介護の仕事を続けることができるよう、労働環境を改善することや、職員の資質及び専門性の向上を支援すること等も重要です。事業所独自でこれらに取り組むには限界があるため、国、自治体、関係団体、介護事業所が一体となって進めていくことが重要です。

【施策展開の方向性】

①合同面談会の手法等の見直し

介護人材の確保を促進するため、合同面談会の広報手法の見直し及び事業の質の向上に取り組みます。

②介護人材のすそ野拡大

住民相互による支え合いを促進し、現役世代から元気な高齢者等、幅広く介護分野のマンパワーとして協力してもらえるよう、まごころ訪問事業（訪問型サービスB）におけるサポーター（有償ボランティア）の養成を推進します。

さらに、介護業務には、経験・技能を有する専門職が行うべき身体介護等の業務と、専門職でない職員でも行うことができる掃除等の比較的簡単な業務があります。業務の洗い出しを行い、専門職でない職員でも行うことができる比較的簡単な業務の担い手として、介護職員をサポートするケア・アシスタント（介護助手）を導入しようとする事業所を支援します。

③介護職の魅力発信

幅広い世代に、介護の仕事をしている人の声を届け、介護の仕事の魅力を発信するとともに、介護の仕事や専門性に関する正しい理解を促します。

具体的には、中学校からの依頼を受けて、中学生の職場体験実習の受け入れを行っている事業所への支援を検討します。

④介護現場の生産性の向上に係る取組支援

職員の心理的・身体的負担を軽減し、介護現場に時間的・心理的余裕を生じさせ、労働環境を改善するため、業務における課題の見える化を行い、課題解決のためにアウトカム指標を導入しようとする事業所を支援します。

さらに、事業者の指定申請・報酬請求・指導監査に関する文書作成に係る負担を軽減するため、必要に応じて、事業者から市への申請様式・添付書類や手続の簡素化、様式の改訂による標準化等に対応します。

⑤職場定着の取組支援

全国的に、社会福祉施設での職員の腰痛発生件数は年々大きく増加し、介護人材の離職の一因となっています。職員が介護の仕事が続けることができるよう、適切な介助の方法を学ぶことができる機会を提供します。

また、職場環境を改善するとともに、職員の資質及び専門性の向上を支援し、職員間のコミュニケーションを活性化させる等、魅力ある職場づくりに取り組もうとする事業所への支援を検討します。

【事業展開】

① 合同面談会																																																								
事業内容	介護人材の確保を促進するため、介護職に限らず、介護分野への就業を希望する人と介護事業所とのマッチングの機会を提供します。																																																							
実施状況等	<p>合同面談会の開催を市報や回覧板、市ウェブサイト、SNSを活用して周知し、近隣市、公共職業安定所、郵便局、公共交通機関、市内商業施設及び公共交通機関に対し、チラシの配架やポスター掲示を依頼しました。</p> <p>また、令和3年度からは、事業の周知等の強化を図るとともに、来場者数を増やすため、年に2回開催し、その内1回は近隣市と合同で開催しました。</p> <p>加えて、より魅力ある事業とするために、令和5年度には、参加法人の協力を得て、介護事業所等で働いたことがない方を対象とした介護のお仕事セミナーを同時開催しました。</p>																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">2021(R3)年度</th> <th colspan="2">2022(R4)年度</th> <th colspan="2">2023(R5)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催日</td> <td>7月11日</td> <td>12月12日</td> <td>5月22日</td> <td>11月20日</td> <td>5月21日</td> <td>11月18日</td> </tr> <tr> <td>主催</td> <td>春日市</td> <td>春日市 那珂川市</td> <td>春日市</td> <td>春日市 大野城市</td> <td>春日市</td> <td>春日市 大野城市</td> </tr> <tr> <td>会場</td> <td>春日市 役所</td> <td>春日市 役所</td> <td>春日市 役所</td> <td>大野城 まどかびあ</td> <td>春日市 役所</td> <td>大野城市 北コミュニティセンター</td> </tr> <tr> <td>来場者数</td> <td>24人</td> <td>38人</td> <td>36人</td> <td>24人</td> <td>25人</td> <td>26人</td> </tr> <tr> <td>面談実施回数</td> <td>51回</td> <td>95回</td> <td>88回</td> <td>63回</td> <td>47回</td> <td>58回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">成果</td> <td>採用者数</td> <td>2人</td> <td>3人</td> <td>4人</td> <td>3人</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>後日面接件数</td> <td>4件</td> <td>29件</td> <td>36件</td> <td>6件</td> <td>12件</td> </tr> </tbody> </table>	項目	2021(R3)年度		2022(R4)年度		2023(R5)年度		開催日	7月11日	12月12日	5月22日	11月20日	5月21日	11月18日	主催	春日市	春日市 那珂川市	春日市	春日市 大野城市	春日市	春日市 大野城市	会場	春日市 役所	春日市 役所	春日市 役所	大野城 まどかびあ	春日市 役所	大野城市 北コミュニティセンター	来場者数	24人	38人	36人	24人	25人	26人	面談実施回数	51回	95回	88回	63回	47回	58回	成果	採用者数	2人	3人	4人	3人	5人	後日面接件数	4件	29件	36件	6件	12件
	項目	2021(R3)年度		2022(R4)年度		2023(R5)年度																																																		
	開催日	7月11日	12月12日	5月22日	11月20日	5月21日	11月18日																																																	
	主催	春日市	春日市 那珂川市	春日市	春日市 大野城市	春日市	春日市 大野城市																																																	
	会場	春日市 役所	春日市 役所	春日市 役所	大野城 まどかびあ	春日市 役所	大野城市 北コミュニティセンター																																																	
	来場者数	24人	38人	36人	24人	25人	26人																																																	
	面談実施回数	51回	95回	88回	63回	47回	58回																																																	
	成果	採用者数	2人	3人	4人	3人	5人																																																	
		後日面接件数	4件	29件	36件	6件	12件																																																	
<p>なお、2022年度(令和4年度)に実施した「介護人材実態調査」では、人員確保の状況について回答が得られた46事業所のうち、52%が「介護職員の人員が不足している」と回答しています。</p>																																																								
今後の方向性	<p>来場の少ない現役世代の来場者を増やすために、効果的な周知方法や開催方法について工夫します。</p> <p>また、関係機関と連携し、より魅力ある事業となるような事業展開を検討します。事業実施後は事後評価を行い、その後の事業の充実に活かします。</p>																																																							

写真 4 合同面談会



②まごころサポーター養成講座																					
事業内容	高齢者の生活援助の支援の担い手として、市がまごころ訪問事業（訪問型サービスB）のサポーターを養成します。																				
実施状況等	<p>【サポーター登録者数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>新規登録者数</th> <th>登録者数累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>4人</td> <td>44人</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>5人</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>7人</td> <td>37人</td> </tr> </tbody> </table> <p>【養成講座実施回数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>	年度	新規登録者数	登録者数累計	2021(R3)	4人	44人	2022(R4)	5人	30人	2023(R5)	7人	37人	年度	回数	2021(R3)	1回	2022(R4)	1回	2023(R5)	1回
年度	新規登録者数	登録者数累計																			
2021(R3)	4人	44人																			
2022(R4)	5人	30人																			
2023(R5)	7人	37人																			
年度	回数																				
2021(R3)	1回																				
2022(R4)	1回																				
2023(R5)	1回																				
今後の方向性	<p>住民相互による支え合いの支援及び高齢者の社会参加を促進していく観点から、引き続き有償ボランティア、シルバー人材センター等の地域の社会資源を活用しながら、担い手の確保・育成に向けた取組を実施します。</p> <p>また、利用者のニーズに応じて支援内容、養成講座の実施方法等を柔軟に見直していきます。</p>																				

③ケア・アシスタントの導入支援													
事業内容	職員が規定の就業時間内に必要な業務を終えることができる環境を整えるため、介護人材のすそ野を広げ、人材確保を促進します。												
実施状況等	<p>第8期中に実施した合同面談会では、未経験かつ無資格でも応募できる求人もあったこと等から、福祉・医療関係の就労経験のない人も多く来場しています。</p> <p>【合同面談会来場者の就労経験】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>2021(R3) 年度</th> <th>2022(R4) 年度</th> <th>2023(R5) 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉・医療関係の仕事に従事した経験がある</td> <td>36人</td> <td>21人</td> <td>13人</td> </tr> <tr> <td>福祉・医療関係の就労経験がない</td> <td>20人</td> <td>35人</td> <td>29人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	2021(R3) 年度	2022(R4) 年度	2023(R5) 年度	福祉・医療関係の仕事に従事した経験がある	36人	21人	13人	福祉・医療関係の就労経験がない	20人	35人	29人
区分	2021(R3) 年度	2022(R4) 年度	2023(R5) 年度										
福祉・医療関係の仕事に従事した経験がある	36人	21人	13人										
福祉・医療関係の就労経験がない	20人	35人	29人										
今後の方向性	<p>ケア・アシスタントの導入を希望する介護事業所を支援するため、多様な広報媒体等を活用し、健康や福祉、社会貢献活動、地域貢献活動に興味がある就労可能な人を対象に、ケア・アシスタント制度を周知し、事業所とのマッチング機会を提供する等の取組を検討します。</p> <p>また、事業実施後は事後評価を行い、その後の事業の充実に活かします。</p>												

④介護職の魅力発信	
事業内容	市による広報や介護事業所における職場体験の受入れ等を通じ、介護分野における仕事の魅力を発信するとともに、その仕事や専門性に関する正しい理解を促します。
実施状況等	市報かすが令和3年11月1日号において、12ページにわたり、特集「介護を考える」を掲載しました。人材の確保が喫緊の課題となっている介護職に対するイメージの向上を図るため、介護の実態、利用者やご家族の声及び介護職の魅力の特集記事として市報に掲載し、介護人材の新たな参入促進を目的としました。 介護人材実態調査で見えた市内の介護の現状や介護現場で働いている職員の声は、現在介護に関わっている人、そうでない人にとっても身近に感じられる内容であったと意見がありました。
今後の方向性	関係機関と連携し、介護現場の様子や仕事について、働いている人の視点で広く一般発信し、その魅力や専門性を伝えます。 また、市内の中学校、高校、大学と介護事業所をつなぎ、学生等が福祉を体験し、学ぶ機会を提供します。学生等と高齢者の触れ合いの機会を増やすとともに、学生等に福祉の仕事を正しく理解してもらい、早くから親しみを持ってもらえるよう学校現場へ働きかけます。

⑤ICTの導入支援	
事業内容	職員の心理的・身体的負担を軽減し、介護現場に時間的・心理的余裕を生じさせ、労働環境を改善するために、業務における課題の見える化を行い、課題解決のためにICTを導入しようとする事業所を支援します。
実施状況等	集団指導等を通じ、ICTの導入に係る補助制度について、情報提供を行っています。また、運営指導等において、事業運営に関する必要な記録を適切に管理できているかを確認し、必要な助言や指導を行っています。 なお、ICTの導入に関して、2022年度(令和4年度)に実施した「介護人材実態調査」では、回答を得られた74事業所のうち、36.5%が「導入を前向きに検討している」と回答しています。
今後の方向性	ICTの導入に関する情報を収集し、市内事業所に対し、積極的に情報を提供します。関係機関と連携し、課題解決のためICTの導入を希望する事業所を伴走支援します。

⑥文書負担軽減のための支援	
事業内容	事業者から市への申請様式・添付書類や手続の簡素化、様式の改訂による標準化等に対応します。
実施状況等	事業所の事務負担を軽減するため、事業所指定時の提出書類を見直しました。
今後の方向性	国からの通知に基づき、簡素化・標準化への対応を進めるとともに、必要に応じて手続の電子化に対応するよう取り組みます。

⑦腰痛の予防と魅力ある職場づくりのための取組支援	
事業内容	<p>職員が仕事を続けることができるよう、適切な介助の方法を学ぶことができる機会を提供するとともに、魅力ある職場づくりに取り組む事業所を支援します。</p>
実施状況等	<p>集団指導等を通し、事業所に対し、労働災害等の発生防止に資する情報や労働法関連の情報等を提供しています。</p> <p>なお、2022年度(令和4年度)に実施した「介護人材実態調査」では、「腰を痛めるなど、身体面で不調が生じた」ことが、「勤続年数3年以上の離職者の離職原因」、「勤続年数1年以上3年未満の離職者の離職原因」、「管理者または施設長が考える離職原因」全てにおいて第1位となっています。</p> <p>そのため、2023年度に事業所に対し、リハビリテーション専門職を派遣することにより腰痛予防できる介護技術の実践指導を行いました。</p>
今後の方向性	<p>介護職員の腰痛等の発生を予防するため、理学療法士等の派遣を受け、適切な介助の方法を学ぶことを希望する介護事業所を募集し、介護人材定着のための支援を継続し行います。事業実施後は事後評価を行い、その後の事業の充実に活かします。</p> <p>また、労務管理等に関して、事業所が専門家による助言を受ける機会を確保できるよう、関係機関と連携することを検討します。</p> <p>さらに、事業所に合った手法で、職員の専門的な知識・技能の向上と職員間のコミュニケーションの活性化等を図る取組を支援します。</p>

取組方針④ 介護事業者に対する適切な支援**【現状・背景】**

介護サービスの利用において、実際にサービスを提供するのは介護事業者です。サービスの提供主体である介護事業者の質の向上は、利用者が受けるサービスの向上に直結する重要課題です。

市においては、市内事業者に対する集団指導や運営指導等の場を設け、介護保険給付の適正化の視点だけでなく、よりよいケアの在り方や、事業所運営に係る課題等について共に考え、質の向上を図っています。

とりわけ、令和5年度は、令和3年度介護報酬改定において定められた感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、高齢者虐待防止の推進等の改定事項の経過措置が終了する年度であったため、第8期計画期間中は、介護事業者がこれらの改定事項に対応できるよう、対象事業者への支援に注力しました。

また、災害対策について、水防法に基づく洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設として、市内数か所の介護サービス事業所が、市地域防災計画に定められました。これらの介護サービス事業所は、市地域防災計画に基づき、避難確保計画を定めなければなりません。このことについても、市として計画策定の支援を実施しています。

【課題】**①事業所の災害・感染症対策の確保・推進**

近年全国で多発する大規模風水害等の災害や、新型コロナウイルス感染症等の感染症については、一度発生すると、利用者やスタッフの生命・健康が脅かされるだけでなく、生活の維持に不可欠な介護サービスの提供にも深刻な支障を生じます。

業務継続に向けた計画（BCP）の策定に係る経過措置は、令和5年度で終了する予定です。令和6年度以降は、各介護事業者は、当該計画に沿って、研修の実施や訓練（シミュレーション）を実施することとなります。

また、水防法に基づく要配慮者利用施設は、避難確保計画を定め、これを正しく運用していく必要があります。

②居宅介護支援事業者への適切な指導・支援

居宅介護支援事業者が担うケアマネジメント業務は、高齢者等と介護サービス事業者や支援制度をつなぐ重要な業務です。

市内の居宅介護支援事業者に対しては、定期的に事業所を訪れ、運営指導を行い、合わせてケアプラン点検等を実施しています。

運営指導・ケアプラン点検では、運営基準を遵守しながら、自立支援に向けたケアマネジメントができているか、各事業所の担当ケアマネジャーとコミュニケーションを取りながら、確認、支援、指導をしているところです。

今後も、全ての事業者で質の高いサービス(ケアマネジメント)を提供するために、適切な指導・助言を行うとともに、ケアマネジャーの資質向上の方策をとる必要があります。

【施策展開の方向性】

① 集団指導・運営指導の継続的な実施

事業所に対する集団指導・運営指導を継続して実施し、事業者のケアの質の向上、事業者への情報提供に取り組みます。

② 事業者の災害・感染症対策の支援

集団指導・運営指導等により、事業者が講じるべき災害・感染症対策等について、適宜情報提供するとともに、具体的な対策の状況等を確認します。

また、必要に応じて指導・助言・支援をすることで、事業所における対策を推進します。

水防法に基づく要配慮者利用施設については、避難確保計画の策定支援と、策定後の平時・災害発生時双方を想定した計画の運用に関する支援をします。

③ 居宅介護支援事業者に対する支援の推進

市内の居宅介護支援事業者に対し、指定権限移譲からこれまで実施してきた中で見受けられた課題を踏まえ、ケアマネジメントの質の向上に資する研修、支援を実施します。

また、運営指導とケアプラン点検の一体的な運用を引き続き行う等、効率的・効果的な支援、指導を行います。

④ 事業所の地域活動の支援

地域密着型サービス事業所において、地域に開かれた質の高いサービス提供がなされること等を目的に、地域密着型サービス事業所の運営推進会議等への参画を通じて助言等を行うとともに、個別の地域活動の支援を継続します。

【事業展開】

① 集団指導・運営指導の継続的な実施																	
事業内容	介護事業者におけるサービスの質の向上を図るため、事業所を訪問して、サービス内容の点検、改善のための助言を行う運営指導や、事業者を集めて、運営に係る基準やサービス提供に必要な事項を伝達する集団指導を実施します。																
実施状況等	<p>【集団指導】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>2023(R5) (10月末現在)</td> <td>2回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和3年度は、新型コロナウイルス感染防止のため書面開催</p> <p>【運営指導】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数（内訳）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>25件 (地密※9件、居宅※10件、県同行6件)</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>19件 (地密※12件、居宅※4件、県同行3件)</td> </tr> <tr> <td>2023(R5) (10月末現在)</td> <td>13件 (地密※9件、居宅※1件、県同行3件)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※地密：地域密着型サービス事業所、居宅：居宅介護支援事業所</p>	年度	回数	2021(R3)	2回	2022(R4)	2回	2023(R5) (10月末現在)	2回	年度	件数（内訳）	2021(R3)	25件 (地密※9件、居宅※10件、県同行6件)	2022(R4)	19件 (地密※12件、居宅※4件、県同行3件)	2023(R5) (10月末現在)	13件 (地密※9件、居宅※1件、県同行3件)
年度	回数																
2021(R3)	2回																
2022(R4)	2回																
2023(R5) (10月末現在)	2回																
年度	件数（内訳）																
2021(R3)	25件 (地密※9件、居宅※10件、県同行6件)																
2022(R4)	19件 (地密※12件、居宅※4件、県同行3件)																
2023(R5) (10月末現在)	13件 (地密※9件、居宅※1件、県同行3件)																
今後の方向性	<p>引き続き、集団指導で事業運営に係る基準、サービス提供に当たり遵守すべき、事業運営に役立つ情報等についての周知を行います。</p> <p>運営指導では事業所に直接訪問し、サービス内容の点検、指導を行うとともに、随時、介護サービスに関する助言等の支援をしながら、事業所のケアの質の向上を図ります。</p>																

②事業者の災害・感染症対策の支援	
事業内容	介護事業者における基本的水準以上の災害・感染症対策を確保します。また、今後の災害・感染症に備えて、さらなる対策の推進を促すとともに、その支援を行います。
実施状況等	<p>【集団指導、運営指導等】</p> <p>各事業所における対策が適切に実施されるよう、集団指導等を通じて、災害・感染症対策に関する最新情報を適宜提供するとともに、事業所における対策を促しています。</p> <p>運営指導においては、現地を訪問し、具体的な対策状況（各種対応マニュアルの策定状況、訓練（研修）の実施状況、備蓄の状況等）を確認し、必要に応じて指導を行っています。</p> <p>【新型コロナウイルス対策】</p> <p>2021年度（令和3年度）以降、上記の取組を基本にしつつ、市内介護事業者等を対象に主に以下のことに取り組みました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が備蓄する衛生用品（マスク、ガウン、ゴーグル、フェイスシールド、防護服等）の提供（令和3年度～） ・介護事業者において柔軟な事業運営が可能となるよう感染対策を優先した基準の見直し（令和3年度～） ・業務継続計画策定支援業務（令和3年度～令和5年度） ・高齢者施設等従事者特別支援金支給事業（令和3年度） ・新型コロナウイルス感染者等支援体制確保支援金支給事業（令和3年度） ・介護施設従事者等へのスクリーニング検査事業（令和4年度） ・介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援金支給事業（令和4年度～令和5年度） <p>【その他】</p> <p>令和3年7月の水防法改正及び令和4年の福岡県知事通知による洪水浸水想定区域の指定に伴い、一部のサービス事業所に対し、2022年（令和4年）12月の本市防災会議において、洪水浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設と定められました。このため、これらのサービス事業所に対しては、市防災計画に基づき、防災体制や避難方法を定めた避難確保計画の策定が義務付けられました。従来から施設等で策定していた非常災害対策計画を基本に、本市防災部門と連携し、避難確保計画を策定し、令和6年3月までに本市に提出される予定です。</p>

②事業者の災害・感染症対策の支援（続き）	
<p>今後の方向性</p>	<p>2021年度（令和3年度）の運営基準の改正では、令和5年度までに業務継続計画（BCP）の策定が義務付けられている等、介護事業者にさらなる災害・感染症対策が求められています。</p> <p>これを踏まえ、引き続き集団指導・運営指導等により、事業者が講じるべき災害・感染症対策等について、適宜情報提供するとともに、事業者における具体的な対策の状況等を確認し、必要に応じて指導・助言・支援をすることで、事業所における対策を推進します。</p> <p>また、要配慮者利用施設と定められたサービス事業所については、施設が策定した避難確保計画を基本に、平時・災害発生時双方を見据え、市と施設との連携を強化します。</p> <p>さらに、特別養護老人ホームかすがの郷については、施設が策定した避難確保計画を基本に、平時・災害発生時双方を見据え、市と施設との連携を強化します。</p>

③居宅介護支援事業者に対する支援の推進													
事業内容	市内の居宅介護支援事業者に対し、指定権限移譲からの3年間で見受けられた課題等を踏まえ、地域包括支援センターと連携しながら適切な支援を行います。												
実施状況等	<p>【集団指導等の実施】（再掲）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>集団指導</th> <th>運営指導</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>1回</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>1回</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>2023(R5) (9月末現在)</td> <td>1回</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table>	年度	集団指導	運営指導	2021(R3)	1回	10件	2022(R4)	1回	3件	2023(R5) (9月末現在)	1回	1件
	年度	集団指導	運営指導										
	2021(R3)	1回	10件										
	2022(R4)	1回	3件										
2023(R5) (9月末現在)	1回	1件											
<p>【介護支援専門員情報交換会】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>回数</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>5回</td> <td>認知症高齢者等事前登録制度、介護予防・日常生活支援総合事業の報酬改定</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>4回</td> <td>社会福祉協議会の活動、地域密着型サービス、自立支援・重度化防止</td> </tr> <tr> <td>2023(R5) (9月末現在)</td> <td>2回</td> <td>医療機関ソーシャルワーカーとケアマネジャーとの情報交換会、自立支援・重度化防止</td> </tr> </tbody> </table>	年度	回数	主な内容	2021(R3)	5回	認知症高齢者等事前登録制度、介護予防・日常生活支援総合事業の報酬改定	2022(R4)	4回	社会福祉協議会の活動、地域密着型サービス、自立支援・重度化防止	2023(R5) (9月末現在)	2回	医療機関ソーシャルワーカーとケアマネジャーとの情報交換会、自立支援・重度化防止	
年度	回数	主な内容											
2021(R3)	5回	認知症高齢者等事前登録制度、介護予防・日常生活支援総合事業の報酬改定											
2022(R4)	4回	社会福祉協議会の活動、地域密着型サービス、自立支援・重度化防止											
2023(R5) (9月末現在)	2回	医療機関ソーシャルワーカーとケアマネジャーとの情報交換会、自立支援・重度化防止											
<p>【介護支援専門員向けテーマ別研修会】（再掲）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>2023(R5) (9月末現在)</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>	年度	回数	2021(R3)	1回	2022(R4)	1回	2023(R5) (9月末現在)	1回					
年度	回数												
2021(R3)	1回												
2022(R4)	1回												
2023(R5) (9月末現在)	1回												
今後の方向性	<p>必要な情報の提供と、指導・助言を継続するとともに、運営指導とケアプランチェックの一体的な実施等、他の関連事業との連動性を強化し、多角的な支援・指導を行います。</p> <p>また、介護支援専門員の質の向上に関し、年6回程度実施している介護支援専門員情報交換会や、地域ケア会議における困難事例の検討、テーマ別研修会の開催を通して、引き続き、適正なケアマネジメントに向けた助言等を行います。</p>												

④ 事業所の地域活動の支援									
事業内容	地域密着型サービス事業所の運営推進会議等への参画、助言等を行うとともに、個別の地域活動を支援します。								
実施状況等	<p>【運営推進会議等の参加回数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>10回</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>47回</td> </tr> <tr> <td>2023(R5) (9月末現在)</td> <td>39回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R3年度・R4年度はコロナ禍のため、文書開催又は中止した事業所が多くありました。</p> <p>【個別の地域活動の支援状況】</p> <p>主に地域密着型サービス春日市部会^{※1}が実施する以下の活動を支援しました。</p> <p><RUN 伴+ (らんともぶらす)></p> <p>2021年度(令和3年度)・2022年度(令和4年度)・2023年度(令和5年度)各1回</p> <p>2021年度より市内を北と南の2コースに分け市内を巡り、認知症啓発活動を実施。</p> <p>※1 市内の(看護)小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所等が地域活動や事業運営に係る意見交換等を行うために組織した任意の団体</p> <p>※認知症サポーター養成講座については、コロナ禍のため、開催できませんでした。</p>	年度	回数	2021(R3)	10回	2022(R4)	47回	2023(R5) (9月末現在)	39回
年度	回数								
2021(R3)	10回								
2022(R4)	47回								
2023(R5) (9月末現在)	39回								
今後の方向性	<p>地域密着型サービス事業所の運営推進会議等への参画を通じて助言等を継続します。</p> <p>また、認知症サポーター養成講座等の地域活動は、認知症に関する正しい知識の普及啓発だけでなく、事業所スタッフが普段の業務で培った専門的な知識を、業務を離れて発揮・発信することで、業務の意欲向上にもつながっています。このような点を考慮し、個別の地域活動の支援を継続します。</p>								

取組方針⑤ 在宅生活の継続につながる高齢者福祉サービス等の推進**【現状・背景】**

市では介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同等のサービスの他に、多様なサービスとして、住民ボランティアによる「まごころ訪問事業」、短時間の機能訓練を提供する「生活支援型予防通所事業」を実施してきました。

高齢者福祉サービス等については、地域の実情に応じて提供可能なサービスであることから、効果的な支援の在り方や活用について、随時検討を行い、介護保険による給付を補完し、高齢者の住み慣れた地域での生活を支える資源の一つとして、実情に合ったサービス提供を推進する必要があります。

【課題】**①介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の見直し**

介護予防・日常生活支援総合事業の内、生活支援型予防通所サービスについては、2021年度（令和3年度）から、市町村の判断で、要介護者を受け入れることができるようになっていきます。また、サービス価格の上限についても、国が定める額であったものが、国が定める額を勘案して市町村が定めることができるよう、制度改正がなされています。

本市においても、サービスの利用状況を分析し、上記制度改正への対応の検討を続ける必要があります。

また、介護予防給付から介護予防・日常生活支援総合事業への移行により、市町村の実情に応じた多様なサービスの創設が可能になった一方、事業費に上限が設けられることとなり、市町村では効率的かつ効果的なサービス提供を行うために、必要に応じてサービスの枠組みを見直すことが必要です。

②高齢者福祉サービスの活用

高齢者福祉サービスは、各保険者の状況に応じて制度が整備されています。複数の保険者の要介護者等を担当しているケアマネジャー等がこのサービスを支援に活用するためには、ケアマネジャー等自身の十分な理解が必須となります。

また、保険者が実施している高齢者福祉サービスだけでなく、民間サービスも含めた高齢者支援が求められます。そのため、市ではこれらのサービスを効果的に活用できるよう、理解の促進を支援する取組が求められています。

【施策展開の方向性】

①介護予防・生活支援サービス事業の効果的な実施

より効果的、効率的なサービスの提供を行うため、国の基準に基づいて実施する通所型サービス、訪問型サービスは維持しつつ、制度改革の内容をふまえ、高齢者の状況の把握を適切に行いながら、個々に応じた自立支援に向けたサービスの枠組みの検討を進めます。

まごころ訪問事業においては、高齢者の自立支援及び状況に応じた多様なサービスの提供に向けて、安定的なサービス提供ができるよう、需要と供給のバランスを見極めながら、効果的な運営を図ります。

②高齢者福祉サービスの効果的な活用・推進

高齢者福祉サービスについて、関係機関等の理解が促進できるよう啓発し、高齢者へのサービスの利用や様々な見守りによる自宅での生活継続を図ります。

また、その他のニーズの把握等を図るとともに、多種多様な高齢者の問題（虐待、生活困窮等）に対して、適切に支援していきます。

③介護用品給付事業の市町村特別給付への移行

介護用品（紙おむつ）給付事業については、国の地域支援事業実施要綱において、事業の廃止、縮小が促されています。

しかし、本市では当該事業の必要性を考慮し、今後も当該事業を継続していくため、市町村特別給付により事業実施することとします。

【事業展開】

1) 介護予防・生活支援サービス事業

①旧介護予防訪問介護相当サービス									
事業内容	利用者が自力では困難な生活行為(家事・入浴・排泄等)について、同居家族の支援等が受けられない場合に、ホームヘルパーによるサービスが受けられます。								
実施状況等	<p>【利用件数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>4,107 件</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>4,407 件</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>2,273 件(9月末現在)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	件数	2021(R3)	4,107 件	2022(R4)	4,407 件	2023(R5)	2,273 件(9月末現在)
年度	件数								
2021(R3)	4,107 件								
2022(R4)	4,407 件								
2023(R5)	2,273 件(9月末現在)								
今後の方向性	<p>高齢者の状況の把握を適切に行いながら、引き続きサービスを実施します。また、ニーズに応じたサービスが提供できるよう、サービスの枠組みの検討を進めます。</p> <p>※利用見込量については、図表 22(P111)参照</p>								

②まごころ訪問事業（訪問型サービスB）									
事業内容	市が養成したサポーターが自宅を訪問し、利用者が自力では困難な比較的軽度な生活援助(掃除・買い物等)を行います。								
実施状況等	<p>【利用件数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>636 件</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>528 件</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>223 件(9月末現在)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【実施団体】</p> <p>2 団体(春日市社会福祉協議会・春日市シルバー人材センター)</p>	年度	件数	2021(R3)	636 件	2022(R4)	528 件	2023(R5)	223 件(9月末現在)
年度	件数								
2021(R3)	636 件								
2022(R4)	528 件								
2023(R5)	223 件(9月末現在)								
今後の方向性	<p>新型コロナウイルス感染症による利用控え等の影響を受け、まごころ訪問事業の利用件数が減少し、新規の利用件数も伸び悩んでいます。利用ニーズの把握及び利用促進を図ります。</p>								

③旧介護予防通所介護相当サービス									
事業内容	通所介護施設(デイサービス)で、食事・入浴・排泄等の日常生活支援や、機能訓練(リハビリ)等が日帰りで受けられます。								
実施状況等	<p>【利用件数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>5,588 件</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>6,116 件</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>3,310 件(9月末現在)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	件数	2021(R3)	5,588 件	2022(R4)	6,116 件	2023(R5)	3,310 件(9月末現在)
年度	件数								
2021(R3)	5,588 件								
2022(R4)	6,116 件								
2023(R5)	3,310 件(9月末現在)								
今後の方向性	<p>高齢者の状況の把握を適切に行いながら、引き続きサービスを実施します。また、ニーズに応じたサービスが提供できるよう、サービスの枠組みの検討を進めます。</p> <p>※利用見込量については、図表 22(P111)参照</p>								

④生活支援型予防通所事業（通所型サービスA）									
事業内容	通所介護施設（デイサービス）で、短時間の機能訓練（運動、リハビリ等）が日帰りで受けられます。								
実施状況等	<p>【利用件数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>228 件</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>190 件</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>94 件(9 月末現在)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	件数	2021(R3)	228 件	2022(R4)	190 件	2023(R5)	94 件(9 月末現在)
年度	件数								
2021(R3)	228 件								
2022(R4)	190 件								
2023(R5)	94 件(9 月末現在)								
今後の方向性	<p>高齢者の状況の把握を適切に行いながら、引き続きサービスを実施します。また、ニーズに応じたサービスが提供できるよう、サービスの枠組みの検討を進めます。</p> <p>※利用見込量については、図表 22(P111) 参照</p>								

⑤介護予防ケアマネジメント									
事業内容	要支援者等に対して、心身の状況や置かれている環境等に応じて、訪問・通所における給付サービス、地域の通いの場等のインフォーマルサービス等の適切なサービスが包括的かつ効率的に行われるよう、必要な支援を行います。								
実施状況等	<p>【利用件数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>4,228 件</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>4,338 件</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>2,267 件(9 月末現在)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	件数	2021(R3)	4,228 件	2022(R4)	4,338 件	2023(R5)	2,267 件(9 月末現在)
年度	件数								
2021(R3)	4,228 件								
2022(R4)	4,338 件								
2023(R5)	2,267 件(9 月末現在)								
今後の方向性	<p>利用者の状態像に応じた必要なサービスにつなげることができるよう、地域ケア会議等によるプランの検討を行いながら、ケアマネジメントの質の向上を図ります。</p> <p>※利用見込量については、図表 22(P111) 参照</p>								

2) 高齢者福祉サービス（地域支援事業・市町村特別給付）

① あんしんコール事業（旧緊急通報装置設置事業）														
業務名	おたすけコール(旧緊急通報装置設置事業に相当)	みまもりコール												
事業内容	自宅での急病や事故等の緊急時に受信センターへ通報するための緊急通報装置を貸与します。通報時の状況に応じて、訪問介護員の派遣や救急車の出動要請を行います。	固定電話や携帯電話を利用して、定期的な安否確認を行います(上限1日1回)。安否が確認できない場合は、訪問介護員の派遣や救急車の出動要請を行います。												
対象者	①65歳以上の在宅のひとり暮らし世帯等で、身体上の慢性疾患等により緊急対応の必要性が高い人(ただし、原則として要介護認定者は除く) ②85歳以上の在宅のひとり暮らし世帯等	在宅のひとり暮らし世帯等で見守りの必要がある人。ただし、以下のいずれかに該当する人に限る。 ①65歳以上で疾患等がある人 ②要介護(要支援)認定者等												
利用状況等 (年度末)	【利用者数（年度末現在）】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>おたすけコール</th> <th>みまもりコール</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>81人</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>83人</td> <td>13人</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>71人 (9月末現在)</td> <td>16人 (9月末現在)</td> </tr> </tbody> </table>		年度	おたすけコール	みまもりコール	2021(R3)	81人	10人	2022(R4)	83人	13人	2023(R5)	71人 (9月末現在)	16人 (9月末現在)
年度	おたすけコール	みまもりコール												
2021(R3)	81人	10人												
2022(R4)	83人	13人												
2023(R5)	71人 (9月末現在)	16人 (9月末現在)												
今後の方向性	ひとり暮らしの高齢者等が自宅で安心して生活できるように、また、急病や事故等の緊急時に迅速かつ適切な対応を行えるようにするため、あんしんコール事業の利用を引き続き推進していきます。													

② 配食サービス事業														
事業内容	心身の状況及び置かれている環境等に合わせて食事の提供を行います。最大1日2回(昼・夜)、365日配達します。													
対象者	市内に居住し、おおむね65歳以上のひとり暮らし、高齢者のみの世帯又はこれに準じる世帯に属し、体力の低下等のため買い物及び調理が困難な人 【利用者の負担金】 400円/食(～R3) 425円/食(R4～)													
利用状況等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>延べ配食数</th> <th>実人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>41,149食</td> <td>171人</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>45,649食</td> <td>179人</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>22,963食 (9月末現在)</td> <td>118人 (9月末現在)</td> </tr> </tbody> </table>		年度	延べ配食数	実人数	2021(R3)	41,149食	171人	2022(R4)	45,649食	179人	2023(R5)	22,963食 (9月末現在)	118人 (9月末現在)
年度	延べ配食数	実人数												
2021(R3)	41,149食	171人												
2022(R4)	45,649食	179人												
2023(R5)	22,963食 (9月末現在)	118人 (9月末現在)												
今後の方向性	高齢者の食の確保と安否確認のために本事業を継続しつつ、見守り機能の強化を図ります。また、需要に応じた安定的なサービス提供の継続に向けて、随時事業のあり方を検討します。													

③ 成年後見制度利用支援事業													
事業内容	成年後見制度において、市長が審判の請求を行う場合に、必要な費用の助成を行います。												
対象者	市長が成年後見申立てを行う案件で、必要な費用負担が困難な人												
利用状況等	<p>【各種助成実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>後見人等報酬助成</th> <th>申立て費用助成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>1人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>2人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>1人 (9月末現在)</td> <td>0人 (9月末現在)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	後見人等報酬助成	申立て費用助成	2021(R3)	1人	1人	2022(R4)	2人	0人	2023(R5)	1人 (9月末現在)	0人 (9月末現在)
年度	後見人等報酬助成	申立て費用助成											
2021(R3)	1人	1人											
2022(R4)	2人	0人											
2023(R5)	1人 (9月末現在)	0人 (9月末現在)											
今後の方向性	事業を継続して実施しつつ、今後、国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、事業の利用対象者の拡大を図ります。												

④ 高齢者虐待対応チームの活用													
事業内容	弁護士・社会福祉士から編成される「虐待対応チーム」が、市職員等に助言や指導を行い、虐待対応に係る支援等を行う事業です。												
対象者	虐待対応に関わる職員（市、地域包括支援センター等）												
利用状況等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>個別対応件数</th> <th>講演会回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>0件</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>1件</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>0件(9月末現在)</td> <td>1回(9月末現在)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	個別対応件数	講演会回数	2021(R3)	0件	2回	2022(R4)	1件	1回	2023(R5)	0件(9月末現在)	1回(9月末現在)
年度	個別対応件数	講演会回数											
2021(R3)	0件	2回											
2022(R4)	1件	1回											
2023(R5)	0件(9月末現在)	1回(9月末現在)											
今後の方向性	高齢者虐待の対応に当たり、法的対応等の専門的な助言を要するところから、事業を引き続き実施し、高齢者虐待への対応体制の推進を図ります。												

⑤介護用品（紙おむつ）給付事業													
事業内容	在宅で寝たきり等により常時紙おむつが必要な人に、毎月指定事業者が紙おむつを自宅まで配達します。紙おむつの購入費用（介護保険料段階に応じた給付対象上限額まで）の9割を市が助成することにより、本人及び介護に当たっている家族の負担を軽減します。												
対象者	①市内に居住し、本市の介護保険被保険者、②要介護認定を受けている人、③常時紙おむつが必要な身体状況の人 等												
利用状況等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実利用者数</th> <th>延べ給付件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>364 人</td> <td>3,059 人</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>354 人</td> <td>2,977 人</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>374 人 (9月末現在)</td> <td>1,532 人 (9月末現在)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和5年度までは、対象者に「介護保険料段階が第1～5段階に該当する人」の要件あり。</p>	年度	実利用者数	延べ給付件数	2021(R3)	364 人	3,059 人	2022(R4)	354 人	2,977 人	2023(R5)	374 人 (9月末現在)	1,532 人 (9月末現在)
年度	実利用者数	延べ給付件数											
2021(R3)	364 人	3,059 人											
2022(R4)	354 人	2,977 人											
2023(R5)	374 人 (9月末現在)	1,532 人 (9月末現在)											
今後の方向性	<p>本事業は、国の地域支援事業実施要綱上、「2014年度に当該事業を実施している市町村であって、第7期計画期間中に当該事業を実施している市町村に限り、第8期計画期間においても地域支援事業として継続して実施すること」が認められていました。</p> <p>しかし、あくまでも例外的な激変緩和措置であるため、事業自体の廃止や縮小に向けた具体的方策について十分な検討を進めることとされており、第8期計画期間中に給付対象者や給付額等に制限が課されました。このため、市としての事業のあり方を検討した結果、現在の給付内容を今後も可能な限り維持しつつ事業を安定的に継続していくことを重要視し、2024年度から市町村特別給付により事業を実施する予定です。</p> <p>市町村特別給付による事業は給付対象者や給付額等を市町村が独自に定めることができます。事業の財源は、すべて第1号被保険者の介護保険料とされているため、対象者の要件から介護保険料段階による制限をなくし、対象者を拡大することで、適切な給付に努めます。</p>												

3) 高齢者福祉サービス（一般会計事業）

①高齢者日常生活用具（自動消火器）給付事業									
事業内容	在宅のひとり暮らし高齢者等で、火の不始末及び火災の危険が高い人に対して、自動消火器を給付します。								
対象者	ひとり暮らし等で防火の配慮が必要な65歳以上の人 【利用者の負担金】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>生計中心者の保険料段階</th> <th>負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1～3段階</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>第6～7段階</td> <td>消火器費用-15,000円</td> </tr> <tr> <td>第8段階以上</td> <td>実費負担</td> </tr> </tbody> </table>	生計中心者の保険料段階	負担額	第1～3段階	0円	第6～7段階	消火器費用-15,000円	第8段階以上	実費負担
生計中心者の保険料段階	負担額								
第1～3段階	0円								
第6～7段階	消火器費用-15,000円								
第8段階以上	実費負担								
利用状況等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>0人 (9月末現在)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実利用者数	2021(R3)	1人	2022(R4)	0人	2023(R5)	0人 (9月末現在)
年度	実利用者数								
2021(R3)	1人								
2022(R4)	0人								
2023(R5)	0人 (9月末現在)								
今後の方向性	今後も認知症高齢者の増加が見込まれ、火災等への配慮が必要であることから、サービスを継続して実施します。								

②寝具洗濯サービス事業													
事業内容	自宅の寝具を預かり、洗濯を行います。(同一年度に2回まで)												
対象者	市内に居住し住民税非課税世帯で、以下の項目のいずれかに該当する65歳以上の人 ①寝具の衛生管理が困難な単身世帯の人 ②病気等により常時ねたきり又はこれに準じる状態にある人 【利用者の負担金】 費用の10%												
利用状況等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実利用者数</th> <th>延べ利用回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>3人</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>3人</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>1人 (9月末現在)</td> <td>1人 (9月末現在)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実利用者数	延べ利用回数	2021(R3)	3人	3回	2022(R4)	3人	3回	2023(R5)	1人 (9月末現在)	1人 (9月末現在)
年度	実利用者数	延べ利用回数											
2021(R3)	3人	3回											
2022(R4)	3人	3回											
2023(R5)	1人 (9月末現在)	1人 (9月末現在)											
今後の方向性	今後もひとり暮らし高齢者等で寝具の衛生保持が困難な人の利用が見込まれることから、事業を継続して実施します。												

③高齢者住宅改造費助成事業（福岡住みよか事業）									
事業内容	高齢者に配慮した住宅に改造するための費用について、30万円を限度に助成します。介護保険の住宅改修に該当する部分(20万円以内)は対象外となります(福岡県補助事業)。								
対象者	市内に居住し、要介護認定又は要支援認定を受けている人で、生活保護世帯又は世帯の生計中心者の市町村民税及び所得税が非課税世帯の人 【利用者の負担金】 なし								
利用状況等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>3人 (9月末現在)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用者	2021(R3)	3人	2022(R4)	2人	2023(R5)	3人 (9月末現在)
年度	利用者								
2021(R3)	3人								
2022(R4)	2人								
2023(R5)	3人 (9月末現在)								
今後の方向性	引き続き、低所得の要介護者等の住宅環境の適切な改善が行われるよう、事業を継続して実施します。介護保険制度(住宅改修)と異なり、年間の助成件数に限りがあることから、周知のあり方や対象者等の範囲について、必要な検討を行っていきます。								

④ 高齢者・要援護者等台帳登録制度													
事業内容	緊急時等に備えて要援護者の身体状況や連絡先を市に登録します。												
対象者	市内在住のおおむね65歳以上の人、障がい者等 【利用者の負担金】 なし												
利用状況等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用者数</th> <th>左のうち65歳未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>5,150人</td> <td>369人</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>4,933人</td> <td>363人</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>4,865人 (9月末現在)</td> <td>359人 (9月末現在)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用者数	左のうち65歳未満	2021(R3)	5,150人	369人	2022(R4)	4,933人	363人	2023(R5)	4,865人 (9月末現在)	359人 (9月末現在)
年度	利用者数	左のうち65歳未満											
2021(R3)	5,150人	369人											
2022(R4)	4,933人	363人											
2023(R5)	4,865人 (9月末現在)	359人 (9月末現在)											
今後の方向性	福祉サービスの利用時やケアマネジャー等の関係機関を通じた登録や更新を推進しながら、「ご近所のつながりカード」と併せて登録者の増加を図ります。												

⑤ 福祉の措置																									
事業内容	高齢者に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な入所等の措置を講じて、高齢者の福祉を図ります。																								
対象者	65歳以上の人であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な人等 【利用者の負担金】 所得に応じて異なります。																								
利用状況等	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>2021年度 (令和3年度)</th> <th>2022年度 (令和4年度)</th> <th>2023年度 (令和5年度) (9月末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">入所</td> <td>養護老人ホーム</td> <td>7人</td> <td>6人</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>短期入所等</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>配食サービス</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> </tbody> </table>	区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度) (9月末現在)	入所	養護老人ホーム	7人	6人	5人	特別養護老人ホーム	1人	1人	1人		短期入所等	1人	1人	1人		配食サービス	0人	0人	0人
区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度) (9月末現在)																					
入所	養護老人ホーム	7人	6人	5人																					
	特別養護老人ホーム	1人	1人	1人																					
	短期入所等	1人	1人	1人																					
	配食サービス	0人	0人	0人																					
今後の方向性	引き続き、虐待等により、緊急的に避難が必要な場合等において、必要に応じ、適切な措置を行います。																								

⑥ 高齢者祝金等支給																	
事業内容	高齢者の長寿を祝い、祝金等を支給します。																
対象者	<p>8月31日現在において本市の住民基本台帳に登録されており、年度内に80歳、90歳又は100歳以上に達する人</p> <p>【支給対象者・祝金等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給対象者</th> <th>支給金額・支給品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80・90歳</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>100歳</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>101歳以上</td> <td>祝品</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象者	支給金額・支給品	80・90歳	5,000円	100歳	10,000円	101歳以上	祝品								
支給対象者	支給金額・支給品																
80・90歳	5,000円																
100歳	10,000円																
101歳以上	祝品																
利用状況等	<p>【支給状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>80・90歳</th> <th>100歳</th> <th>101歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>1,286人</td> <td>26人</td> <td>48人</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>1,233人</td> <td>31人</td> <td>50人</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>1,236人 (8月末現在)</td> <td>25人 (8月末現在)</td> <td>48人 (8月末現在)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	80・90歳	100歳	101歳以上	2021(R3)	1,286人	26人	48人	2022(R4)	1,233人	31人	50人	2023(R5)	1,236人 (8月末現在)	25人 (8月末現在)	48人 (8月末現在)
年度	80・90歳	100歳	101歳以上														
2021(R3)	1,286人	26人	48人														
2022(R4)	1,233人	31人	50人														
2023(R5)	1,236人 (8月末現在)	25人 (8月末現在)	48人 (8月末現在)														
今後の方向性	今後の更なる高齢化に向けて、支給方法や内容等の検討を行っていきます。																

⑦ 高齢者運転免許証自主返納支援事業									
事業内容	有効期間内の全ての運転免許証を自主返納した高齢者に対し、交通系 IC カード乗車券5,000円分(利用可能額4,500円+デポジット500円)を1回だけ交付します。								
対象者	<p>次の①～④の条件を全て満たす人</p> <p>①有効期間内の全ての運転免許証を自主返納した</p> <p>②自主返納日において、70歳以上である</p> <p>③自主返納日及び支援の申請日において、本市の住民基本台帳に登録されている</p> <p>④自主返納日から6ヵ月以内</p>								
利用状況等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>支援件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021(R3)</td> <td>332件</td> </tr> <tr> <td>2022(R4)</td> <td>331件</td> </tr> <tr> <td>2023(R5)</td> <td>106件 (9月末現在)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	支援件数	2021(R3)	332件	2022(R4)	331件	2023(R5)	106件 (9月末現在)
年度	支援件数								
2021(R3)	332件								
2022(R4)	331件								
2023(R5)	106件 (9月末現在)								
今後の方向性	高齢者の公共交通機関の利用を促進し、高齢者が加害者となる交通事故の抑止を図るため、他の方法も含め研究していきます。								

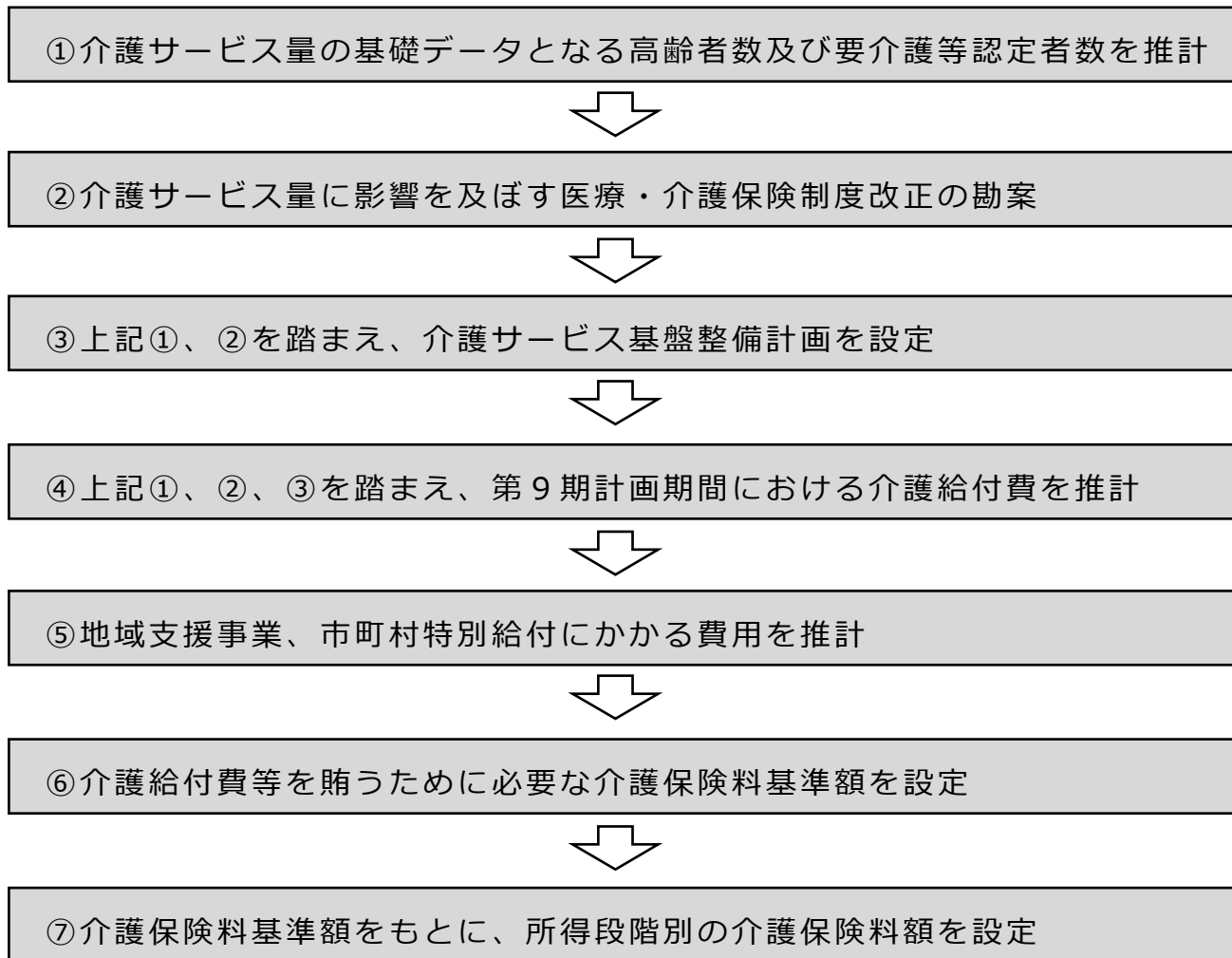
第6章 介護保険事業の運営方針

介護保険事業に係る費用は、国、県、市、被保険者（住民）が、それぞれの負担割合に応じて負担するものであるため、介護保険事業を円滑に運営するためには、介護保険事業の給付費を適切に推計し、必要な介護保険料を設定する必要があります。

介護保険事業の給付費を適切に推計するためには、市の高齢者数の推移、介護保険制度改正の動向を踏まえた上で、介護サービスの需要を勘案した介護サービス基盤の整備計画を定め、これらを総合的に勘案しなければなりません。

本章では、以下の流れに沿って介護給付費を推計し、第9期計画において必要な保険料を設定します。

図表 12 介護保険料額の算定の流れ



1. 高齢者数・要介護等認定者数の推計

(1) 人口・高齢者数の推移と推計

「第2章 春日市における高齢化の状況」の「1. 人口の推移と推計」(図表 2)(P5)を参照してください。

(2) 要介護等認定者数の推移と推計

「第2章 春日市における高齢化の状況」の「2. 要介護等認定者数の推移と推計」(図表 5)(P7)を参照してください。

2. 介護保険制度改正の内容

第9期計画期間においては、次のような介護制度の改正が行われます。

制度改正の影響を踏まえつつ、第9期計画期間における介護サービスの基盤整備等を検討していくこととなります。

(1) 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）

2023年(令和5年)5月19日に、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布されました。

この法律は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずることを趣旨としています。

介護保険制度においては、主に次のような改正がされます。

①介護情報基盤の整備

介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施

- 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置付け
- 市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できることとする

②介護サービス事業者の財務状況等の見える化

介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備

- 各事業所・施設に対して詳細な財務状況(損益計算書等の情報)の報告を義務付け
- 国が、当該情報を収集・整理し、分析した情報を公表

③介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進

- 都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設 など

④看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

看多機について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める

- 看多機のサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス(療養上の世話又は必要な診療の補助)が含まれる旨を明確化 など

⑤地域包括支援センターの体制整備等

地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備

- 要支援者に行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所(ケアマネ事業所)も市町村からの指定を受けて実施可能とする など

(2) 介護報酬の改定

2024年度(令和6年度)介護保険制度改正と併せて、介護サービスを利用した場合に事業者を支払われる介護報酬も見直しが行われます。

全体の報酬改定率は、+1.59%とされており、介護給付費の推計の際に、この改定率を勘案する必要があります。

3. 日常生活圏域の設定と介護サービス基盤の整備

(1) 春日市における日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件を考慮し、地域の特性に応じたサービスの基盤を整備していくために市町村が定める圏域です。

本市では、第8期計画以前の設定を引き継ぎ、全市を1つの日常生活圏域と定め、過不足のないサービス提供が行えるよう、基盤整備等の検討を行います。

さらに、日常生活圏域の設定とは別に、中学校区を1単位とした地域福祉エリアを定め(市内6エリア)、介護予防事業や高齢者見守り体制づくり等の施策を展開する際の地域単位とします。

また、2006年(平成18年)4月に春日市北地域包括支援センター及び春日市南地域包括支援センターを、2021年(令和3年)4月に春日市東地域包括支援センターを開設しました。

現在は、地域福祉エリアを2カ所ずつにまとめたものを、市内各地域包括支援センターの管轄エリアと定め、エリアの特徴に合わせた施策を展開しています。

(図表 13)

図表 13 日常生活圏域と地域福祉エリア

日常生活圏域	地域福祉エリア	担当地域包括支援センター
春日市全域	春日北中地域福祉エリア	北地域包括支援センター
	春日中地域福祉エリア	
	春日西中地域福祉エリア	南地域包括支援センター
	春日南中地域福祉エリア	
	春日東中地域福祉エリア	東地域包括支援センター
	春日野中地域福祉エリア	

(2) 地域密着型サービスの基盤整備

第9期計画では、各サービスに係る需要、第8期計画期間における事業所の整備状況及び運営状況、療養病床の転換状況、特別養護老人ホームの待機者数、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況等を踏まえ、日常生活圏域における地域密着型サービスの基盤整備の方針を次のとおり定めます。

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

サービス内容	24時間365日、日中・夜間を通じて、定期的な巡回や利用者からの通報により、訪問介護と訪問看護を行うサービスです。
現在の整備量	3事業所
整備予定数	なし
整備方針	2022年度(令和4年度)に事業所からの指定希望に応じ、新たに1事業所を整備したことから、第9期計画期間における市による整備は行いませんが、事業者からの指定希望に応じて個別に対応します。

2 夜間対応型訪問介護

サービス内容	定期巡回又は利用者からの通報により、夜間専用の訪問介護を行うサービスです。
現在の整備量	1事業所
整備予定数	なし
整備方針	本サービスは、人口20～30万人に1カ所を目途に設置することを想定されたサービスです。本市は既に1事業所を指定していることから、第9期計画期間の整備の予定はありません。

3 地域密着型通所介護

サービス内容	小規模の通所介護事業所で、食事・入浴・日常動作訓練・レクリエーション等を日帰りで受けられるサービスです。
現在の整備量	12事業所
整備予定数	なし
整備方針	事業所からの指定希望に応じ、第8期計画期間中に2事業所を整備したことから、市による整備は行いませんが、事業者からの指定希望に応じて個別に対応します。

4 認知症対応型通所介護

サービス内容	認知症の人が、食事・入浴等の介護や機能訓練を日帰りで受けられるサービスです。
現在の整備量	なし
整備予定数	なし
整備方針	利用者が少なく需要が見込めないこと、通所介護事業所及び地域密着型通所介護事業所においても認知症に関する対応が可能であることを理由に、2018年(平成30年)9月末で、市内の1事業者が事業を廃止しました。小規模多機能型居宅介護事業所等においても、重度の認知症高齢者の在宅生活を支えていく体制が整っていることから、第9期計画期間の整備の予定はありません。

5 小規模多機能型居宅介護

サービス内容	事業所への「通い」を中心に、「訪問」や「宿泊」を柔軟に組み合わせ利用できるサービスです。
現在の整備量	6事業所
整備予定数	なし
整備方針	現在の需要見込みを考慮し、第9期計画期間における市による整備は行いませんが、事業者からの指定希望に応じて個別に対応します。

6 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

サービス内容	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ一体的に受けられるサービスです。小規模多機能型居宅介護と同様に、本人の心身の状態や生活状況に応じた多機能のケアを実施することにより、本人の在宅生活の限界点を高めることができ、家族介護負担の軽減も見込めるサービスです。
現在の整備量	1事業所
整備予定数	なし
整備方針	現在の利用者数から大幅な需要の増加は見込まれないため、第9期計画期間における市による整備は行いませんが、事業者からの指定希望に応じて個別に対応します。

7 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

サービス内容	<p>認知症の人が、共同生活を営みながら、食事・入浴等の介護や機能訓練を受けられるサービスです。</p> <p>グループホームは、一般の住宅に近い環境において、入所者とスタッフが1つの家族のように生活する「ユニットケア」によって、一人ひとりの認知症の人のニーズに応える個別ケアを実施できるという特徴があります。</p>
現在の整備量	7事業所(99人分)
整備予定数	1事業所2ユニット(18人分)
整備方針	<p>現在の需要見込みを考慮し、第9期間中に不足する見込みのため、第9期計画期間に1事業所2ユニット(18人分)を整備予定としています。</p>

8 地域密着型特定施設入居者生活介護

サービス内容	<p>定員が29人以下の介護専用型の有料老人ホームやケアハウスで、食事・入浴等の介護や機能訓練を受けられるサービスです。</p>
現在の整備量	なし
整備予定数	なし
整備方針	<p>現在、本市では該当するサービスを実施していませんが、市内には4ヵ所の特定施設(合計定員266人)が整備されています。サービス付き高齢者向け住宅や、住宅型有料老人ホーム等の整備が進んでいることや、入所状況等を踏まえ、第9期計画期間の整備の予定はありません。</p>

9 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

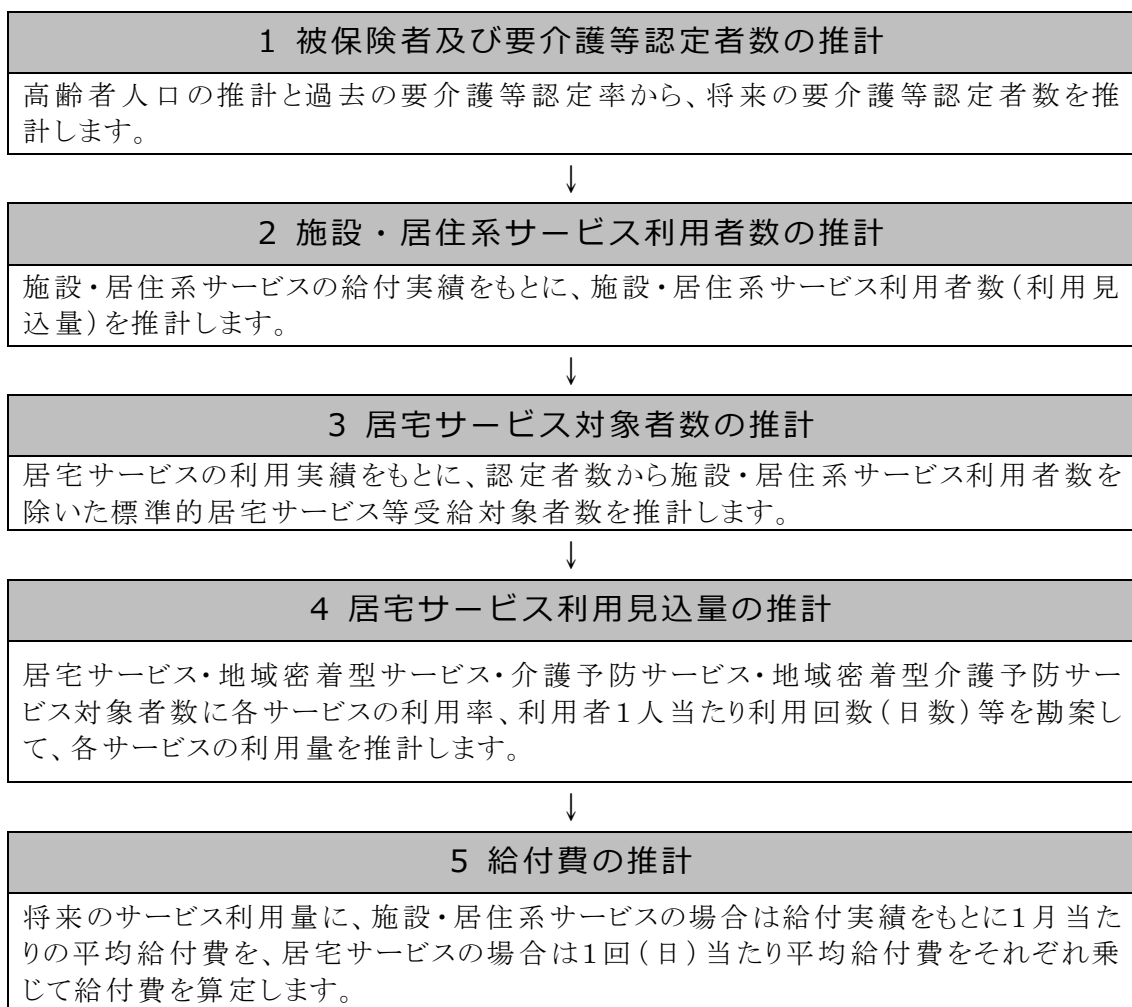
サービス内容	<p>定員が29人以下の特別養護老人ホームで、食事・入浴等の介護や機能訓練を受けられるサービスです。</p>
現在の整備量	1事業所(29人分)
整備予定数	なし
整備方針	<p>2021年度(令和3年度)に1事業所(29床)を開設しており、また、市内に、広域型の特別養護老人ホーム2事業所(200床)のほか、4ヵ所の特定施設(合計定員266人)、サービス付き高齢者向け住宅や、住宅型有料老人ホーム等の整備が進んでいること、入所状況等を踏まえ、第9期計画期間の整備の予定はありません。</p>

4. 介護サービス量の見込み

(1) 介護サービス事業量・給付費の推計手順

厚生労働省が示した地域包括ケア「見える化」システムの活用により、第9期計画期間(2024～2026年度／令和6～8年度)及び2040年度(令和22年度)における各サービスの見込量や給付費を推計しました。推計の流れは、次のとおりです。

図表 14 介護保険事業量・給付費の推計手順



(2) 施設・居住系サービス利用者数（利用見込量）の推計

施設・居住系サービス利用者数（利用見込量）については、第8期計画期間（2021～2023年度／令和3～令和5年度）における本市の介護サービス基盤整備の影響等を見込んで推計しました。（図表 15）

図表 15 施設・居住系サービス利用者数（利用見込量）の推計

(単位：人)

区分	第8期			第9期			第14期
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
介護老人福祉施設	320	314	302	303	303	303	487
要介護1	2	4	4	5	5	5	5
要介護2	7	8	13	12	12	12	12
要介護3	82	76	64	67	67	67	111
要介護4	145	134	122	120	120	120	188
要介護5	84	92	99	99	99	99	171
介護老人保健施設	151	145	149	141	141	141	232
要介護1	21	22	21	22	22	22	37
要介護2	32	30	25	28	28	28	46
要介護3	30	33	46	40	40	40	66
要介護4	52	43	36	32	32	32	50
要介護5	16	17	21	19	19	19	33
介護医療院	25	22	24	61	61	61	63
要介護1	0	0	0	0	0	0	0
要介護2	1	0	0	0	0	0	0
要介護3	3	2	1	7	7	7	7
要介護4	9	7	8	26	26	26	28
要介護5	12	13	15	28	28	28	28
介護療養型医療施設	38	36	34	2023年度で廃止			2023年度で廃止
要介護1	0	0	0				
要介護2	0	0	0				
要介護3	2	2	5				
要介護4	19	19	16				
要介護5	17	15	13				
施設利用者数計	534	517	509	505	505	505	782
うち要介護4・5の人数	354	340	330	324	324	324	498
施設利用者に対する割合(%)	66.3	65.8	64.8	64.2	64.2	64.2	63.7
特定施設入居者生活介護	257	263	254	264	275	284	418
要支援1	21	26	24	27	28	29	40
要支援2	26	21	16	15	16	16	23
要介護1	52	50	38	42	44	46	67
要介護2	46	51	49	51	53	55	80
要介護3	37	40	48	51	53	55	83
要介護4	53	52	56	51	53	54	80
要介護5	22	23	23	27	28	29	45
居住系サービス利用者数計	257	263	254	264	275	284	418

注：2022年度までは介護保険事業状況報告をもとに作成、2023年度は見込み、2024年度からは地域包括ケア「見える化」システムによる推計値

図表 15 施設・居住系サービス利用者数（利用見込量）の推計（続き）

区分	第8期			第9期			第14期
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
認知症対応型共同生活介護	96	94	102	100	118	118	184
要支援2	1	1	1	1	1	1	2
要介護1	14	18	26	19	23	23	54
要介護2	17	23	21	24	29	29	38
要介護3	27	22	20	24	28	28	36
要介護4	26	20	18	22	25	25	28
要介護5	11	10	16	10	12	12	26
地域密着型 特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
要介護1	0	0	0	0	0	0	0
要介護2	0	0	0	0	0	0	0
要介護3	0	0	0	0	0	0	0
要介護4	0	0	0	0	0	0	0
要介護5	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	2	31	31	34	34	34	55
要介護1	0	0	0	0	0	0	0
要介護2	0	1	0	0	0	0	0
要介護3	0	10	6	7	7	7	12
要介護4	1	15	19	20	20	20	31
要介護5	1	5	6	7	7	7	12
施設・居住系サービス （地域密着型）利用者数計	98	125	133	134	152	152	239
施設・居住系サービス総利用者数	889	905	896	903	932	941	1,439

注：2022年度までは介護保険事業状況報告をもとに作成、2023年度は見込み、2024年度からは地域包括ケア「見える化」システムによる推計値

（3）居宅サービス対象者数の推計

要介護等認定者数から施設・居住系サービス利用者数を控除し、居宅サービス対象者数を推計しました。（図表 16）

図表 16 居宅サービス対象者数の推計

区分	第8期			第9期			第14期
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
居宅サービス対象者数	3,329	3,422	3,488	3,611	3,767	3,913	5,587
要支援1	736	789	743	791	828	856	1,178
要支援2	675	709	786	793	820	845	1,175
要介護1	634	658	657	675	706	732	1,051
要介護2	515	512	585	584	608	628	925
要介護3	327	304	273	293	308	323	476
要介護4	296	309	303	307	317	334	492
要介護5	146	141	141	168	180	195	290

（単位：人）

注：2022年度までは介護保険事業状況報告をもとに作成、2023年度は見込み、2024年度からは地域包括ケア「見える化」システムによる推計値

(4) 居宅サービス利用見込量の推計

第9期計画期間では、要介護等認定者数の推計と、第8期計画期間中のサービス利用率をもとにサービス毎の利用回数を推計しました。(図表 17、図表 18)

図表 17 居宅介護サービス利用見込量の推計

区分	第8期			第9期			第14期
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
(1) 居宅サービス							
訪問介護	151,814	154,038	151,624	169,600	179,519	187,628	270,655
訪問入浴介護	2,042	2,181	2,234	2,356	2,412	2,654	3,800
訪問看護	30,798	31,870	32,467	34,808	36,817	38,326	55,585
訪問リハビリテーション	8,297	9,773	8,777	11,424	11,628	12,334	17,675
居宅療養管理指導	9,312	9,793	10,212	11,016	11,592	12,132	17,520
通所介護	129,234	123,148	120,038	127,529	133,988	139,500	202,403
通所リハビリテーション	28,883	27,868	29,144	29,393	30,773	32,057	46,799
短期入所生活介護	15,041	17,465	20,617	25,259	26,898	28,008	40,426
短期入所療養介護	1,082	1,107	463	1,877	1,877	1,877	2,954
福祉用具貸与	13,367	13,170	13,092	13,680	14,388	15,012	21,756
特定福祉用具販売	182	169	192	216	240	252	360
住宅改修	151	137	144	192	204	216	312
(2) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,006	939	1,140	1,176	1,224	1,272	1,836
夜間対応型訪問介護	473	553	1,116	768	804	852	1,236
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	1,081	1,057	1,128	1,212	1,272	1,332	1,920
看護小規模多機能型居宅介護	210	219	204	168	168	204	276
地域密着型通所介護	20,987	20,044	21,485	25,128	26,491	27,719	39,871
(3) 居宅介護支援	18,282	18,273	18,372	19,200	20,184	21,024	30,528

注：2022年度までは介護保険事業状況報告をもとに作成、2023年度は見込み、2024年度からは地域包括ケア「見える化」システムによる推計値

第6章 介護保険事業の運営方針

図表 18 介護予防サービス見込量の推計

(単位：件)

区分	第8期			第9期			第14期
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
(1) 介護予防サービス							
介護予防訪問介護							
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	4,648	6,077	6,744	7,520	7,816	8,053	11,174
介護予防訪問リハビリテーション	2,689	2,343	2,171	2,239	2,357	2,594	3,538
介護予防居宅療養管理指導	1,198	1,379	1,464	1,512	1,572	1,632	2,244
介護予防通所介護							
介護予防通所リハビリテーション	2,570	2,588	2,448	2,688	2,796	2,892	3,996
介護予防短期入所生活介護	541	596	745	791	917	917	1,169
介護予防短期入所療養介護	2	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	6,353	6,987	7,608	8,064	8,376	8,640	11,976
特定介護予防福祉用具販売	166	137	144	120	132	132	180
介護予防住宅改修	181	178	168	192	192	204	288
(2) 地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	0	31	180	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	165	133	168	168	168	180	240
介護予防認知症対応型共同生活介護	13	10	12	12	12	12	24
(3) 介護予防支援	8,332	8,933	9,228	9,852	10,236	10,572	14,640

注：2022年度までは介護保険事業状況報告をもとに作成、2023年度は見込み、2024年度からは地域包括ケア「見える化」システムによる推計値

(5) 給付費の算定

給付費の推計では介護サービス見込量、介護予防サービス見込量に加えて、第9期計画期間における本市の介護サービス基盤整備の影響を勘案して算出しました。(図表 19、図表 20)

その結果、総給付費については約 13.1%の増加が見込まれます。

図表 19 介護給付費見込額の算定

(単位：千円)

区分	第8期			第9期			第14期
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
(1) 居宅サービス (小計)	2,762,918	2,798,892	2,847,807	3,123,650	3,285,304	3,424,463	4,983,089
訪問介護	398,922	404,877	402,130	454,741	481,987	503,688	726,885
訪問入浴介護	26,435	28,275	28,724	30,741	31,520	34,707	49,684
訪問看護	148,577	151,213	160,243	174,757	185,127	192,787	279,656
訪問リハビリテーション	24,946	28,392	24,803	32,571	33,175	35,201	50,439
居宅療養管理指導	122,090	131,305	139,165	152,470	160,685	168,240	242,882
通所介護	968,056	946,291	938,966	1,017,589	1,070,579	1,115,972	1,616,928
通所リハビリテーション	239,292	232,256	245,336	249,482	261,600	273,276	398,137
短期入所生活介護	136,227	157,229	186,014	232,566	248,009	258,297	372,726
短期入所療養介護	12,100	11,934	5,581	24,555	24,587	24,587	38,453
福祉用具貸与	175,937	179,432	182,217	192,533	202,575	212,126	306,461
特定福祉用具販売	5,981	7,181	7,786	9,030	9,906	10,558	15,006
特定施設入居者生活介護	504,354	520,507	526,841	552,615	575,554	595,024	885,832
(2) 地域密着型サービス (小計)	939,758	1,009,771	1,135,028	1,208,626	1,305,261	1,353,331	2,002,992
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	180,166	166,220	216,350	224,023	232,994	245,139	351,922
夜間対応型訪問介護	9,871	11,651	21,649	15,836	16,525	17,432	25,274
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	227,134	217,816	232,361	256,277	269,319	284,258	406,438
認知症対応型共同生活介護	298,519	300,223	337,735	336,769	398,279	398,279	615,713
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	6,137	98,188	111,243	123,896	124,053	124,053	200,943
看護小規模多機能型居宅介護	51,610	57,859	49,211	41,877	41,930	51,210	69,348
地域密着型通所介護	166,321	157,815	166,479	209,948	222,161	232,960	333,354
(3) 住宅改修	13,199	11,076	12,491	15,453	16,381	17,310	24,981
(4) 居宅介護支援	291,961	291,966	298,647	317,703	334,489	348,762	505,911
(5) 介護保険施設サービス (小計)	1,857,548	1,800,206	1,790,124	1,815,747	1,818,045	1,818,045	2,781,176
介護老人福祉施設	1,049,214	1,040,171	991,445	1,007,386	1,008,661	1,008,661	1,628,905
介護老人保健施設	528,814	506,876	540,968	516,762	517,416	517,416	851,344
介護医療院	112,889	103,525	115,212	291,599	291,968	291,968	300,927
介護療養型医療施設	166,630	149,634	142,499	0	0	0	
介護給付費計 (I)	5,865,383	5,911,912	6,084,097	6,481,179	6,759,480	6,961,911	10,298,149

注1：2022年度までは介護保険事業状況報告をもとに作成、2023年度は見込み、2024年度からは地域包括ケア「見える化」システムによる推計値

注2：金額は千円単位で四捨五入しているため、表の各金額の合計値は一致しないことがあります。

第6章 介護保険事業の運営方針

図表 20 介護予防給付費見込額の算定

(単位：千円)

区分	第8期			第9期			第14期
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
(1) 介護予防サービス (小計)	232,621	241,038	244,292	263,694	274,884	284,084	393,793
介護予防訪問介護							
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	21,133	27,043	30,163	34,113	35,495	36,574	50,749
介護予防訪問リハビリテーション	7,736	6,548	5,902	6,180	6,510	7,189	9,800
介護予防居宅療養管理指導	13,975	16,668	16,730	17,550	18,274	18,970	26,082
介護予防通所介護							
介護予防通所リハビリテーション	85,077	86,209	85,531	94,306	98,175	101,400	140,429
介護予防短期入所生活介護	3,194	3,937	4,006	4,293	4,980	4,980	6,343
介護予防短期入所療養介護	25	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	36,233	41,982	46,869	49,315	51,173	52,773	73,196
特定介護予防福祉用具販売	4,678	3,429	4,433	3,658	4,016	4,016	5,487
介護予防特定施設入居者生活介護	43,378	41,048	36,381	37,962	39,944	40,694	57,231
介護予防住宅改修	17,191	14,174	14,277	16,317	16,317	17,488	24,476
(2) 地域密着型介護予防サービス (小計)	14,358	11,809	15,873	14,399	14,417	15,041	21,721
介護予防認知症対応型通所介護	0	284	1,675	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	11,160	9,062	11,737	11,903	11,918	12,542	16,723
介護予防認知症対応型共同生活介護	3,198	2,462	2,461	2,496	2,499	2,499	4,998
(3) 介護予防支援	40,894	43,273	44,671	48,355	50,302	51,953	71,946
介護予防給付費計 (Ⅱ)	287,872	296,119	304,836	326,448	339,603	351,078	487,460
総合計 (Ⅰ + Ⅱ)	6,153,255	6,208,031	6,388,933	6,807,627	7,099,083	7,312,989	10,785,609

注1：2022年度までは介護保険事業状況報告をもとに作成、2023年度は見込み、2024年度からは地域包括ケア「見える化」システムによる推計値

注2：金額は千円単位で四捨五入しているため、表の各金額の合計値は一致しないことがあります。

(6) 標準給付費の見込み

【標準給付費の内訳】	
F 標準給付費見込額	= A 総給付費（一定以上所得者負担の調整後） + B 特定入所者介護サービス等給付額 + C 高額介護サービス費等給付額 + D 高額医療合算介護サービス費等給付額 + E 審査支払手数料

A 総給付費（一定以上所得者負担の調整後）

(5)で推計した給付費に、一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額、消費税率等の見直しを勘案した影響額を加味したものです。介護報酬の改定率を踏まえた第9期計画期間中の総給付費は、約212億円を見込んでいます。

B 特定入所者介護サービス等給付額

C 高額介護サービス費等給付額

D 高額医療合算介護サービス費等給付額

E 審査支払手数料

以上4項目については、2021年度(令和3年度)から2023年度(令和5年度)の実績(見込み)に基づき推計しています。

F 標準給付費見込額

A～Eを合わせた額を、標準給付費見込額として算定しています。

第9期計画期間中の標準給付費見込額は、約224億円となっています。
(図表 21)

図表 21 標準給付費の見込み

区分	第9期				第14期
	合計	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
標準給付費見込額	22,430,372	7,181,285	7,502,269	7,746,818	11,325,346
総給付費	21,219,699	6,807,627	7,099,083	7,312,989	10,785,609
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	409,074	131,156	136,704	141,214	201,302
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	685,627	206,384	227,871	251,372	291,825
高額医療合算介護サービス費等給付額	102,044	31,649	33,958	36,437	39,654
算定対象審査支払手数料	13,928	4,469	4,652	4,806	6,956

注：金額は千円単位で四捨五入しているため、表の各金額の合計値は一致しないことがあります。

(7) 地域支援事業費の推計

地域支援事業費の推計では、一般介護予防事業や要支援者等への通所・訪問サービスを主な事業内容とする介護予防・日常生活支援総合事業と、地域包括支援センターの運営や、高齢者福祉サービス等を主な事業内容とする包括的支援事業・任意事業に係る費用について、地域包括支援センターの運営状況や、福祉サービスの利用見込みをもとに算出しました。(図表 22)

図表 22 地域支援事業費の見込み

事業区分	主な事業名		単位	推計					
				利用見込量			事業費推計(円)		
				2024年度	2025年度	2026年度	2024年度	2025年度	2026年度
介護予防・日常生活支援総合事業	健康運動トレーニング事業 (いきいきルーム)	トレーニングルーム	利用人数 (延べ)	18,495	18,495	18,495	43,435,000	42,175,000	42,348,000
		高齢者運動教室 (いきいきプラザ)	利用人数 (延べ)	7,858	7,858	7,858			
	介護予防教室 (運動)	高齢者運動教室 (総合スポーツセンター)	利用人数 (延べ)	5,808	5,808	5,808			
		転ばん塾・おたっしゅ塾 (移送業務含む)	利用人数 (延べ)	794	794	794			
	介護予防教室 (認知症予防)	認知症予防教室	実施回数	4	4	4			
		音楽療育教室 (リズムで介護予防)	実施回数	8	8	8			
	介護予防教室 (フレイル予防)	フレイル予防教室	実施回数	2	2	2			
	地区講師派遣事業		派遣回数	100	110	120			
	認知症を正しく理解・支援するための講座	認知症医療講演会	講演会 実施件数	1	1	1			
	ボランティア養成・活動支援	運動ボランティア	登録人数	65	75	85			
		はつらつボランティア	登録人数	60	70	80			
		介護予防ボランティア ポイント制度	活用人数	450	475	500			
	地域リハビリテーション活動支援事業	運動・認知症予防	活用団体数	30	35	40			
		事業所への助言・支援	活用事業所数	0	0	1			
	介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス (第一号訪問事業)	旧介護予防訪問介護相当サービス	利用件数 (延べ)	4,854	5,051			
まごころ訪問事業			利用件数 (延べ)	720	816	912	845,000	951,000	1,056,000
通所型サービス (第一号通所事業)		旧介護予防通所介護相当サービス	利用件数 (延べ)	7,419	7,720	7,966	177,573,181	184,776,180	190,670,183
		生活支援型	利用件数 (延べ)	321	334	344	5,760,000	5,997,000	6,198,000
介護予防ケアマネジメント (第一号介護予防支援事業)			利用件数 (延べ)	5,772	6,026	6,239	26,313,000	27,355,000	28,209,000
審査支払手数料			利用件数 (延べ)	18,265	19,006	19,612	695,000	723,000	746,000
高額介護予防サービス費相当事業			支給件数 (延べ)	30	30	30	726,000	800,000	882,000
高額医療合算介護予防サービス費相当事業			支給件数 (延べ)	30	30	30	856,000	965,000	965,000

第6章 介護保険事業の運営方針

図表 22 地域支援事業費の見込み（続き）

事業区分	主な事業名		単位	推計					
				利用見込量			事業費推計（円）		
				2024年度	2025年度	2026年度	2024年度	2025年度	2026年度
包括的支援事業	地域包括支援センターの運営等	地域包括支援センター	配置数 (専門職人数)	3 (30)	3 (30)	3 (30)	98,729,000	101,786,000	99,687,000
	地域ケア会議	自立支援型	実施回数	24	24	24	624,000	624,000	624,000
		個別ケア会議							
	在宅医療・介護連携推進事業		筑紫医師会在宅医療・介護連携支援センターへ委託して実施				3,223,000	3,207,000	3,207,000
	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター	配置数	1	1	1	7,248,000	7,300,000	7,353,000
		まごころサポーター養成事業	講座実施回数	1	1	1			
	認知症施策総合推進事業	認知症地域支援推進員	配置数	7	7	7	13,642,000	13,658,000	13,642,000
認知症初期集中支援事業		チーム数	3	3	3				
		会議回数	12	12	12	428,000			
任意事業	配食サービス事業		食数 (延べ)	50,400	52,800	54,000	33,028,000	34,515,000	35,990,000
	あんしんコール事業 (旧：緊急通報装置設置事業)	おたすけコール	利用人数	79	85	90			
		みまもりコール	利用人数	18	19	20			
	成年後見利用支援事業	市長申立費用助成	利用人数	4	4	4			
		報酬助成	利用人数	4	5	5			
	高齢者虐待対応チームの活用		利用回数	5	5	5			
	認知症サポーター養成講座		養成人数 (延べ)	8,000	8,500	9,000			
	介護給付適正化事業	ケアプランの点検	点検数	250	250	250			
介護サービス状況調査 (独自調査)		調査件数	2,243	2,243	2,243				
リハビリテーション専門職派遣事業専門職謝金		回数	3	3	3				

図表 23 地域支援事業費の総計

区分	第9期				第14期
	合計	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
地域支援事業費	1,521,570	493,785	509,189	518,596	539,758
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,042,199	336,863	347,671	357,665	352,273
包括的支援事業・任意事業費	479,371	156,922	161,518	160,931	187,484

注：金額は千円単位で四捨五入しているため、表の各金額の合計値は一致しないことがあります。

5. 第1号被保険者の保険料

(1) 第1号被保険者の負担率

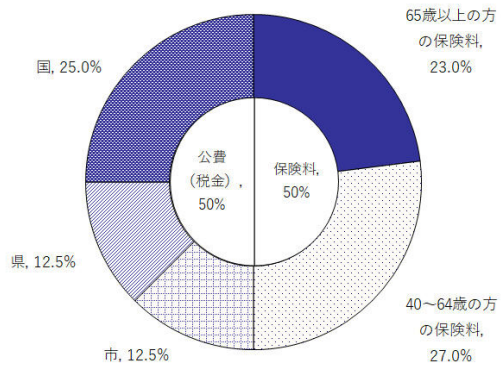
介護保険事業に必要な法定サービスにかかる給付費はサービス利用時の利用者負担を除き、50%を保険料、50%を公費(税金)で負担します。第9期計画における65歳以上の方(第1号被保険者)による保険料の負担割合は、第8期計画に引き続き、保険給付費の23%を保険料として負担することになっています。(図表 24、図表 25)

地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業については、標準給付費(居宅サービスの場合)と同じ財源構成です。(図表 26)

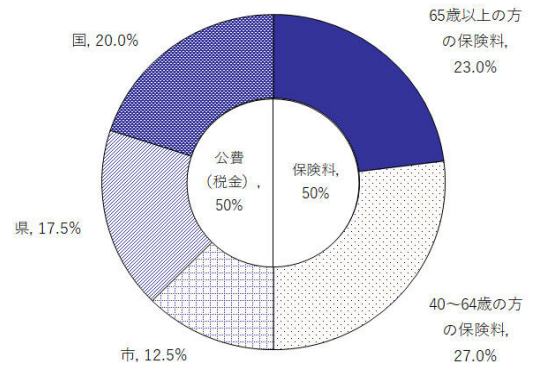
包括的支援事業及び任意事業に要する費用は、23%が第1号被保険者の保険料負担となり、77%を公費で負担します。(図表 27)

市町村特別給付費は、第1号被保険者の保険料で100%を負担します。(図表 28)

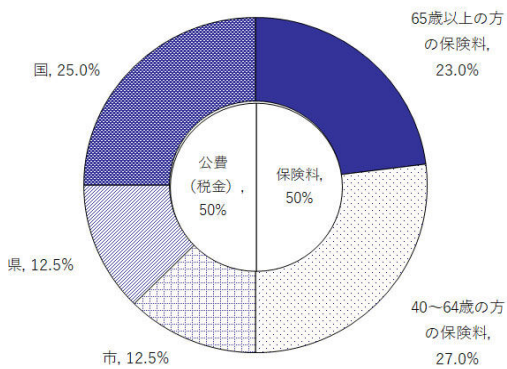
図表 24 標準給付費の財源構成
(居宅サービスの場合)



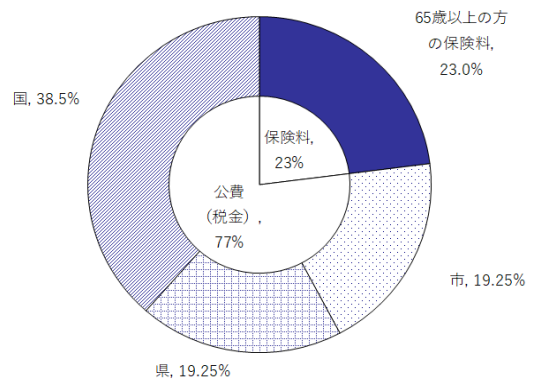
図表 25 標準給付費の財源構成
(施設サービスの場合)



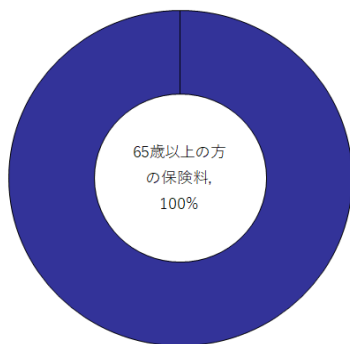
図表 26 地域支援事業の財源構成
(総合事業の場合)



図表 27 地域支援事業の財源構成
(包括的支援事業及び任意事業の場合)



図表 28 市町村特別給付費の財源構成



(2) 保険料収納必要額の算出

第9期計画中の介護保険料は、2024年度(令和6年度)から2026年度(令和8年度)までの3年間について決定されることとなっています。

保険料収納必要額の算出方法は以下のとおりです。

【保険料収納必要額算出の流れ】

I	保険料収納必要額	=	A	第1号被保険者負担分相当額
		+	B	調整交付金相当額
		-	C	調整交付金見込額
		+	D	財政安定化基金拠出金見込額
		+	E	財政安定化基金償還金
		-	F	準備基金取崩額
		+	G	市町村特別給付費等
		-	H	保険者機能強化推進交付金等交付見込額

A 第1号被保険者負担分相当額

本章4. 介護サービス量の見込み(6)～(7)で算出した標準給付費見込額及び地域支援事業費見込額に、23%を乗じたものが第1号被保険者負担分相当額となります。

第9期計画中の第1号被保険者負担分相当額は、約55億800万円と見込んでいます。

B 調整交付金相当額

下記の説明のとおり、標準給付費の5%が標準の交付金相当額となっています。

【調整交付金について】

調整交付金は、標準給付費の5%を標準に交付される国の交付金です。ただし、実際は各保険者の後期高齢者加入割合と所得段階別加入割合から算出した調整交付金見込割合をもとに算出されます。この調整交付金見込割合が、標準である5%を下回る場合は、差額を第1号被保険者の保険料で賄うこととなっています。

C 調整交付金見込額

本市においては、後期高齢者の割合が全国水準より低く、所得水準が全国より高いことから、3年間の交付金見込割合は、標準の5%よりも低くなる見込みです。

D 財政安定化基金拠出金見込額

今期計画において、福岡県が定めた安定化基金拠出率は、財政安定化基金積立残額が考慮され、0%となります。よって、第9期計画においては、財政安定化基金拠出金は生じません。

【財政安定化基金について】

財政安定化基金は、保険給付費の増加等により、介護保険事業特別会計に赤字が生じた場合、資金の貸付及び交付事業を行うことを目的として、都道府県に設置された基金です。

各保険者は、標準給付費等見込額に、都道府県が定める安定化基金拠出率を乗じた拠出金を、第1号被保険者の保険料に上乗せして徴収し、都道府県に拠出する必要があります。

また、財政安定化基金より借入を行った場合、次期計画において、財政安定化基金に償還するため、第1号被保険者の保険料に償還金分を上乗せして徴収する必要が生じます。

E 財政安定化基金償還金

本市においては、第8期計画に財政安定化基金より借入れを行っていないため、第9期計画においては、財政安定化基金償還金は生じません。

F 介護給付費準備基金取崩額

介護給付費準備基金は、計画より保険給付費が減少したこと等により、第1号被保険者の保険料に余剰金が発生した場合に積み立てるために、各保険者が設置する基金です。

当該基金の取扱いについては、国が方針を示しており、各保険者で最低限必要と認める額を除き、保険料負担軽減のため取り崩すこととされています。

本市においては、第8期計画終了時点において、約13億円の基金残高が生じる見込みであり、このうち2億8千300万円を第9期計画に取り崩すことを想定し、保険料負担を軽減します。

残りの基金については、第10期以降の介護保険料の上昇幅を抑制するため、活用していく予定です。

G 市町村特別給付費等

市町村特別給付は、介護保険の介護給付・予防給付のほかに、要介護状態の軽減または防止等のために市町村が条例で定める保険給付です。費用は第1号被保険者の保険料で賄うこととされています。

本市においては、介護用品(紙おむつ)給付事業を実施するための第9期中の給付費として、約8千200万円を見込んでいます。

H 保険者機能強化推進交付金等交付見込額

本市においては第9期中の保険者機能強化推進交付金等について、約7千700万円の交付を見込んでいます。

【保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金について】

平成29年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、PDCAサイクルによる取組が制度化されました。

保険者機能強化推進交付金は、この一環として、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するために創設されました。

また、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、介護保険保険者努力支援交付金(社会保障の充実分)が創設され、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することによる配分基準のメリハリ付けが強化されています。

I 保険料収納必要額

以上より算出した結果、第9期計画中に、第1号被保険者の保険料として収納が必要な額は、約58億8千700万円となります。

第6章 介護保険事業の運営方針

図表 29 保険料収納必要額

(単位：千円)

区分	第9期				第14期
	合計	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
標準給付費見込額	22,430,372	7,181,285	7,502,269	7,746,818	11,325,346
地域支援事業費	1,521,570	493,785	509,189	518,596	539,758
第1号被保険者負担分相当額 (A)	5,508,947	1,765,266	1,842,635	1,901,045	3,084,927
調整交付金相当額 (B)	1,173,629	375,907	392,497	405,224	583,881
調整交付金見込額 (C)	516,918	147,356	175,054	194,508	416,891
財政安定化基金拠出金見込額 (D)	0				0
財政安定化基金償還金 (E)	0				0
準備基金取崩額 (F)	283,000				0
市町村特別給付費等 (G)	82,400	25,768	28,028	28,604	31,212
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 (H)	77,367				25,789
保険料収納必要額 (I)	5,887,690				3,257,340

注：金額は千円単位で四捨五入をしているため、表の各金額の合計値は一致しないことがあります。

(3) 所得段階の設定

本市では、負担能力に応じた保険料設定を行うため、所得段階に応じた第1段階～第13段階までの保険料段階区分を設定しています。

第9期計画においても、第8期計画から引き続き、保険料段階区分を13段階で設定します。

なお、第1段階から第3段階までについては、公費による低所得者の負担軽減措置を適用し、保険料率を引き下げることとしています。(図表 30)

図表 30 第9期の保険料段階区分

所得段階	第9期(2024年度～2026年度)			
	対象者		保険料率	
第1段階	本人が市町村民税非課税	世帯全員非課税	生活保護受給者／老齢福祉年金受給者 本人の公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が80万円以下	0.285 (公費軽減前0.455)
第2段階			本人の公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が80万円超120万円以下	0.485 (公費軽減前0.685)
第3段階			本人の公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が120万円超	0.685 (公費軽減前0.69)
第4段階		世帯課税	本人の公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が80万円以下	0.9
第5段階(基準)			本人の公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が80万円超	1.0
第6段階	本人が市町村民税課税	本人の合計所得金額が125万円未満		1.2
第7段階		本人の合計所得金額が125万円以上210万円未満		1.3
第8段階		本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満		1.5
第9段階		本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満		1.7
第10段階		本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満		1.9
第11段階		本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満		2.1
第12段階		本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満		2.3
第13段階		本人の合計所得金額が720万円以上		2.4

(4) 第1号被保険者の保険料の算出

【第1号被保険者保険料の算出の流れ】

$$D \text{ 第1号被保険者保険料 (年額)} = A \text{ 保険料収納必要額} \\ \div B \text{ 予定保険料収納率} \\ \div C \text{ 所得段階別加入割合補正後被保険者数}$$

A 保険料収納必要額

(2)で算出した保険料収納必要額(約58億8千700万円)を、第1号被保険者から保険料として徴収する必要があります。

B 予定保険料収納率

予定保険料収納率は、過去の収納実績を参考に、99.5%を見込んでいます。保険料収納必要額をこの収納率で除することにより、第9期計画中に賦課すべき保険料額を求めます。

C 所得段階別加入割合補正後被保険者数

所得段階別加入割合補正後被保険者数とは、各所得段階の人数と保険料率を乗じたものを合計したものです。第9期計画中に賦課すべき保険料額を、この被保険者数で除することにより、第1号被保険者1人当たりの保険料額を算出します。

D 第1号被保険者保険料

以上より算出した結果、第9期計画中の第1号被保険者の保険料は、年額71,400円(月額5,950円)となります。

保険料収納必要額(A)	5,887,690千円
予定保険料収納率(B)	99.5%
所得段階別加入割合補正後被保険者数(C)(3年間の合計人数)	82,881人
第1号被保険者の保険料基準額(年額)(D)(A÷B÷C)	71,400円
第1号被保険者の保険料基準額(月額)(D÷12)	5,950円

(5) 所得段階別の第1号被保険者保険料

(4)で求めた第1号被保険者保険料に、所得段階別の保険料率を乗じた、第9期計画中の保険料は以下のとおりとなります。

図表 31 第1号被保険者の所得段階別保険料

区分	所得段階	対象者	基準額に対する 保険料率	保険料年額 (月額)※
本人が市町村民税非課税	世帯全員非課税	第1段階 生活保護受給者／老齢福祉年金受給者 本人の公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が80万円以下	0.285 (公費軽減前0.455)	20,349円 (1,695円)
		第2段階 本人の公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が80万円超120万円以下	0.485 (公費軽減前0.685)	34,629円 (2,885円)
		第3段階 本人の公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が120万円超	0.685 (公費軽減前0.69)	48,909円 (4,075円)
	世帯課税	第4段階 本人の公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が80万円以下	0.9	64,260円 (5,355円)
		第5段階 (基準) 本人の公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が80万円超	1.0	71,400円 (5,950円)
本人が市町村民税課税	第6段階 本人の合計所得金額が125万円未満	1.2	85,680円 (7,140円)	
	第7段階 本人の合計所得金額が125万円以上210万円未満	1.3	92,820円 (7,735円)	
	第8段階 本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.5	107,100円 (8,925円)	
	第9段階 本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.7	121,380円 (10,115円)	
	第10段階 本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.9	135,660円 (11,305円)	
	第11段階 本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.1	149,940円 (12,495円)	
	第12段階 本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.3	164,220円 (13,685円)	
	第13段階 本人の合計所得金額が720万円以上	2.4	171,360円 (14,280円)	

※月額で1円未満の端数が生じるものについては、1円未満を切り捨てています。

参考：第1号被保険者の保険料推計（まとめ）

(1)～(5)の内容をまとめると、図表 32のとおりとなります。

図表 32 第1号被保険者の保険料推計（まとめ）

区分	合計	第9期			第14期
		2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
第1号被保険者数	80,925人	26,628人	26,991人	27,306人	34,371人
前期(65～74歳)	37,488人	12,736人	12,482人	12,270人	15,769人
後期(75歳～)	43,437人	13,892人	14,509人	15,036人	18,602人
後期(75歳～84歳)	29,780人	9,588人	9,965人	10,227人	10,495人
後期(85歳～)	13,657人	4,304人	4,544人	4,809人	8,107人
保険料設定を弾力化した場合の所得段階別加入割合					
第1段階	16.5%	16.5%	16.5%	16.5%	16.5%
第2段階	9.1%	9.1%	9.1%	9.1%	9.1%
第3段階	7.9%	7.9%	7.9%	7.9%	7.9%
第4段階	11.5%	11.5%	11.5%	11.5%	11.5%
第5段階	12.4%	12.4%	12.4%	12.4%	12.4%
第6段階	14.8%	14.8%	14.8%	14.8%	14.8%
第7段階	13.7%	13.7%	13.7%	13.7%	13.7%
第8段階	6.6%	6.6%	6.6%	6.6%	6.6%
第9段階	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%
第10段階	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%
第11段階	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%
第12段階	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%
第13段階	2.2%	2.2%	2.2%	2.2%	2.2%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
所得段階別被保険者数					
第1段階	13,387人	4,405人	4,465人	4,517人	5,686人
第2段階	7,395人	2,433人	2,467人	2,495人	3,141人
第3段階	6,426人	2,115人	2,143人	2,168人	2,729人
第4段階	9,278人	3,053人	3,094人	3,131人	3,941人
第5段階	10,005人	3,292人	3,337人	3,376人	4,249人
第6段階	11,964人	3,936人	3,991人	4,037人	5,081人
第7段階	11,089人	3,649人	3,698人	3,742人	4,710人
第8段階	5,379人	1,770人	1,794人	1,815人	2,285人
第9段階	2,227人	733人	743人	751人	946人
第10段階	1,088人	358人	363人	367人	462人
第11段階	572人	188人	191人	193人	243人
第12段階	364人	120人	121人	123人	154人
第13段階	1,751人	576人	584人	591人	744人
合計	80,925人	26,628人	26,991人	27,306人	34,371人
弾力化した場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数 (C)	82,881人	27,271人	27,643人	27,966人	35,201人

第6章 介護保険事業の運営方針

図表 32 第1号被保険者の保険料推計（まとめ）（続き）

	合計	第9期			第14期
		2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
標準給付費見込額 (A)	22,430,372千円	7,181,285千円	7,502,269千円	7,746,818千円	11,325,346千円
地域支援事業費 (B)	1,521,570千円	493,785千円	509,189千円	518,596千円	539,758千円
第1号被保険者負担分相当額 (D=(A+B)×23%)	5,508,947千円	1,765,266千円	1,842,635千円	1,901,045千円	3,084,927千円
調整交付金相当額 (E=A×5.0%)	1,173,629千円	375,907千円	392,497千円	405,224千円	583,881千円
調整交付金見込交付割合 (H)		1.96%	2.23%	2.40%	3.57%
後期高齢者加入割合補正係数 (F)		1.1018	1.0921	1.0832	1.0283
所得段階別加入割合補正係数 (G)		1.0274	1.0261	1.0274	1.0261
調整交付金見込額 (I=(A+B)×H)	516,918千円	147,356千円	175,054千円	194,508千円	416,891千円
財政安定化基金拠出金見込額	0千円				0千円
財政安定化基金拠出率	0.00%				0.00%
財政安定化基金償還金	0千円				0千円
準備基金の残高（令和5年度末の見込額）	1,302,251千円				0千円
準備基金取崩額	283,000千円				0千円
審査支払手数料1件あたり単価		38.00円	38.00円	38.00円	38.00円
審査支払手数料支払件数	366,516件	117,612件	122,433件	126,471件	183,063件
審査支払手数料差引額	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
市町村特別給付費等	82,400千円	25,768千円	28,028千円	28,604千円	31,212千円
市町村相互財政安定化事業負担額	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
市町村相互財政安定化事業交付金	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
保険者機能強化推進交付金等交付見込額	77,367千円				25,789千円
保険料収納必要額	5,887,690千円	0千円	0千円	0千円	3,257,340千円
予定保険料収納率	99.50%				99.50%
保険料基準額に対する弾力化をした場合の保険料額					
保険料収納必要額（月額）	6,236円				7,750円
準備基金取崩額	286円				0円
基準保険料額（月額）	5,950円				7,750円

資料編

1. 用語の解説

【あ行】

用語	説明
ICT(アイ・シー・ティー)	「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。単なる情報処理にとどまらず、ネットワーク通信を利用した情報や知識の共有を重要視したもの。
アウトカム指標	施策・事業の実施により発生する効果・成果(アウトカム)を表す指標
アセスメント	介護サービス計画の作成に先立って課題を分析すること。
安心生活創造事業	ひとり暮らし高齢者世帯等が地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指し、地域支え合い活動や企業等による見守りを行う事業。
インフォーマルサービス	公的機関や専門職による制度に基づくサービスを除く援助のことで、要介護者などに近い立場の家族、友人、近隣住民、ボランティアなどの人々が行うサービス。
NPO(エヌピーオー)	民間企業の営利活動とは違い、福祉・環境・まちづくりなどのさまざまな分野において、非営利の活動を行う民間団体。

【か行】

用語	説明
介護給付	要介護状態(要介護1～5)にある被保険者への保険給付。予防給付とは異なり、施設サービスが受けられる。
介護従事者特別支援金	新型コロナウイルス感染症への感染リスクが高い最前線で献身的に介護等の業務に当たる、高齢者施設等の従事者に感謝し、その労に報いるために市独自に支給した特別支援金のこと。従事者が安心して従事できるような取組等に活用された。
介護報酬	事業者が利用者(要介護者又は要支援者)に介護サービスを提供した場合に、その対価として保険者(市)じから支払われる報酬のこと。介護サービスの種類ごとに、サービス内容又は要介護度、事業所・施設の所在地等に応じた平均的な費用を勘案して、国において金額が決定される。
介護予防	要介護状態になることをできる限り防ぐこと、そして要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないように維持・改善を図ること。
介護予防・日常生活支援総合事業	要支援者とそれに相当する人(事業対象者)を対象とする「介護予防・生活支援サービス事業」と、すべての第1号被保険者を対象とする「一般介護予防事業」を総合的に実施する事業で、すべての市町村で実施することとなっている。また、令和3年4月の制度改正により、市町村の判断により、要介護者についても、介護予防・日常生活支援総合事業の対象とすることが可能になった。
介護予防ボランティアポイント制度	介護予防の取組に関するボランティア活動に対して、施設利用券への交換が可能なポイントを付与する制度。

【か行】（続き）

用語	説明
回想法	昔の懐かしい写真や音楽、昔使っていた馴染み深い家庭用品などを見たり、触れたりしながら、昔の経験や思い出を語り合う心理療法。過去を語ることで脳が刺激され、精神状態を安定させ、認知機能の改善等の効果が期待できる。
春日市介護を考える家族の会「ひだまりの会」	春日市社会福祉協議会の協力のもと、春日市内の介護を行う家族などで構成される会。定例会や「出前ひだまり」など、介護に関する勉強会、悩み相談などを行っている。
春日市総合情報メール	防犯・緊急をはじめとして、文化、子育て、健康、福祉など春日市のさまざまな情報を登録者にメールで配信するサービス。認知症等により行方不明になった高齢者の早期発見につながるよう、総合情報メールの登録者に捜索を呼びかけている。
春日市地域しあわせプラン 2021	春日市と春日市社会福祉協議会が連携して策定する、第4次春日市地域福祉計画・地域福祉活動計画。2021年度から2025年までの5か年の計画となっており、第4次では成年後見制度利用促進基本計画を兼ねている。高齢者福祉計画・介護保険事業計画の上位計画に位置づけられている。
居宅サービス	自宅での生活を中心にした介護サービス。（サービス内容については「資料編 3. 介護保険サービスの内容」参照）
居宅介護支援事業者	介護サービス計画（ケアプラン）の作成や介護認定に必要な訪問調査などを行う事業者。ケアマネジャーを配置し、サービスを受けようとする人が適切なサービスを利用できるよう、各種相談、認定申請の代行、サービス提供機関との連絡調整を行う。
ケアマネジメント	要介護・要支援者等に対し、アセスメントによりニーズを明確化して、さまざまな社会資源を活用したサービス計画（ケアプラン）を策定し、その実施状況を評価するとともに、必要に応じてサービス計画の見直しを行う一連の過程のこと。
ケアマネジャー（介護支援専門員）	サービス利用者からの相談に応じて、適切な介護保険サービスを受けられるよう事業者等との連絡調整を行い、介護サービス計画（ケアプラン）を作成する専門的な知識・技術を有する者。
権利擁護	自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者等の適切な権利の行使の支援、権利侵害の解消・予防等を行うこと。
高額医療合算介護サービス費	1年間（8月から翌年7月まで）に医療保険と介護保険の両方のサービスを利用した世帯の自己負担額の合計が、医療・介護合算の自己負担限度額（年間）を超えた場合に支給される給付のこと。
高額介護サービス費	同じ月に介護サービスを利用した世帯の自己負担額が、所得に応じた上限額を超えた場合に支給される給付のこと。
合計所得金額	収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なる）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のこと。なお、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額のある場合は、合計所得金額から控除した後の額。
国勢調査	統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定に基づいて実施する人及び世帯に関する全数調査。国及び地方公共団体における各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的としている。
コーホート変化率法	人口推計の方法のひとつ。各コーホート（同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のこと）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。

【さ行】

用語	説明
サービス付き高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)の規定により都道府県に登録される、高齢者を支える見守り等のサービスを提供するバリアフリー構造の住宅。2011年10月より登録が開始された。契約方式には賃貸借方式(住居の契約とサービスの契約が別個となっているもの)と利用権方式(住居の契約とサービスの契約が一体となっているもの)がある。
施設サービス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)や介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院に入所して、日常生活上の世話や、機能訓練、医療等のサービスを受けること。(サービス内容については「資料編 3. 介護保険サービスの内容」参照)
シニアクラブ	おおむね60歳以上の高齢者が、地域で自主的に組織する団体。健康づくり推進活動、社会奉仕活動、自らの生きがいを高める活動をはじめとした地域を豊かにする活動を行い、高齢期の生活を健康で豊かなものにするを目的とする。
社会福祉協議会 (市町村社会福祉協議会)	社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人のこと。地域住民の個々のニーズに応え個々の生活を支え、さらに地域の福祉課題の解決を図るために、地域のボランティアや関係機関と協力しながら社会福祉事業・企画の実施や社会福祉活動への住民参加の援助等の事業を行っている。
自立支援型地域ケア会議	介護保険法第115条の48で定義されている「地域ケア会議」の中で地域ケア個別会議として位置付けて実施している。市町村(保険者)や地域包括支援センター等が主催し、医療、介護等の多職種等が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めることを目的に実施される。
若年性認知症	40歳から64歳に発症した初老期認知症に、18歳から39歳までに発症した若年期認知症を加えた認知症の総称。
終末期ケア	患者が適切な治療を受けても回復の見込みがなく、かつ、死期が間近と判定された状態の期間における、人間らしく死を迎えるための看護や介護。
審査支払手数料	介護保険の保険者である市町村が事業を円滑かつ効率的に行うため、介護保険サービスにかかる費用の請求に対する審査・支払を国民健康保険団体連合会に委託し、審査・支払に要する手数料を支払うもの。
生活支援コーディネーター	多様な主体による多様な取組をコーディネートする以下の機能を担い、地域での支え合いを推進する者。 ①資源開発、②ネットワーク構築、③ニーズと取組のマッチング
成年後見制度	判断能力の不十分な成年者(認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等)を保護するための制度で、家庭裁判所の判断によって、本人に代わって契約の締結等を行う代理人等、本人を援助する者を選任する。本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、それを取り消すことができるようにするなど、本人を保護するための制度。

【た行】

用語	説明
第1号被保険者	介護保険の被保険者のうち、65歳以上の方のこと。このうち、介護保険サービスを受けられるのは、介護や支援が必要であると認定された人であり、どんな病気やけががもとで介護が必要になったかは問われない。

【た行】（続き）

用語	説明
団塊の世代	1947年(昭和22年)から1949年(昭和24年)の3年間に生まれた世代を指す。厚生労働省の統計では出生数ベースで約800万人といわれている。
地域共生社会	2016年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」で掲げられた新たな福祉ビジョンで、高齢者・障がい者・子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる社会をいう。
地域支援事業	被保険者が要介護・要支援状態になることを予防するとともに、要介護・要支援状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が行う事業。
地域包括ケアシステム	介護、介護予防、医療、生活支援及び住まいに係るサービスを、関係者が連携して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組みのこと。
地域包括ケア「見える化」システム	都道府県・市町村における介護保険事業(支援)計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供される。
地域包括支援センター	地域で暮らす高齢者に対して、介護、福祉、健康などのさまざまな面から総合的に支える拠点。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3専門職を配置している。
地域密着型サービス	高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村内で提供される類型として創設されたサービス。事業者の指定は市町村が行い、原則として指定をした市町村の被保険者のみが利用できる。
特定入所者介護サービス費	低所得者の施設利用が困難とならないよう、介護保険施設等を利用した場合の食費・居住費の負担を軽くするために、所得等に応じて支給される給付のこと。対象サービスは、(介護予防)短期入所生活(療養)介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院となっている。
とびうめネット	かかりつけ医を通じて、医療情報(症状、検査結果、病歴、服用しているお薬、アレルギー)を事前に登録しておくことで、体調を崩すなどの緊急時に迅速で適正な医療を支援する情報ネットワーク。

【な行】

用語	説明
認知症ケアパス	地域で生活する認知症の人やその家族が、認知症の状態や段階に応じて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのか、標準的な流れをまとめたもの。
認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のこと。キャラバン・メイト(講師)が開催する認知症サポーター養成講座を受け、自分のできる範囲内での活動を行う。
認知症初期集中支援チーム	複数の専門職により編成され、認知症の初期の支援を集中的に行うチーム。認知症が疑われる人、認知症の人とその家族に訪問(アウトリーチ)し、認知症の専門医による鑑別診断等を踏まえて、観察・評価を行い、本人や家族の自立した生活をサポートする。

【な行】（続き）

用語	説明
認知症施策推進大綱	令和元年6月18日にとりまとめられた認知症に関する施策の指針となる大綱。団塊の世代が75歳以上となる2025年までを対象期間としている。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」の施策を推進している。
認知症地域支援推進員	認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、主に以下の業務を行う専門職。春日市では地域包括支援センターに配置している。①医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援、②認知症の人や家族を支援する相談業務。

【は行】

用語	説明
パブリックコメント	市が政策、制度等を決定する際に、市民の意見を聞くために行う「市民意見募集手続」のこと。または、それに寄せられた意見。
標準的居宅サービス	居宅サービスのうち、特定施設入居者生活介護を除くサービスの総称。
P D C A（ピーディーシーエー）サイクル	Plan（計画）Do（実行）Check（評価）Action（改善）のサイクルを繰り返し行うことで、継続的な業務の改善を促す手法。
賦課徴収	市町村民税の課税状況や収入状況などを基に、第1号被保険者の介護保険料を市が算定し、金額や納付の方法などを通知することを「賦課」といい、賦課した介護保険料を納期限までに完納しないときに行う督促や催告、差押え等の滞納処分の手続のことを「徴収」という。
福祉あんしんサービス（日常生活自立支援事業）	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などのうち、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、市社会福祉協議会が利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行う事業。
福岡県地域医療構想	医療介護総合確保推進法に基づき、都道府県が病床の機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）ごとに、2025年の医療需要と病床の必要数を推計し、あるべき医療体制の姿を明らかにするとともに、その実現に必要な施策を示すもの。地域医療構想における病床数については、都道府県の「二次保健医療圏」を基本とした構想区域ごとに策定する。（春日市は筑紫区域）
フレイル	加齢に伴う筋力や心身の活力が低下した状態（自立と要介護の間の状態）を指す。身体・心理・社会的脆弱性などの多面的な問題を重複しやすく、健康被害を招きやすいハイリスク状態であるが、栄養・運動・社会参加などのしかるべき介入や支援により、生活機能の維持・向上などの可逆性を有する状態。
プロセス指標	事業の目的や目標の達成に向けた過程（手順）や活動状況を表す指標。
8050問題	80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる生活問題のこと。ひきこもりの若者が40～50歳代になり、その親も70～80歳代と高齢になったことで、収入や介護の問題が発生したり、社会的に孤立したりすること。
包括的支援事業・任意事業	地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業以外の部分。地域包括支援センターの運営や、高齢者福祉サービス等の事業が該当する。

【は行】（続き）

用語	説明
保険者機能強化推進交付金	平成29年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者（市町村）の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、PDCAサイクルによる取組が制度化された。市町村や都道府県の自立支援・重度化防止等に関する取組を推進するため、客観的な指標により、様々な取組の達成状況を評価し、その評価に応じて交付される交付金のこと。
保険者努力支援交付金	公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、保険者機能強化推進交付金に加えて創設されたもの。市町村における介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより、交付金の配分基準のメリハリ付けを強化している。

【ま行】

用語	説明
まごころ訪問事業	地域支援事業介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス）の1つ。市が養成したサポーターがひとり暮らしの高齢者等に対して、比較的軽度な生活援助（掃除・買い物など）を行う事業。
慢性疾患	徐々に発症して、治療や経過が長期に及ぶ疾患の総称。主に糖尿病や高血圧、高脂血症に代表される。原因は生活習慣によるものと、腎疾患、リウマチ・アレルギー性疾患、呼吸器疾患などが挙げられる。
民生委員・児童委員	担当区域のひとり暮らし高齢者等、支援を要する人々の生活状況を把握し、福祉担当所管その他行政機関の業務に協力することを職務としている人。都道府県知事の推薦により、厚生労働大臣が委嘱する。

【や行】

用語	説明
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。
有料老人ホーム	高齢者を入居させて、入浴、排せつもしくは食事の介護、食事の提供またはその他の日常生活上必要な便宜を供与する施設。①介護付有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）、②住宅型有料老人ホーム（介護が必要となった場合、外部の在宅介護サービスを利用する）、③健康型有料老人ホーム（介護が必要となった場合、退去の必要がある）の3つに大別される。
ユニット	基本となる構成単位（グループ）のこと。認知症対応型共同生活介護（グループホーム）では、介護が必要な認知症高齢者5～9人を1ユニットとした共同住居の形態をとる。スタッフと共同生活を営み、家庭的で落ち着いた雰囲気の中で生活を送ることにより、認知症の進行を緩やかにすることを目的にしている。こうした小グループ単位の共同生活を基本とする介護を「ユニットケア」という。

【や行】（続き）

用語	説明
要介護状態	身体上または精神上の障がいがあるために、入浴、排泄、食事等の日常生活における基本的な動作の全部、または一部について、一定の期間にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態のこと。状態に応じて、軽度から「要介護1」～「要介護5」の5段階に分けられる。要介護者は、介護給付サービスの対象になる。
要支援状態	「要介護状態」には至らないが、身体上または精神上の障がいがあるために、入浴、排泄、食事等の日常生活における基本的な動作の一部について一定の期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減または状態の悪化の防止のために特に支援を要すると見込まれる状態のこと。状態に応じて軽度から「要支援1」「要支援2」の2段階に分けられる。要支援者は、介護予防給付サービス等の対象になる。
予防給付	要支援状態（要支援1・2）にある被保険者への保険給付。介護給付とは異なり、施設サービスは受けられない。

【ら行】

用語	説明
老人福祉センター	老人福祉法を根拠として老人福祉を行う施設の1つ。 （参考）老人福祉法第20条の7：老人福祉センターは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。

2. 介護保険サービスの内容

【居宅サービス】

種類	説明
訪問介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパー(訪問介護員)が利用者宅を訪問して行う、入浴・食事の介助や、清掃・買い物・調理などの家事援助。
訪問入浴介護	利用者宅に浴槽を持ち込んで行われる入浴の介護。
訪問看護	看護職員が利用者宅を訪問して行う、療養上の世話や診療の補助。
訪問リハビリテーション	理学療法士・作業療法士等が利用者宅を訪問して行う、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが利用者宅を訪問して行う、療養上の管理及び指導。
通所介護 (デイサービス)	日帰りでデイサービスセンターへ通い、入浴・食事などの介護やレクリエーションを受けるサービス。
通所リハビリテーション (デイケア)	日帰りで介護老人保健施設や医療機関等へ通い、理学療法士等からリハビリテーションを受けるサービス。
短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護と生活上の機能訓練を受けるサービス。
短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、医学的管理下で介護・機能訓練等を受けるサービス。
特定施設入居者生活介護	特定施設(有料老人ホームやケアハウス等)に入居し、入浴、食事等の介護や機能訓練を受けるサービス。
福祉用具貸与	車いす、電動式ベッド等、日常生活の自立を助けるための用具を貸与するサービス。
特定福祉用具販売	入浴用いす、浴槽用手すり、腰掛便座等の購入(年額10万円分まで)に対して、利用者負担割合に応じ 購入費の9割分、8割分又は7割分の支給を行うサービス。
住宅改修	手すりの取り付け、段差の解消などの住宅の改修(20万円分まで)に対して、利用者負担割合に応じ、改修費の9割分、8割分又は7割分の支給を行うサービス。

【地域密着型サービス】

「第6章3.(2)地域密着型サービスの基盤整備」(P100)参照

【施設サービス】

種類	説明
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	身体上・精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、在宅で介護を受けることが困難な人が入所して、入浴・排泄・食事などの介護や機能訓練等を受ける施設。
介護老人保健施設	病状が安定し、治療よりも看護や介護に重点を置いたケアを行い、医療・看護・医学的管理の下での介護・機能訓練等を受ける施設。
介護医療院	療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行う施設。
介護療養型医療施設 (令和5年度末廃止)	病院・診療所の療養型病床のうち介護保険が適用される病床において、療養上の管理や看護等のサービスを受ける施設。

【ケアマネジメントのサービス】

種類	説明
居宅介護支援	居宅の要介護者が居宅サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等を定めた居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。居宅介護支援事業者がこの業務を担う。
介護予防支援	居宅の要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等を定めた介護予防サービス計画(介護予防プラン)を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。地域包括支援センターがこの業務を担う。

【介護予防・生活支援サービス事業】

要支援1・2の認定を受けた人等を対象に、訪問や通所のサービス等を提供します。市町村によって事業内容は異なります(春日市の事業内容は、P87参照)。

3. 春日市高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討協議会

事業計画の策定においては、幅広い関係者の協力を得て、地域の事情に応じたものとするために、「春日市高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討協議会」(以下「協議会」といいます。)を設置し、その委員の意見を反映することとしています。

(1) 協議会の根拠法令

春日市高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討協議会条例

(2) 協議会委員 (14名)

選出区分	氏名	所属団体等
学識経験者	鴨打 正浩	九州大学大学院医学研究院
	黒野 賢大	福岡県弁護士会
福祉関係者	岩下 陽子	社会福祉法人 春日市社会福祉協議会
	塚本 禎幸	春日市民生委員児童委員連合協議会
	飯田 秀利	春日市シニアクラブ連合会
	和智 延代	男女共同参画ネットワーク春日
	阿相 美子	公益社団法人 福岡県社会福祉士会
	池田 滋	筑紫地区 やさしい福祉 結の会 (旧筑紫地区介護保険事業者連絡協議会)
	城田 正博	春日市自治会連合会
保健医療関係者	竹内 文夫	一般社団法人 筑紫医師会
	高野 弘一郎	一般社団法人 筑紫歯科医師会
	武田 欣也	一般社団法人 筑紫薬剤師会
市民	亀崎 眞澄	公募
	廣畑 一代	公募

(3) 協議開催状況

開催回・日	主な議題等
第1回 2023年(令和5年) 1月19日(木)	※ 協議会委員辞令書交付 会長及び副会長選任 【協議事項】 1 計画策定に係るアンケート調査の内容について
第2回 2023年(令和5年) 3月23日(木)	【協議事項】 1 令和5年度の会議日程について 【報告事項】 1 計画策定に係るアンケート調査について(速報)
第3回 2023年(令和5年) 7月20日(木)	【報告事項】 1 第9期事業計画策定の進捗状況について
第4回 2023年(令和5年) 9月21日(木)	【報告事項】 1 第9期事業計画の骨子案について
第5回 2023年(令和5年) 11月16日(木)	【報告事項】 1 第9期事業計画の素案について
第6回 2024年(令和6年) 1月18日(木)	【報告事項】 1 第9期事業計画の計画案とパブリックコメントについて
第7回 2024年(令和6年) 3月21日(木)	【協議事項】 1 第9期事業計画(最終案)について 2 第9期介護保険料について



みんなで春をつくろう

春日市高齢者福祉計画2024・第9期介護保険事業計画

2024年(令和6年)3月

春日市 地域共生部 高齢課
〒816-8501 福岡県春日市原町3丁目1番地5
TEL : 092-584-1111 FAX : 092-584-3090
MAIL : kaigo@city.kasuga.fukuoka.jp
